



神奈川県

神奈川県屋外広告物関係法令集

令和 7 年度版

神奈川県 県土整備局 都市部 都市整備課

令和 7 年 9 月 1 日

目 次

1	屋外広告物法	1
2	神奈川県屋外広告物条例	19
3	神奈川県屋外広告物条例施行規則	40
4	神奈川県屋外広告物条例による地域の指定	91
5	神奈川県屋外広告物条例による広告景観形成地区の指定（大井町酒匂縦貫道路沿道広告景観形成地区）	100
6	神奈川県屋外広告物条例による広告景観形成地区の指定（大山バイパス周辺広告景観形成地区）	101
7	神奈川県屋外広告物条例施行規則別表第3に基づく区域の指定	102
8	附属機関の設置に関する条例（抄）	103
9	神奈川県屋外広告物審議会規則	104
10	神奈川県事務委任規則（抄）	106
11	事務処理の特例に関する条例（抄）	108
12	事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（抄）	111
13	神奈川県行政手続条例	112
14	許認可等事務の標準処理期間に関する規程	126

※令和7年9月1日現在の情報です。

※条例等の一部改正時に、常用漢字となっている文言を修正するため、ひらがなと漢字が混在する場合があります。

例：「はり紙」と「貼り紙」

屋外広告物法

(昭和 24 年 6 月 3 日法律第 189 号)

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）
- 第 2 章 広告物等の制限（第 3 条―第 6 条）
- 第 3 章 監督（第 7 条・第 8 条）
- 第 4 章 屋外広告業
 - 第 1 節 屋外広告業の登録等（第 9 条―第 11 条）
 - 第 2 節 登録試験機関（第 12 条―第 25 条）
- 第 5 章 雑則（第 26 条―第 29 条）
- 第 6 章 罰則（第 30 条―第 34 条）
- 附則

第 1 章 総則（平 16 法 111・章名追加）

（目的）

- 第 1 条 この法律は、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置並びにこれらの維持並びに屋外広告業について、必要な規制の基準を定めることを目的とする。
- （平 16 法 111・一部改正）

（定義）

- 第 2 条 この法律において「屋外広告物」とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであつて、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。
- 2 この法律において「屋外広告業」とは、屋外広告物（以下「広告物」という。）の表示又は広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）の設置を行う営業をいう。
- （昭 48 法 81・追加, 平 16 法 111・一部改正）

第 2 章 広告物等の制限（平 16 法 111・章名追加）

（広告物の表示等の禁止）

- 第 3 条 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観又は風致を維持するために必要があると認めるときは、次に掲げる地域又は場所について、広告物の表示又は掲出物件の設置を禁止することができる。
- （1） 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 2 章の規定により定められた第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種

中高層住居専用地域、田園住居地域、景観地区、風致地区又は伝統的建造物群保存地区

- (2) 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 27 条又は第 78 条第 1 項の規定により指定された建造物の周囲で、当該都道府県が定める範囲内にある地域、同法第 109 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 110 条第 1 項の規定により指定され、又は仮指定された地域及び同法第 143 条第 2 項に規定する条例の規定により市町村が定める地域
- (3) 森林法（昭和 26 年法律第 249 条）第 25 条第 1 項第 11 号に掲げる目的を達成するため保安林として指定された森林のある地域
- (4) 道路、鉄道、軌道、索道又はこれらに接続する地域で、良好な景観又は風致を維持するために必要があるものとして当該都道府県が指定するもの
- (5) 公園、緑地、古墳又は墓地
- (6) 前各号に掲げるもののほか、当該都道府県が特に指定する地域又は場所

2 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観又は風致を維持するために必要があると認めるときは、次に掲げる物件に広告物を表示し、又は掲出物件を設置することを禁止することができる。

- (1) 橋りょう
- (2) 街路樹及び路傍樹
- (3) 銅像及び記念碑
- (4) 景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 19 条第 1 項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第 28 条第 1 項の規定により指定された景観重要樹木
- (5) 前各号に掲げるもののほか、当該都道府県が特に指定する物件

3 都道府県は、条例で定めるところにより、公衆に対する危害を防止するために必要があると認めるときは、広告物の表示又は掲出物件の設置を禁止することができる。

（昭 25 法 214・昭 27 法 71・昭 29 法 131・昭 38 法 92・昭 43 法 101・昭 45 法 109・昭 50 法 49・平 4 法 82・平 11 法 87・平 16 法 61・追加・一部改正, 平 29 法 26・一部改正）

（広告物の表示等の制限）

第 4 条 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要があると認めるときは、広告物の表示又は掲出物件の設置（前条の規定に基づく条例によりその表示又は設置が禁止されているものを除く。）について、都道府県知事の許可を受けなければならないとすることその他必要な制限をすることができる。

（平 16 法 111・追加）

（広告物の表示の方法等の基準）

第 5 条 前条に規定するもののほか、都道府県は、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要があると認めるときは、条例で、広告物（第 3 条の規定に基づく条例によりその表示が禁止されているものを除く。）の形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法の基準若しくは掲出物件（同条の規定に基づく

条例によりその設置が禁止されているものを除く。)の形状その他設置の方法の基準又はこれらの維持の方法の基準を定めることができる。

(平 16 法 111・全部改正)

(景観計画との関係)

第 6 条 景観法第 8 条第 1 項の景観計画に広告物の表示及び掲出物件の設置に関する行為の制限に関する事項が定められた場合においては、当該景観計画を策定した景観行政団体（同法第 7 条第 1 項の景観行政団体をいう。以下同じ。）の前 3 条の規定に基づく条例は、当該景観計画に即して定めるものとする。

(平 16 法 111・全部改正)

第 3 章 監督 (平 16 法 111・章名追加)

(違反に対する措置)

第 7 条 都道府県知事は、条例で定めるところにより、第 3 条から第 5 条までの規定に基づく条例に違反した広告物を表示し、若しくは当該条例に違反した掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者に対し、これらの表示若しくは設置の停止を命じ、又は相当の期限を定め、これらの除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命ずることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による措置を命じようとする場合において、当該広告物を表示し、若しくは当該掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者を過失がなくで確知することができないときは、これらの措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。ただし、掲出物件を除却する場合においては、条例で定めるところにより、相当の期限を定め、これを除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは、自ら又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を公告しなければならない。

3 都道府県知事は、第 1 項の規定による措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき、又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和 23 年法律第 43 号）第 3 条から第 6 条までに定めるところに従い、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせ、その費用を義務者から徴収することができる。

4 都道府県知事は、第 3 条から第 5 条までの規定に基づく条例（以下この条において「条例」という。）に違反した広告物又は掲出物件が、はり紙、はり札等（容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられているはり札その他これに類する広告物をいう。以下この項において同じ。）、広告旗（容易に移動させることができる状態で立てられ、又は容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられている広告の用に供する旗（これを支える台を含む。）をいう。以下この項において同じ。）又は立看板等（容易に移動させることができる状態で立てられ、又は工作物等に立て掛けられている立看板その他これに類する広告物又は掲出物件（これらを支える台を含む。）をいう。以下この項において同じ。）であるときは、その違反に係るはり紙、はり札等、広告旗又は

立看板等を自ら除却し、又はその命じた者若しくは委任した者に除却させることができる。ただし、はり紙にあつては第1号に、はり札等、広告旗又は立看板等にあつては次の各号のいずれにも該当する場合に限る。

(1) 条例で定める都道府県知事の許可を受けなければならない場合に明らかに該当すると認められるにもかかわらずその許可を受けないで表示され又は設置されているとき、条例に適用を除外する規定が定められている場合にあっては当該規定に明らかに該当しないと認められるにもかかわらず禁止された場所に表示され又は設置されているとき、その他条例に明らかに違反して表示され又は設置されていると認められるとき。

(2) 管理されずに放置されていることが明らかなとき。

(昭27法71・昭38法92・昭48法81・追加, 平16法111・一部改正・全部改正)

(除却した広告物等の保管、売却又は廃棄)

第8条 都道府県知事は、前条第2項又は第4項の規定により広告物又は掲出物件を除却し、又は除却させたときは、当該広告物又は掲出物件を保管しなければならない。ただし、除却し、又は除却させた広告物がはり紙である場合は、この限りではない。

2 都道府県知事は、前項の規定により広告物又は掲出物件を保管したときは、当該広告物又は掲出物件の所有者、占有者その他当該広告物又は掲出物件について権原を有する者（以下この条において「所有者等」という。）に対し当該広告物又は掲出物件を返還するため、条例で定めるところにより、条例で定める事項を公示しなければならない。

3 都道府県知事は、第1項の規定により保管した広告物若しくは掲出物件が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又は前項の規定による公示の日から次の各号に掲げる広告物若しくは掲出物件の区分に従い当該各号に定める期間を経過してもなお当該広告物若しくは掲出物件を返還することができない場合において、条例で定めるところにより評価した当該広告物若しくは掲出物件の価額に比し、その保管に不相当な費用若しくは手数料を要するときは、条例で定めるところにより、当該広告物又は掲出物件を売却し、その売却した代金を保管することができる。

(1) 前条第4項の規定により除却された広告物 2日以上で条例で定める期間

(2) 特に貴重な広告物又は掲出物件 3月以上で条例で定める期間

(3) 前2号に掲げる広告物又は掲出物件以外の広告物又は掲出物件 2週間以上で条例で定める期間

4 都道府県知事は、前項に規定する広告物又は掲出物件の価額が著しく低い場合において、同項の規定による広告物又は掲出物件の売却につき買受人がないとき、又は売却しても買受人がないことが明らかであるときは、当該広告物又は掲出物件を廃棄することができる。

5 第3項の規定により売却した代金は、売却に要した費用に充てることができる。

6 前条第2項及び第4項並びに第1項から第3項までに規定する広告物又は掲出物件の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用は、当該広告物又は掲出物件の返還を受けるべき広告物又は掲出物件の所有者等（前条第2項に規定する措置を命ずべき者を含む。）に負担させることができる。

- 7 第2項の規定による公示の日から起算して6月を経過してもなお第1項の規定により保管した広告物又は掲出物件（第3項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。）を返還することができないときは、当該広告物又は掲出物件の所有権は、当該広告物又は掲出物件を保管する都道府県に帰属する。

（平16法111・追加）

第4章 屋外広告業（平16法111・章名追加）

第1節 屋外広告業の登録等（平16法111・節名追加）

（屋外広告業の登録）

- 第9条 都道府県は、条例で定めるところにより、その区域内において屋外広告業を営もうとする者は都道府県知事の登録を受けなければならないものとするができる。

（昭48法81・追加, 平16法111・一部改正）

- 第10条 都道府県は、前条の条例には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 登録の有効期間に関する事項
- (2) 登録の要件に関する事項
- (3) 業務主任者の選任に関する事項
- (4) 登録の取消し又は営業の全部若しくは一部の停止に関する事項
- (5) その他登録制度に関し必要な事項

- 2 前条の条例は、前項第1号から第4号までに掲げる事項について、次に掲げる基準に従って定めなければならない。

- (1) 前項第1号に規定する登録の有効期間は、5年であること。
- (2) 前項第2号に掲げる登録の要件に関する事項は、登録を受けようとする者が次のいずれかに該当するとき、又は申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならないものとする。

イ 当該条例の規定により登録を取り消され、その処分のあつた日から2年を経過しない者

ロ 屋外広告業を営む法人が当該条例の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前30日以内にその役員であつた者でその処分のあつた日から2年を経過しない者

ハ 当該条例の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

ニ この法律に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しない者

ホ 屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからニまで又はへのいずれかに該当するもの

へ 法人でその役員のうちにイからニまでのいずれかに該当する者があるもの
ト 業務主任者を選任していない者

- (3) 前項第3号に掲げる業務主任者の選任に関する事項は、登録を受けようとする者にあつては営業所ごとに次に掲げる者のうちから業務主任者となるべき者を選任するものとし、登録を受けた者にあつては当該業務主任者に広告物の表示及び掲出物件の設置に係る法令の規定の遵守その他当該営業所における業務の適正な実施を確保するため必要な業務を行わせるものとする。

イ 国土交通大臣の登録を受けた法人（以下「登録試験機関」という。）が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者

ロ 広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識を修得させることを目的として都道府県の行う講習会の課程を修了した者

ハ イ又はロに掲げる者と同等以上の知識を有するものとして条例で定める者

- (4) 前項第4号の登録の取消し又は営業の全部若しくは一部の停止に関する事項は、登録を受けた者が次のいずれかに該当するときは、その登録を取消し、又は6月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとする。

イ 不正の手段により屋外広告業の登録を受けたとき。

ロ 第2号ロ又はニからトまでのいずれかに該当することとなつたとき。

ハ この法律に基づく条例又はこれに基づく処分に違反したとき。

（平16法111・追加, 平23法61・一部改正）

（屋外広告業を営む者に対する指導、助言及び勧告）

第11条 都道府県知事は、条例で定めるところにより、屋外広告業を営む者に対し、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。

（昭48法81・追加, 平16法111・一部改正）

第2節 登録試験機関（平16法111・追加）

（登録）

第12条 第10条第2項第3号イの規定による登録は、同号イの試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

（平16法111・追加）

（欠格条項）

第13条 次の各号のいずれかに該当する法人は、第10条第2項第3号イの規定による登録を受けることができない。

- (1) この法律の規定に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して2年を経過しない者であること。

- (2) 第25条第1項又は第2項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から

起算して2年を経過しない者であること。

- (3) その役員のうちに、第1号に該当する者があること。

(平16法111・追加)

(登録の基準)

第14条 国土交通大臣は、第12条の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、第10条第2項第3号イの規定による登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、国土交通省令で定める。

- (1) 試験を別表の上欄に掲げる科目について行い、当該科目についてそれぞれ同表の下欄に掲げる試験委員が問題の作成及び採点を行うものであること。

- (2) 試験の信頼性の確保のための次に掲げる措置がとられていること。

イ 試験事務について専任の管理者を置くこと。

ロ 試験事務の管理（試験に関する秘密の保持及び試験の合格の基準に関することを含む。）に関する文書が作成されていること。

ハ ロの文書に記載されたところに従い試験事務の管理を行う専任の部門を置くこと。

- (3) 債務超過の状態にないこと。

(平16法111・追加)

(登録の公示等)

第15条 国土交通大臣は、第10条第2項第3号イの規定による登録をしたときは、当該登録を受けた者の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該登録をした日を公示しなければならない。

2 登録試験機関は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の2週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

3 国土交通大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(平16法111・追加)

(役員の選任及び解任)

第16条 登録試験機関は、役員を選任し、又は解任したときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(平16法111・追加)

(試験委員の選任及び解任)

第17条 登録試験機関は、第14条第1号の試験委員を選任し、又は解任したときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(平16法111・追加)

(秘密保持義務等)

第 18 条 登録試験機関の役員若しくは職員（前条の試験委員を含む。次項において同じ。）

又はこれらの職にあつた者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 試験事務に従事する登録試験機関の役員及び職員は、刑法（明治 40 年法律第 45 条）

その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（平 16 法 111・追加）

（試験事務規程）

第 19 条 登録試験機関は、国土交通省令で定める試験事務の実施に関する事項について試験事務規程を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 国土交通大臣は、前項の規程により認可をした試験事務規程が試験事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、登録試験機関に対して、これを変更すべきことを命ずることができる。

（平 16 法 111・追加）

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第 20 条 登録試験機関は、毎事業年度経過後 3 月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第 33 条において「財務諸表等」という。）を作成し、5 年間登録試験機関の事務所に備えて置かなければならない。

2 試験を受けようとする者その他の利害関係人は、登録試験機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第 2 号又は第 4 号の請求をするには、登録試験機関の定めた費用を支払わなければならない。

（1） 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

（2） 前号の書面の謄本又は抄本の請求

（3） 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を国土交通省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

（4） 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

（平 16 法 111・追加, 平 17 法 87・一部改正）

（帳簿の備付け等）

第 21 条 登録試験機関は、国土交通省令で定めるところにより、試験事務に関する事項で国土交通省令で定めるものを記載した帳簿を備え、保存しなければならない。

（平 16 法 111・追加）

(適合命令)

第 22 条 国土交通大臣は、登録試験機関が第 14 条各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録試験機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(平 16 法 111・追加)

(報告及び検査)

第 23 条 国土交通大臣は、試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録試験機関に対して、試験事務の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、登録試験機関の事務所に立ち入り、試験事務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(平 16 法 111・追加)

(試験事務の休廃止)

第 24 条 登録試験機関は、国土交通大臣の許可を受けなければ、試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定による許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(平 16 法 111・追加)

(登録の取消し等)

第 25 条 国土交通大臣は、登録試験機関が第 13 条第 1 号又は第 3 号に該当するに至つたときは、当該登録試験機関の登録を取り消さなければならない。

2 国土交通大臣は、登録試験機関が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録試験機関に対して、その登録を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 第 15 条第 2 項、第 16 条、第 17 条、第 20 条第 1 項、第 21 条又は前条第 1 項の規定に違反したとき。

(2) 正当な理由がないのに第 20 条第 2 項各号の規定による請求を拒んだとき。

(3) 第 19 条第 1 項の規定による認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行つたとき。

(4) 第 19 条第 2 項又は第 22 条の規定による命令に違反したとき。

(5) 不正な手段により第 10 条第 2 項第 3 号イの規定による登録を受けたとき。

3 国土交通大臣は、前 2 項の規定により登録を取り消し、又は前項の規定により試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

(平 16 法 111・追加)

第5章 雑則（平 16 法 111・章名追加）

（特別区の特例）

第 26 条 この法律中都道府県知事の権限に属するものとされている事務で政令で定めるものは、特別区においては、政令で定めるところにより特別区の長が行うものとする。この場合においては、この法律中都道府県知事に関する規定は、特別区の長に関する規定として特別区の長に適用があるものとする。

（昭 39 法 169・追加, 昭 48 法 81・平 16 法 111・一部改正）

（大都市等の特例）

第 27 条 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市（以下「中核市」という。）においては、政令で定めるところにより、指定都市又は中核市（以下「指定都市等」という。）が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。

（昭 31 法 148・追加, 昭 37 法 161, 昭 48 法 81, 平 6 法 49・平 11 法 87, 平 16 法 111・一部改正）

（景観行政団体である市町村の特例等）

第 28 条 都道府県は、地方自治法第 151 条の 17 の 2 の規定によるもののほか、第 3 条から第 5 条まで、第 7 条又は第 8 条の規定に基づく条例の制定又は改廃に関する事務の全部又は一部を、条例で定めるところにより、景観行政団体である市町村、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成 20 年法律第 40 号）第七条第一項に規定する認定市町村である市町村又は都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）第 46 条第 1 項に規定する都市再生整備計画に同条第 2 項第 5 号に掲げる事項を記載した市町村（いずれも指定都市及び中核市を除く。）が処理することとすることができる。この場合においては、都道府県知事は、あらかじめ、当該市町村の長に協議しなければならない。

（平 16 法 111・追加, 平 20 法 40, 令 2 法 43・一部改正）

（適用上の注意）

第 29 条 この法律及びこの法律の規定に基づく条例の適用に当たっては、国民の政治活動の自由その他国民の基本的人権を不当に侵害しないように留意しなければならない。

（平 16 法 111・追加）

第6章 罰則（平 16 法 111・章名追加）

第 30 条 第 18 条第 1 項の規定に違反した者は、1 年以下の拘禁刑又は 100 万円以下の罰金に処する。

（平 16 法 111・追加）

第 31 条 第 25 条第 2 項の規定による試験事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした登録試験機関の役員又は職員は、1 年以下の拘禁刑又は 100 万円以下の罰金に処する。

(平 16 法 111・追加)

第 32 条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした登録試験機関の役員又は職員は、30 万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 21 条の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。
- (2) 第 23 条第 1 項の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
- (3) 第 24 条第 1 項の規定による許可を受けないで、試験事務の全部を廃止したとき。

(平 16 法 111・追加)

第 33 条 第 20 条第 1 項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第 2 項各号の規定による請求を拒んだ者は、20 万円以下の過料に処する。

(平 16 法 111・追加)

第 34 条 第 3 条から第 5 条まで及び第 7 条第 1 項の規定に基づく条例には、罰金又は過料のみを科する規定を設けることができる。

(昭 48 法 81・平 16 法 111・一部改正)

附 則

- 1 この法律は、公布の日から起算して 90 日を経過した日から施行する。
- 2 広告物取締法（明治 44 年法律第 70 号）は、廃止する。
- 3 この法律施行前にした広告物取締法に違反する行為に対する罰則の適用に関しては、なお、従前の例による。

附 則〔昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号抄〕

(施行期日)

第 1 条 この法律施行の期日は、公布の日から起算して 3 月を超えない期間内において、政令で定める。

〔昭和 25 年 8 月政令 276 号により、昭和 25 年 8 月 29 日から施行〕

附 則〔昭和 27 年 4 月 5 日法律第 71 号〕

この法律は、公布の日から施行する。

附 則〔昭和 29 年 5 月 29 日法律第 131 号抄〕

- 1 この法律は、昭和 29 年 7 月 1 日から施行する。

附 則〔昭和 31 年 6 月 12 日法律第 148 号〕

- 1 この法律は、地方自治法の一部を改正する法律（昭和 31 年法律第 147 号）の施行の日

から施行する。

- 2 この法律の施行の際海区漁業調整委員会の委員又は農業委員会の委員の職にある者の兼業禁止及びこの法律の施行に伴う都道府県又は都道府県知事若しくは都道府県の委員会その他の機関が処理し、又は管理し、及び執行している事務の地方自治法第 252 条の 19 第 1 項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は指定都市の市長若しくは委員会その他の機関への引継に関し必要な経過措置は、それぞれ地方自治法の一部を改正する法律（昭和 31 年法律第 147 号）附則第 4 項及び第 9 項から第 15 項までに定めるところによる。

附 則〔昭和 37 年 9 月 15 日法律第 161 号抄〕

- 1 この法律は、昭和 37 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政庁の処分、この法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為その他この法律の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。
- 3 この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て（以下「訴願等」という。）については、この法律の施行後も、なお従前の例による。この法律の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分（以下「裁決等」という。）又はこの法律の施行前に提起された訴願等につきこの法律の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。
- 4 前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができることとなる処分に係るものは、同法以外の法律の適用については、行政不服審査法による不服申立てとみなす。
- 5 第 3 項の規定によりこの法律の施行後にされる審査の請求、異議の申立てその他の不服申立ての裁決等については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。
- 6 この法律の施行前にされた行政庁の処分で、この法律による改正前の規定により訴願等を行うことができるものとされ、かつ、その提起期間が定められていなかったものについて、行政不服審査法による不服申立てをすることができる期間は、この法律の施行の日から起算する。
- 8 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 9 前 8 項に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔昭和 38 年 5 月 24 日法律第 92 号〕

この法律は、公布の日から起算して 90 日を経過した日から施行する。

附 則〔昭和 39 年 7 月 11 日法律第 169 号抄〕

（施行期日）

- 1 この法律は、昭和 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則〔昭和 43 年 6 月 15 日法律第 101 号抄〕

この法律は、新法の施行の日から施行する。

附 則〔昭和 45 年 6 月 1 日法律第 109 号抄〕

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から起算して1年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔都市計画法等の一部改正に伴う経過措置〕

- 17 この法律の施行の際現に改正前の都市計画法第2章の規定による都市計画において定められている用途地域、住居専用地区若しくは工業専用地区又は空地地区若しくは容積地区に関しては、この法律の施行の日から起算して3年を経過する日までの間は、この法律による改正前の次の各号に掲げる法律の規定は、なおその効力を有する。

1 屋外広告物法

（罰則に関する経過措置）

- 19 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則〔昭和48年9月17日法律第81号〕

この法律は、公布の日から起算して90日を経過した日から施行する。

附 則〔昭和50年7月1日法律第49号抄〕

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から起算して3箇月を経過した日から施行する。

（経過措置）

- 9 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお、従前の例による。

附 則〔平成4年6月26日法律第82号抄〕

（施行期日）

- 第1条 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（屋外広告物法等の一部改正に伴う経過措置）

- 第18条 この法律の施行の際現に旧都市計画法の規定により定められている都市計画区域内の用途地域に関しては、この法律の施行の日から起算して3年を経過する日までの間は、この法律による改正前の次に掲げる法律の規定は、なおその効力を有する。

（1） 屋外広告物法

附 則〔平成6年6月29日法律第49号抄〕

（施行期日）

- 1 この法律中、第1章の規定及び次項の規定は地方自治法の一部を改正する法律（平成6年法律第48号）中地方自治法（昭和22年法律第67号）第2編第12章の改正規定の施行の日から施行する。

附 則〔平成11年7月16日法律第87号抄〕

（施行期日）

- 第1条 この法律は、平成12年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1） 附則第7条、第10条、第12条、第59条ただし書、第60条第4項及び第5項、第73条、第77条、第157条第4項から第6項まで、第160条、第163条、第164条並びに第202条の規定 公布の日

（国等の事務）

- 第159条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施

行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第 161 条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

（処分、申請等に関する経過措置）

第 160 条 この法律（附則第 1 条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第 163 条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第 2 条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（不服申立てに関する経過措置）

第 161 条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務とする。

（手数料に関する経過措置）

第 162 条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定により納付すべきであつた手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第 163 条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第 164 条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

2 附則第 18 条、第 51 条及び第 184 条の規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。

附 則〔平成 16 年 5 月 28 日法律第 61 号抄〕

(施行期日)

第 1 条 この法律は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則〔平成 16 年 6 月 18 日法律第 111 号抄〕

(施行期日)

第 1 条 この法律は、景観法（平成 16 年法律第 110 号）の施行の日から施行する。ただし、第 5 条並びに附則第 4 条、第 5 条及び第 7 条の規定は、景観法附則ただし書に規定する日から施行する。

(屋外広告物法の一部改正に伴う経過措置)

第 3 条 この法律の施行前に第 4 条の規定による改正前の屋外広告物法（以下「旧屋外広告物法」という。）第 7 条第 1 項の規定により命ぜられた措置については、第 4 条の規定による改正後の屋外広告物法（以下「新屋外広告物法」という。）第 7 条第 1 項及び第 3 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に旧屋外広告物法第 8 条及び第 9 条の規定に基づく条例（以下この条において「旧条例」という。）を定めている都道府県（旧屋外広告物法第 13 条の規定によりその事務を処理する地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市及び同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市を含む。）が、新屋外広告物法第 9 条の規定に基づく条例（以下この条において「新条例」という。）を定め、これを施行するまでの間は、旧屋外広告物法第 8 条、第 9 条及び第 14 条（第 9 条第 2 項に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。

3 新条例には、新条例の施行の際現に屋外広告業を営んでいる者（新条例の施行の日の前日まで旧条例が適用される場合にあっては、新条例の施行の際現に旧条例の規定に基づき届出をして屋外広告業を営んでいる者）については、新条例の施行の日から 6 月以上で条例で定める期間（当該期間内に新条例の規定に基づく登録の拒否の処分があったときは、その日までの間）は、新条例の規定にかかわらず、登録を受けなくても、引き続き屋外広告業を営むことができる旨を定めなければならない。この場合においては、併せて、その者がその期間内に当該登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も同様とする旨を定めなければならない。

4 新条例には、新条例の施行の際現に旧屋外広告物法第 9 条第 1 項に規定する講習会修了者等である者について、新条例に規定する業務主任者となる資格を有する者とみなす旨を定めなければならない。

5 この法律の施行前に国土交通大臣が定める試験に合格した者は、新屋外広告物法第 10 条第 2 項第 3 号イの試験に合格した者とみなす。

第4条 この法律の施行の際現に旧都市計画法第8条第1項第6号の規定により定められている美観地区（附則第2条第1項前段に規定する美観地区を除く。）についての第5条の規定による改正後の屋外広告物法第3条第1項第1号の規定の適用については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第5条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第6条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔平成17年7月15日法律第83号抄〕

（施行期日）

第1条 この法律は、平成19年4月1日から施行する。

（助教授の在職に関する経過措置）

第2条 次に掲げる法律の規定の適用については、この法律の施行前における助教授としての在職は、准教授としての在職とみなす。

（5） 屋外広告物法（昭和24年法律第189号）別表

〔平成17年7月26日法律第87号抄〕

第12章 罰則に関する経過措置及び政令への委任

（罰則に関する経過措置）

第527条 施行日前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第528条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定による法律の廃止又は改正に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔平成17年7月26日法律第87号〕

この法律は、会社法の施行の日から施行する。

附 則〔平成20年5月23日法律第40号抄〕

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔平成20年10月政令336号により、平成20年11月4日から施行〕

附 則〔平成23年6月3日法律第61号抄〕

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔平成23年12月政令395号により、平成24年4月1日から施行〕

附 則〔平成29年5月12日法律第26号抄〕

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第25条の規定 公布の日

(2) 附則第3条第2項、第6条の規定 公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日

[平成29年6月政令155号により、平成30年4月1日から施行]

(政令への委任)

第25条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔平成30年5月30日法律第33号抄〕

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(4) 附則第11条、第15条、第23条及び第25条から第32条までの規定 公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日

[平成31年1月政令1号により、平成31年4月1日から施行]

附 則〔令和2年6月10日法律第43号抄〕

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

[令和2年9月政令267号により、令和2年9月7日から施行]

[令和4年6月17日法律第68号抄]

(罰則の適用等に関する経過措置)

第441条 刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。)及びこの法律(以下「刑法等一部改正法等」という。)の施行前にした行為の処罰については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

2 刑法等一部改正法等の施行後にした行為に対して、他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑(刑法施行法第19条第1項の規定又は第82条の規定による改正後の沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第25条第4項の規定の適用後のものを含む。)に刑法等一部改正法第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)、旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)又は旧刑法第16条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)が含まれるときは、当該刑のうち無期の懲役又は禁錮はそれぞれ無期拘禁刑と、有期の懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期(刑法施行法第20条の規定の適用後のものを含む。)を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期(刑法施行法第20条の規定の適用後のものを含む。)を同じくする拘留とする。

(裁判の効力とその執行に関する経過措置)

第 442 条 懲役、禁錮及び旧拘留の確定裁判の効力並びにその執行については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(人の資格に関する経過措置)

第 443 条 懲役、禁錮又は旧拘留に処せられた者に係る人の資格に関する法令の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ無期拘禁刑に処せられた者と、有期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ刑期を同じくする有期拘禁刑に処せられた者と、旧拘留に処せられた者は拘留に処せられた者とみなす。

2 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(経過措置の政令への委任)

第 509 条 この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号抄〕

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法〔刑法等の一部を改正する法律＝令和 4 年 6 月法律第 67 号〕施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 509 条の規定 公布の日

別表（第 14 条関係）（平 16 法 111・追加, 平 17 法 83・一部改正）

科目	試験委員
1 この法律、この法律に基づく条例その他関係法令に関する科目	1 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学（以下「大学」という。）において行政法学を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者 2 前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者
2 広告物の形状、色彩及び意匠に関する科目	1 大学において美術若しくはデザインを担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者 2 前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者
3 広告物及び掲出物件の設計及び施工に関する科目	1 大学において建築学を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者 2 前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

神奈川県屋外広告物条例

(昭和24年9月1日条例第62号)

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 広告物等の制限（第2条～第14条）
- 第3章 監督（第15条～第23条）
- 第4章 屋外広告業の登録等（第24条～第38条）
- 第5章 広告景観形成地区等（第39条～第43条）
- 第6章 雑則（第44条～第51条）
- 第7章 罰則（第52条～第58条）
- 附則

第1章 総則

追加〔平成22年条例87号〕

（目的）

第1条 この条例は、屋外広告物法（昭和24年法律第189号）の規定に基づき、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置並びにこれらの維持並びに屋外広告業の規制に関する事項その他地域の景観の形成のために必要な事項を定めることにより、神奈川県内の良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止することを目的とする。

全部改正〔平成10年条例21号〕、一部改正〔平成17年条例51号・22年87号〕

第2章 広告物等の制限

追加〔平成22年条例87号〕

（許可地域等）

第2条 次に掲げる地域（次条第1項各号に掲げる地域又は場所を除く。）に屋外広告物（以下「広告物」という。）を表示し、又は広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）を設置しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

（1）市及び町の区域

（2）自然公園法（昭和32年法律第161号）第5条第1項又は第2項の規定により指定された国立公園及び国定公園の区域

（3）神奈川県立自然公園条例（昭和34年神奈川県条例第6号）第3条第1項の規定により指定された神奈川県立自然公園の区域

2 前項の許可には、良好な景観を形成し、又は風致を維持するため必要な条件を付することができる。

全部改正〔昭和53年条例27号〕、一部改正〔平成10年条例21号・15年2号・17年51号〕

（禁止地域等及び禁止物件）

第3条 次に掲げる地域又は場所には、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

- (1) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第1項の規定により指定された建造物の敷地及びその周辺50メートル以内の地域
 - (2) 文化財保護法第109条第1項若しくは第2項又は第110条第1項の規定により指定され、又は仮指定された地域
 - (3) 文化財保護法第182条第2項の規定により、県又は市町村が条例の定めるところにより指定した地域又は場所並びに条例の定めるところにより指定した建造物の敷地及びその周辺50メートル以内の地域
 - (4) 森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項の規定により指定された保安林
 - (5) 自然公園法第20条第1項の規定により指定された特別地域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項の規定により定められた商業地域及び近隣商業地域並びに知事が指定する地域を除く。）
 - (6) 神奈川県立自然公園条例第18条第1項の規定により指定された特別地域
 - (7) 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和41年法律第1号）第6条第1項の規定により定められた歴史的風土特別保存地区
 - (8) 首都圏近郊緑地保全法（昭和41年法律第101号）第5条第1項の規定により定められた近郊緑地特別保全地区
 - (9) 都市緑地法（昭和48年法律第72号）第12条第1項の規定により定められた特別緑地保全地区
 - (10) 自然環境保全条例（昭和47年神奈川県条例第52号）第2条の規定により指定された自然環境保全地域
 - (11) 都市計画法第8条第1項の規定により定められた風致地区のうち、特に良好な自然環境を有し、その保全を図るため、建築物の建築等を規制する必要がある土地の区域であつて、知事が指定する地域
 - (12) 古墳、墓地、火葬場又は葬祭場
 - (13) 道路及び鉄道の線路用地並びにこれらから展望できる範囲で、知事が指定する地域
 - (14) 河川、湖沼及び海岸並びにその付近で、知事が指定する地域
- 2 次に掲げる物件には、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。
- (1) 橋りよう（ガード類を含む。）、高架構造物、トンネル、信号機、道路の分離帯及び防護柵（さく）、道路標識、駒止（こまどめ）並びに里程標
 - (2) 街路樹及び路傍樹
 - (3) 郵便差出箱、信書便差出箱、電話ボックス、公衆便所並びに路上に設置する変圧器及び配電器
 - (4) 銅像、神仏像、記念碑その他これらに類する物件
 - (5) 消火栓、火災報知器、指定消防水利標識、防火水槽標識及び火の見やぐら
 - (6) 送電塔、送受信塔及び照明塔
 - (7) 煙突及びガスタンクその他これに類する物件
- 3 石垣その他これに類する物件に広告物を直接表示してはならない。
- 4 電柱、街灯柱、消火栓標識、バス停留所の上屋及び植樹帯には、はり紙（ポスターを含む。以下同じ。）、はり札又は立看板を表示してはならない。
- 5 道路の路面には、広告物を表示してはならない。
- 一部改正〔昭和27年条例37号・31年64号・53年27号・平成2年29号・10年21号・11年15号・15年2号・38号・17年3号・6号・51号・22年42号・23年17号・25年73号・27年47号〕

(禁止する広告物等)

第4条 形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法又は設置の位置等が、著しく良好な景観又は風致を害するおそれのある広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

一部改正〔昭和27年条例37号・平成10年21号・17年51号〕

第5条 公衆に対し危害を及ぼすおそれのある広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

一部改正〔平成10年条例21号・17年51号〕

(適用除外)

第6条 次に掲げる広告物及び掲出物件（これらについて規則で基準を定めた場合にあつては、その基準に適合するものに限る。）については、第2条、第3条及び次条の規定は適用しない。

- (1) 他の法令の規定により表示又は設置すべきもの及び表示又は設置を容認されたもの
- (2) 案内図その他公衆の利便に供するもの
- (3) 祭典用その他慣例上使用されるもの
- (4) 工事現場の板塀その他これに類する仮囲いに表示する広告物で、周囲の景観に調和するものであり、かつ、営利を目的としないもの
- (5) 電車又は自動車に表示する広告物
- (6) 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住居、事業所、営業所又は作業場に表示し、又は設置するもの
- (7) 自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示し、又は設置するもの
- (8) 国又は地方公共団体が設置し、又は保有する施設又は物件に寄附者名等を表示するもの

2 次に掲げる広告物及び掲出物件（これらについて規則で基準を定めた場合にあつては、その基準に適合するものに限る。）については、第2条の規定は適用しない。

- (1) 営利を目的としないはり紙、はり札その他これに類する広告物
- (2) 国、公共団体、公益法人その他これに類する団体が表示し、又は設置するもので公益上必要と認められるもの

一部改正〔昭和27年条例37号・平成10年21号・17年51号・23年44号〕

(基準の設定)

第7条 次に掲げる広告物又は掲出物件について規則でこれの表示又は設置の位置、形状、規模、色調等（次項において「表示の位置等」という。）につき基準を定めたときは、その基準によらなければならない。

- (1) 建築物の壁面を利用するもの
- (2) 建築物から突出するもの
- (3) 電柱及び街灯柱を利用するもの
- (4) 電車、自動車等の外面を利用するもの
- (5) 広告塔、広告板等
- (6) 標識柱を利用するもの
- (7) 鉄道、軌道の沿線に在るもの

2 前項の規定にかかわらず、知事が第39条第1項の規定により指定した広告景観形成地

区にあつては、前項の広告物又は掲出物件について規則で表示の位置等につき基準を定めたときは、その基準によらなければならない。

一部改正〔昭和50年条例55号・平成10年21号・17年51号・22年87号〕

（適用除外の特例）

第8条 知事は、広告物及び掲出物件が良好な景観又は風致の向上に資すると認めるときは、これらに対して第2条、第3条及び前条の規定の適用を除外することができる。

2 前項の場合において、当該適用の除外を受けようとする者は、これを知事に申請しなければならない。

一部改正〔平成10年条例21号・17年51号〕

（許可の期間）

第9条 第2条第1項の許可の期間の上限は、3年を超えない範囲内において広告物又は掲出物件の種類に応じて規則で定める。

全部改正〔昭和40年条例51号〕、一部改正〔昭和61年条例55号・平成10年21号・28年88号〕

（標識票）

第10条 第2条第1項の許可を受けた者は、その広告物又は掲出物件の一部に標識票をはり付けなければならない。ただし、知事が別に定めるものについては、この限りでない。

全部改正〔昭和33年条例15号〕、一部改正〔平成10年条例21号・17年51号〕

（変更及び継続）

第11条 第2条第1項の許可を受けた後、その許可の内容に変更を加え、又はその広告物若しくは掲出物件を改造若しくは移転しようとするときは、更に同項の許可を受けなければならない。

2 許可期限後更に継続して広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとするときは、期限満了の30日前までに知事に第2条第1項の許可の申請をしなければならない。

一部改正〔昭和40年条例51号・平成10年21号・17年51号〕

（管理義務）

第12条 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者は、これらに関し、補修その他必要な管理を行い、良好な状態に保持しなければならない。

追加〔平成10年条例21号〕、一部改正〔平成17年条例51号・22年87号〕

（特定屋外広告物安全管理者の設置）

第13条 規則で定める基準を超える広告物又は掲出物件を表示し、又は設置する者は、規則で定めるところにより特定屋外広告物安全管理者を置かななければならない。

追加〔平成10年条例21号〕、一部改正〔平成17年条例51号・22年87号〕

（除却の義務）

第14条 許可期限が満了したときは、広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者は、10日以内にこれらを除却しなければならない。許可を取り消されたときも同様とする。

一部改正〔昭和27年条例37号・平成10年21号・17年51号・22年87号〕

第3章 監督

追加〔平成22年条例87号〕

（違反に対する措置）

第15条 第2条第1項の許可を受けた広告物若しくは掲出物件が良好な景観若しくは風致を著しく害し、若しくは公衆に対して危害を及ぼすおそれがあると認められるに至ったとき、又は許可申請書に虚偽の事項があつたときは、知事はその許可を取り消し、又は広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者若しくはこれらを管理する者に対して、5日以上の期限を定め、これらの改修、移転、除却その他必要な措置を命ずることができる。

2 この条例又はこの条例に基づく規則に違反した広告物又は掲出物件があるときは、知事は、広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者に対して、5日以上の期限を定め、これらの改修、移転、除却その他必要な措置を命ずることができる。

一部改正〔昭和27年条例37号・平成10年21号・17年51号・22年87号〕

第16条 知事は、屋外広告物法（以下「法」という。）第7条第2項の規定により掲出物件を除却する場合においては、5日以上の期限を定め、その期限までにこれを除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは、知事又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を公告しなければならない。

追加〔平成10年条例21号〕、一部改正〔平成17年条例51号・22年87号〕

（広告物又は掲出物件を保管した場合の公示の方法）

第17条 法第8条第2項の規定による公示は、次に掲げる方法により行うものとする。

- （1）次条各号に掲げる事項を、規則で定める場所に14日間（法第8条第3項第1号に規定する広告物にあつては、2日間）掲示すること。
- （2）法第8条第3項第2号に規定する広告物又は掲出物件については、前号の掲示の期間が満了しても、なおその広告物又は掲出物件の所有者、占有者その他当該広告物又は掲出物件について権原を有する者（第22条第1項において「所有者等」という。）を確知することができないときは、その掲示の要旨を公告すること。

2 知事は、規則で定めるところにより、保管した広告物又は掲出物件の一覧簿を作成し、関係者の閲覧に供するものとする。

追加〔平成17年条例51号〕、一部改正〔平成22年条例87号〕

（広告物又は掲出物件を保管した場合の公示事項）

第18条 法第8条第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- （1）保管した広告物又は掲出物件の名称又は種類及び数量
- （2）保管した広告物又は掲出物件の放置されていた場所及び除却し、又は除却させた日
- （3）その広告物又は掲出物件の保管を開始した日
- （4）その他知事が必要と認める事項

追加〔平成17年条例51号〕、一部改正〔平成22年条例87号〕

（広告物又は掲出物件の価額の評価の方法）

第19条 法第8条第3項の規定による広告物又は掲出物件の価額の評価は、取引の実例価格、当該広告物又は掲出物件の使用期間、損耗の程度その他当該広告物又は掲出物件の価額の評価に関する事情を勘案して行うものとする。この場合において、知事は、必要があると認めるときは、広告物又は掲出物件の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

追加〔平成17年条例51号〕、一部改正〔平成22年条例87号〕

（保管した広告物又は掲出物件を売却する場合の手続）

第20条 法第8条第3項の規定による保管した広告物又は掲出物件の売却は、規則で定める方法により行うものとする。

追加〔平成17年条例51号〕、一部改正〔平成22年条例87号〕

（公示の日から売却可能となるまでの期間）

第21条 法第8条第3項各号に規定する条例で定める期間は、次のとおりとする。

- （1） 法第7条第4項の規定により除却された広告物 2日
- （2） 特に貴重な広告物又は掲出物件 3月
- （3） 前2号に掲げる広告物又は掲出物件以外の広告物又は掲出物件 2週間

追加〔平成17年条例51号〕、一部改正〔平成22年条例87号〕

（保管した広告物又は掲出物件の返還の手続）

第22条 知事は、所有者等から保管した広告物又は掲出物件（法第8条第3項の規定により売却した代金（次項において「売却した代金」という。）を含む。）の返還を求められたときは、受領書と引換えに返還しなければならない。この場合において、知事は、所有者等にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によつて所有者等であることを証明させなければならない。

2 前項の売却した代金の額は、法第8条第5項の規定により売却に要した費用に充てた場合にあつては、当該売却に要した費用に相当する金額を控除した金額とする。

追加〔平成17年条例51号〕、一部改正〔平成22年条例87号〕

（報告及び立入検査）

第23条 知事は、第2条から前条までの規定の施行に必要な限度において、広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者若しくはこれらを管理する者に対し、必要な報告を求め、又はその職員に、広告物若しくは掲出物件の存する土地若しくは建物に立ち入り、広告物若しくは掲出物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

追加〔平成10年条例21号〕、一部改正〔平成17年条例51号・22年87号〕

第4章 屋外広告業の登録等

追加〔平成22年条例87号〕

（屋外広告業の登録）

第24条 屋外広告業を営もうとする者は、知事の登録を受けなければならない。

- 2 前項の登録の有効期間は、5年とする。
- 3 前項の有効期間の満了後引き続き屋外広告業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。
- 4 更新の登録の申請があつた場合において、第2項の有効期間の満了の日までにその申請に対する登録又は登録の拒否の処分がなされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なおその効力を有する。
- 5 前項の場合において、更新の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

追加〔平成22年条例87号〕

（登録の申請）

- 第25条** 前条第1項又は第3項の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を知事に提出しなければならない。
- (1) 商号、名称又は氏名及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - (2) 県の区域（横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市の区域を除く。第29条第5号において同じ。）内において営業を行う営業所（以下「営業所」という。）の名称及び所在地
 - (3) 法人にあつては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）の氏名
 - (4) 未成年者（屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有する者を除く。）にあつては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあっては、その商号又は名称及び住所並びにその代表者及び役員の氏名）
 - (5) 第32条第1項の規定により営業所ごとに選任される業務主任者の氏名及びその所属する営業所の名称
- 2 前項の登録申請書には、登録申請者が第27条第1項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面その他規則で定める書類を添付しなければならない。

追加〔平成22年条例87号〕、一部改正〔平成23年条例57号〕

（登録の実施等）

- 第26条** 知事は、前条の規定による書類の提出があつたときは、次条第1項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、次に掲げる事項を屋外広告業者登録簿に登録しなければならない。
- (1) 前条第1項各号に掲げる事項
 - (2) 登録年月日及び登録番号
- 2 知事は、前項の規定による登録をしたときは、直ちにその旨を登録申請者に通知しなければならない。
- 3 知事は、屋外広告業者登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

追加〔平成22年条例87号〕

（登録の拒否）

- 第27条** 知事は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は第25条第1項の登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。
- (1) 第36条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあつた日から2年を経

過しない者

- (2) 屋外広告業者（第24条第1項又は第3項の登録を受けて屋外広告業を営む者をいう。以下同じ。）で法人であるものが第36条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前30日以内にその屋外広告業者の役員であつた者でその処分のあつた日から2年を経過しないもの
- (3) 第36条第1項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- (4) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しない者
- (5) 屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの
- (6) 法人でその役員のうちに第1号から第4号までのいずれかに該当する者があるもの
- (7) 営業所ごとに業務主任者を選任していない者

2 知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、その理由を示して、直ちにその旨を登録申請者に通知しなければならない。

追加〔平成22年条例87号〕、一部改正〔平成23年条例57号〕

（登録事項の変更の届出）

第28条 屋外広告業者は、第25条第1項各号に掲げる事項に変更があつたときは、変更の日から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項が前条第1項第5号から第7号までのいずれかに該当する場合を除き、届出があつた事項を屋外広告業者登録簿に登録しなければならない。

3 第25条第2項の規定は、第1項の規定による届出について準用する。

追加〔平成22年条例87号〕

（廃業等の届出）

第29条 屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合においては、当該各号に定める者は、その日（第1号の場合にあつては、その事実を知つた日）から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 死亡した場合 その相続人
- (2) 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であつた者
- (3) 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人
- (4) 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 その清算人
- (5) 県の区域内において屋外広告業を廃止した場合 屋外広告業者であつた個人又は屋外広告業者であつた法人を代表する役員

追加〔平成22年条例87号〕

（登録の失効）

第30条 屋外広告業者が前条各号のいずれかに該当するに至つたときは、屋外広告業者の登録は、その効力を失う。

追加〔平成22年条例87号〕

(登録の抹消)

第31条 知事は、第29条の届出があつたとき（同条の規定による届出がなく同条各号のいずれかに該当する事実が判明した場合を含む。）、又は第36条第1項の規定により屋外広告業の登録を取り消したときは、当該屋外広告業者の登録を抹消しなければならない。

追加〔平成22年条例87号〕

(業務主任者の設置)

第32条 屋外広告業者は、営業所ごとに、次に掲げる者のうちから業務主任者を選任し、次項に規定する業務を行わせなければならない。

- (1) 登録試験機関（法第10条第2項第3号イに規定する登録試験機関をいう。）が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者
- (2) 第48条第1項の講習会の課程を修了した者
- (3) 他の都道府県又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市若しくは同法第252条の22第1項に規定する中核市が行う広告物に関する講習会の課程を修了した者
- (4) 広告美術仕上げに関し、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づき、職業訓練指導員免許を受けた者、技能検定に合格した者又は職業訓練を修了した者
- (5) その他知事が規則で定めるところにより前各号に掲げる者と同等以上の知識を有するものと認定した者

2 業務主任者は、次に掲げる業務の総括を行うものとする。

- (1) この条例その他広告物の表示及び掲出物件の設置に関する法令の規定の遵守に関すること。
- (2) 広告物の表示又は掲出物件の設置に関する工事の適正な施工その他広告物の表示又は掲出物件の設置に係る安全の確保に関すること。
- (3) 第34条第1項に規定する帳簿の作成及び管理に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、業務の適正な実施の確保に関すること。

追加〔平成22年条例87号〕

(標識の掲示)

第33条 屋外広告業者は、規則で定めるところにより、営業所ごとに、その見やすい場所に、商号、名称又は氏名、登録番号その他規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

追加〔平成22年条例87号〕

(帳簿の備付け等)

第34条 屋外広告業者は、規則で定めるところにより、営業所ごとに帳簿を備え、その営業に関する事項で規則で定めるものを記載し、これを保存しなければならない。

2 屋外広告業者は、前項の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、同項の帳簿の備付け及び保存に代えて当該帳簿に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次項において同じ。）の備付け及び保存を行うことができる。

3 屋外広告業者は、第1項の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、同項に規定する帳簿への記載に代えて当該帳簿に係る電磁的記録の作成を行うことができる。

- 4 前2項の規定により行われた備付け、作成及び保存については、第1項の規定による備付け、記載及び保存とみなして、この条例の規定を適用する。
追加〔平成22年条例87号〕

（屋外広告業者に対する指導等）

- 第35条** 知事は、屋外広告業者に対し、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。
追加〔昭和49年条例65号〕、一部改正〔平成10年条例21号・17年51号・22年87号〕

（登録の取消し等）

- 第36条** 知事は、屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
- （1）不正の手段により第24条第1項又は第3項の登録を受けたとき。
 - （2）第27条第1項第2号又は第4号から第7号までのいずれかに該当することとなったとき。
 - （3）第28条第1項の届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
 - （4）法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反したとき。
- 2 第27条第2項の規定は、前項の規定による処分をした場合に準用する。
追加〔平成22年条例87号〕

（屋外広告業者監督処分簿）

- 第37条** 知事は、屋外広告業者監督処分簿を備え、これを規則で定める閲覧所において一般の閲覧に供しなければならない。
- 2 知事は、前条第1項の規定による処分をしたときは、前項の屋外広告業者監督処分簿に、当該処分の年月日及び内容その他規則で定める事項を登載しなければならない。
追加〔平成22年条例87号〕

（報告及び立入検査）

- 第38条** 知事は、第24条から前条までの規定の施行に必要な限度において、屋外広告業を営む者に対し、必要な報告を求め、又はその職員に、営業所その他営業に関係のある場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 2 第23条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。
追加〔平成22年条例87号〕
- 第5章 広告景観形成地区等
追加〔平成22年条例87号〕

（広告景観形成地区の指定）

- 第39条** 知事は、第2条第1項の地域のうち、景観を形成するため特に必要であると認める地域を広告景観形成地区として指定することができる。
- 2 知事は、広告景観形成地区の指定又はその指定の変更若しくは解除をしようとするときは、関係市町村長の意見を聴かななければならない。
追加〔平成10年条例21号〕、一部改正〔平成22年条例87号〕

（広告景観形成地区の地区基本方針）

第40条 知事は、広告景観形成地区を指定しようとするときは、当該広告景観形成地区における広告物及び掲出物件に関する基本方針（以下「地区基本方針」という。）を定めなければならない。

2 地区基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

（1） 広告景観形成地区の広告物及び掲出物件に関する基本構想

（2） 景観の形成を積極的に推進するための広告物及び掲出物件に関する指針（次条において「景観形成指針」という。）

3 知事は、地区基本方針を定め、又は変更しようとするときは、関係市町村長の意見を聴かななければならない。

4 知事は、地区基本方針を定め、又は変更しようとするときは、規則で定めるところによりその旨を公告し、その案を当該公告の日から起算して15日間一般の縦覧に供しなければならない。

5 前項の規定による公告があつたときは、当該広告景観形成地区内の住民及び当該広告景観形成地区内において広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者のうち意見を有する者は、縦覧に供された地区基本方針の案について、当該公告の日から起算して30日以内に知事に当該意見を記載した書面を提出することができる。

追加〔平成10年条例21号〕、一部改正〔平成17年条例51号・22年87号〕

（広告景観形成地区における指導等）

第41条 知事は、広告景観形成地区において、景観の形成の推進のため必要があると認めるときは、広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者に対し、景観形成指針に適合するよう指導及び助言をすることができる。

追加〔平成10年条例21号〕、一部改正〔平成17年条例51号・22年87号〕

（広告協定地区の指定）

第42条 一定の区域内の土地、建築物及び工作物の所有者又はこれらを使用する権利を有する者は、景観を形成するため当該区域内の広告物及び掲出物件の形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法の基準に関する協定（次条において「広告協定」という。）を締結したときは、知事に対し、当該区域を広告協定地区として指定するよう申請することができる。

2 知事は、広告協定地区を指定しようとするときは、関係市町村長の意見を聴かななければならない。

3 知事は、広告協定地区の指定をしたときは、その旨を公告しなければならない。

追加〔平成10年条例21号〕、一部改正〔平成17年条例51号・22年87号〕

（助言等）

第43条 知事は、広告協定を締結した者に対し、景観を形成するために必要な措置をとるよう指導及び助言をすることができる。

追加〔平成10年条例21号〕、一部改正〔平成22年条例87号〕

第6章 雑則

追加〔平成22年条例87号〕

(審議会への諮問)

第44条 知事は、第3条第1項第5号、第11号、第13号若しくは第14号の地域の指定若しくはその指定の変更若しくは解除をし、又はこれらを定める規定を設けようとするときは、神奈川県屋外広告物審議会（以下この条において「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

2 知事は、第6条若しくは第7条の基準を定めようとするとき、又は第8条第1項の規定により適用除外をしようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。

3 知事は、広告景観形成地区の指定又はその指定の変更若しくは解除をしようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。

4 知事は、地区基本方針を定め、又は変更しようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。

追加〔平成22年条例87号〕、一部改正〔平成25年条例73号・27年47号〕

(告示)

第45条 知事は、第3条第1項第5号、第11号、第13号又は第14号の地域の指定又はその指定の変更若しくは解除をしたときは、その旨を告示しなければならない。

2 知事は、広告景観形成地区の指定又はその指定の変更若しくは解除をしたときは、その旨を告示しなければならない。

全部改正〔平成10年条例21号〕、一部改正〔平成22年条例87号・25年73号・27年47号〕

(手数料)

第46条 第2条第1項の許可を受けようとする者は、別表左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる額の手数料を納付しなければならない。

2 第24条第1項又は第3項の規定による登録を受けようとする者は、1件について1万円の手数料を納付しなければならない。

追加〔平成22年条例87号〕

(景観行政団体である市町村が処理する事務の範囲等)

第47条 法第3条から第5条まで、第7条及び第8条の規定に基づく条例の制定及び改廃の事務は、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市及び大和市が処理することとする。

追加〔平成18年条例28号〕、一部改正〔平成19年条例53号・21年43号・22年68号・87号・24年52号・令和3年79号〕

(講習会)

第48条 知事は、広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識を修得させることを目的とする講習会を行わなければならない。

2 前項の講習会に関し必要な事項は、規則で定める。

追加〔平成22年条例87号〕

(県民等の協力)

第49条 知事は、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため、県民、事業者及び市町村の協力を求めることができる。

追加〔平成22年条例87号〕

(適用上の注意)

第50条 この条例の適用に当たっては、国民の政治活動の自由その他国民の基本的人権を不当に侵害しないように留意しなければならない。

追加〔平成22年条例87号〕

(委任)

第51条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

追加〔平成22年条例87号〕

第7章 罰則

追加〔平成22年条例87号〕

第52条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第24条第1項又は第3項の規定に違反して登録を受けないで屋外広告業を営んだ者
- (2) 不正の手段により第24条第1項又は第3項の登録を受けた者
- (3) 第36条第1項の規定による営業の停止の命令に違反した者
一部改正〔昭和28年条例67号・49年65号・平成4年15号・10年21号・17年51号・22年87号・令和7年15号〕

第53条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第2条第1項の規定に違反して許可を受けないで広告物を表示し、又は掲出物件を設置した者
- (2) 第3条の規定に違反して広告物を表示し、又は掲出物件を設置した者
- (3) 第11条第1項の規定に違反して許可を受けないでその許可の内容に変更を加え、又はその広告物若しくは掲出物件を改造し、若しくは移転した者
- (4) 第14条の規定に違反して広告物又は掲出物件を除却しなかつた者
- (5) 第15条の規定による命令に違反した者
追加〔平成22年条例87号〕

第54条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第28条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第32条第1項の規定に違反して業務主任者を選任しなかつた者
追加〔平成22年条例87号〕

第55条 第23条第1項若しくは第38条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、20万円以下の罰金に処する。

追加〔平成22年条例87号〕

第56条 第10条の規定による標識票をはり付けない者は、10万円以下の罰金に処する。

追加〔平成22年条例87号〕

第57条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他従業者が、その法人又は人の業務に関して、第52条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

一部改正〔昭和28年条例67号・平成22年87号〕

第58条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第29条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第33条の規定による標識を掲げない者
- (3) 第34条第1項の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿の保存をしなかつた者

追加〔平成22年条例87号〕

附 則

- 1 この条例は、法の施行の日（昭和24年9月1日）から施行する。

全部改正〔平成22年条例87号〕

- 2 都市計画法第58条第1項の規定に基づく市町村の条例（以下「市町村条例」という。）が制定施行された場合において、当該市町村条例の施行の日前に当該市町村の区域であつて風致地区条例を廃止する条例（平成24年神奈川県条例第34号）による廃止前の風致地区条例（昭和45年神奈川県条例第5号）第4条第2項の規定により指定された第1種風致地区内においてした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

追加〔平成25年条例73号〕、一部改正〔平成27年条例47号〕

- 3 知事は、平成23年10月1日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

全部改正〔平成22年条例87号〕、一部改正〔平成25年条例73号〕

附 則（昭和27年5月9日条例第37号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和28年3月28日条例第67号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和29年7月1日条例第42号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和29年4月15日から適用する。

附 則（昭和30年12月20日条例第59号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和31年10月1日条例第50号）

この条例は、昭和31年11月1日から施行する。

附 則（昭和31年12月27日条例第64号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和31年9月30日から適用する。（後略）

附 則（昭和33年3月31日条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和34年4月1日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和40年12月24日条例第51号）

- 1 この条例は、昭和41年1月1日から施行する。

- 2 この条例施行の際、愛甲郡愛川町の区域内に現に存する広告物又はこれを掲出する物件で、神奈川県屋外広告物条例第2条第1項の規定により新たに許可を要すべきものに

については、この条例施行の日から起算して3箇月以内に許可の申請をしなければならない。

附 則（昭和46年3月12日条例第29号）

- 1 この条例は、昭和46年4月1日から施行する。
- 2 この条例施行の際小田原市（旧足柄下郡橋町に限る。）又は伊勢原市の区域内に現に存する屋外広告物又はこれを掲出する物件で、改正後の第2条第1項の規定により新たに許可を要すべきものについては、この条例施行の日から起算して3箇月以内に許可の申請をしなければならない。

附 則（昭和46年10月15日条例第56号）

- 1 この条例は、昭和46年11月1日から施行する。
- 2 この条例施行の際海老名市の区域内に現に存する屋外広告物又はこれを掲出する物件で、改正後の第2条第1項の規定により新たに許可を要すべきものについては、この条例施行の日から起算して3箇月以内に許可の申請をしなければならない。

附 則（昭和47年3月31日条例第35号）

- 1 この条例は、昭和47年4月1日から施行する。
- 2 この条例施行の際南足柄市の区域内に現に存する屋外広告物又はこれを掲出する物件で、改正後の第2条第1項の規定により新たに許可を要すべきものについては、この条例施行の日から起算して3箇月以内に許可の申請をしなければならない。

附 則（昭和48年3月31日条例第36号）

- 1 この条例は、昭和48年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際高座郡寒川町、同郡綾瀬町、中郡二宮町及び足柄下郡真鶴町の区域内に現に存する屋外広告物又はこれを掲出する物件で、改正後の第2条第1項の規定により新たに許可を要すべきものについては、この条例の施行の日から起算して3箇月以内に許可の申請をしなければならない。

附 則（昭和49年10月16日条例第65号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第14条の次に4条を加える改正規定（第14条の2及び第14条の3に係る部分に限る。）及び第17条第1項に2号を加える改正規定は、昭和50年2月1日から施行する。
- 2 改正後の第14条の2の規定の施行の際現に屋外広告業を営んでいる者は、改正後の第14条の2の規定の施行の日から28日以内に、改正後の第14条の2の規定による届出をしなければならない。

附 則（昭和50年12月27日条例第55号抄）

- 1 この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（昭和53年7月15日条例第27号）

- 1 この条例は、昭和53年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に存する屋外広告物又はこれを掲出する物件で、改正後の神奈川県屋外広告物条例第2条第1項の規定により新たに許可を要すべきものについては、この条例施行の日から起算して3月以内に許可の申請をしなければならない。
- 3 この条例の施行の際改正前の神奈川県屋外広告物条例第2条第1項又は第2項の規定により許可を受けている屋外広告物又はこれを掲出する物件で、改正後の神奈川県屋外広告物条例第3条第1項又は第2項の規定により新たに禁止されるものについては、当分の間、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和60年12月23日条例第55号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和61年10月17日条例第55号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和62年1月1日から施行する。（後略）
（経過措置）
- 2 この条例の施行の際現に申請書を受理しているものに係る広告物の表示の許可若しくはこれを掲出する物件の設置の許可又は昭和62年3月31日以前に許可の期間が開始する広告物の表示の許可若しくはこれを掲出する物件の設置の許可に係る許可の期間及び手数料については、第1条の規定による改正後の神奈川県屋外広告物条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成2年10月12日条例第29号）

- 1 この条例は、平成3年1月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に神奈川県屋外広告物条例第2条の規定による許可を受けて表示しているはり紙又ははり札については、当該許可の期間が満了するまでの間、改正後の第3条第4項の規定は適用しない。

附 則（平成4年3月31日条例第15号）

この条例は、平成4年5月1日から施行する。

附 則（平成5年7月6日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年3月27日条例第21号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成10年10月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行の際現に存する屋外広告物（以下「広告物」という。）又は広告物を掲出する物件で、改正後の第2条第1項の規定により新たに許可を要することとされる地域に表示され、又は設置されているものについては、この条例の施行の日から3月間は、同項の許可を受けないで、表示し、又は設置することができる。その期間内に同項の規定による許可の申請がなされた場合において、その申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。
- 3 この条例の施行の際現に改正前の神奈川県屋外広告物条例（以下「改正前の条例」という。）第2条第1項の規定により許可を受けている広告物又は広告物を掲出する物件で、改正後の第3条第1項又は第2項、第4項若しくは第5項の規定により禁止される地域若しくは場所又は物件に、表示され、又は設置されているものについては、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行の際改正前の条例第2条第1項の規定により許可を受けている広告物又は広告物を掲出する物件については、当該許可の期間に限り、改正後の第12条の3の規定は、適用しない。
- 5 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成11年3月16日条例第15号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月24日条例第25号）

- 1 この条例は、平成12年7月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に申請書を受理しているものに係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成13年7月10日条例第42号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 平成13年国土交通省告示第355号による廃止前の屋外広告物に係る色彩、意匠、素材等に関する知識及び技術の審査・証明事業認定規程（平成4年建設省告示第428号）に基づき認定された屋外広告士資格審査・証明事業により屋外広告士の称号を付与された者は、改正後の第14条の5第1項第2号に規定する者とみなす。

附 則（平成15年2月7日条例第2号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月20日条例第38号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年1月21日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年1月21日条例第6号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月29日条例第51号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日条例第28号）

- 1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成19年10月19日条例第53号）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成20年7月22日条例第40号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年3月31日条例第43号）

- 1 この条例は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（平成21年10月規則第77号で、同22年5月1日から施行）

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成22年3月30日条例第42号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年10月22日条例第68号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。（平成23年3月規則第11号で、同23年4月1日から施行）

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（事務処理の特例に関する条例の一部改正）

- 3 事務処理の特例に関する条例（平成11年神奈川県条例第41号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成22年12月28日条例第87号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成23年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に改正前の第14条の10第1項の規定による届出をして屋外広告

業を営んでいる者は、この条例の施行の日から起算して1年間（当該期間内に改正後の第27条第1項の規定による登録の拒否の処分があったときは、当該処分のあった日までの間）は、改正後の第24条第1項の登録を受けなくても、引き続き屋外広告業を営むことができる。その者がその期間内に当該登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

- 3 前項の規定により引き続き屋外広告業を営むことができる場合においては、その者を改正後の第24条第1項の登録を受けた屋外広告業者とみなして、改正後の第28条第1項及び第3項、第29条、第32条、第34条、第35条、第36条（登録の取消しに係る部分を除く。）並びに第37条の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、改正後の第28条第1項中「第25条第1項各号」とあるのは、「第25条第1項第1号、第2号及び第5号」とする。
- 4 附則第2項の規定により引き続き屋外広告業を営むことができる者がこの条例の施行の際現に改正前の第14条の11第1項の規定により置いている同項に規定する講習会修了者等は、附則第2項の規定により引き続き屋外広告業を営む間は、改正後の第32条第1項の規定により選任された業務主任者とみなす。
- 5 この条例の施行の際現に改正前の第14条の11第1項に規定する講習会修了者等である者は、改正後の第32条第1項に規定する業務主任者となる資格を有する者とみなす。
- 6 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成23年3月22日条例第17号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成23年7月1日から施行する。

附 則（平成23年10月21日条例第44号）

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成23年12月27日条例第57号）

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（平成24年2月規則第11号で、同24年4月1日から施行）

附 則（平成24年10月23日条例第52号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（平成25年2月規則第8号で、同25年7月1日から施行）

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
（事務処理の特例に関する条例の一部改正）
- 3 事務処理の特例に関する条例（平成11年神奈川県条例第41号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成25年3月29日条例第73号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、次項から附則第4項までの規定については、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 知事は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、改正後の第3条第1項第10号の2の規定の例により、同号の地域の指定をすることができる。
- 3 知事は、前項の規定による地域の指定をしようとするときは、施行日前においても、改正後の第44条第1項の規定の例により、神奈川県屋外広告物審議会の意見を聴くことができる。
- 4 知事は、附則第2項の規定による地域の指定をしたときは、施行日前においても、改正後の第45条第1項の規定の例により、その旨を告示することができる。

附 則（平成27年3月20日条例第47号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定（「風致地区条例」の次に「（昭和45年神奈川県条例第5号）」を加える部分を除く。）は、同月2日から施行する。

附 則（平成28年12月27日条例第88号）

- 1 この条例は、平成29年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に申請書を受理しているものに係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（令和3年10月22日条例第79号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（令和4年2月規則第7号で、同4年4月1日から施行）

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
（事務処理の特例に関する条例の一部改正）
- 3 事務処理の特例に関する条例（平成11年神奈川県条例第41号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

〔令和7年3月28日条例第15号抄〕

（罰則の適用等に関する経過措置）

第9条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

- 2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例又は規則の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例若しくは規則の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下この項において「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

第10条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例又は規則等（規則（地方自治法

（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程その他の知事以外の県の機関の定める規則又は規程を含む。）又は地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程をいう。以下この項において同じ。）の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例若し

くは規則等の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

附 則（令和 7 年 3 月 28 日 条例第 15 号）

この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

別表（第46条関係）

区分		単位	金額
貼り紙		50枚	500円
貼り札		1 枚	300円
建築物の壁面を利用して懸垂装置により掲出するもの	照明装置のないもの	1 張	1,500円 (広告等の表示面積が5平方メートルを超えるときは、1,500円にその超える5平方メートル又はその端数ごとに1,500円を加算した額)
	照明装置のあるもの	同	2,400円 (広告等の表示面積が5平方メートルを超えるときは、2,400円にその超える5平方メートル又はその端数ごとに2,400円を加算した額)
電柱又は街灯柱を利用するもの		1 枚	300円
電車、自動車等の外面を利用するもの		1 台	800円
広告塔、広告板、アーケードに設置するもの及び案内板	照明装置のないもの	1 基	1,500円 (広告等の表示面積が5平方メートルを超えるときは、1,500円にその超える5平方メートル又はその端数ごとに1,500円を加算した額)
	照明装置のあるもの	同	2,400円 (広告等の表示面積が5平方メートルを超えるときは、2,400円にその超える5平方メートル又はその端数ごとに2,400円を加算した額)
アーチ	照明装置のないもの	同	6,000円
	照明装置のあるもの	同	9,000円
アドバルーン	照明装置のないもの	1 個	1,000円
	照明装置のあるもの	同	1,500円
立看板		1 基	300円
のぼり旗		1 本	300円
広告幕	表示面が固定されていないもの		1 張 300円
	表示面が固定されているもの	照明装置のないもの	同 1,500円 (広告等の表示面積が5平方メートルを超えるときは、1,500円にその超える5平方メートル又はその端数ごとに1,500円を加算した額)
		照明装置のあるもの	同
標識柱を利用するもの		1 枚	300円

備考 貼り紙の枚数が50枚未満であるとき又はその枚数に50枚未満の端数があるときは、その満たない数又はその端数は、50枚として計算する。

全部改正〔平成28年条例88号〕

神奈川県屋外広告物条例施行規則

(昭和24年11月 4 日規則第87号)

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条）
- 第 2 章 広告物等の制限（第 2 条～第10条）
- 第 3 章 監督（第11条～第13条）
- 第 4 章 屋外広告業の登録等（第14条～第26条）
- 第 5 章 地区基本方針の案等の公告（第27条）
- 第 6 章 講習会（第28条～第31条）
- 附則

第 1 章 総則

追加〔平成23年規則58号〕

（事務の委任）

第 1 条 神奈川県屋外広告物条例（昭和24年神奈川県条例第62号。以下「条例」という。）に基づく次に掲げる事務は、逗子市、厚木市、海老名市、南足柄市、綾瀬市、葉山町、大磯町、中井町、山北町、開成町、真鶴町、湯河原町、愛川町及び清川村の区域以外の区域にあつては、土木事務所長（以下「所長」という。）に委任する。

- （1） 条例第 2 条第 1 項の規定により、屋外広告物（以下「広告物」という。）の表示及び広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）の設置を許可すること。
- （2） 条例第15条第 1 項の規定により、許可を取り消し、及び必要な措置を命ずること。
- （3） 条例第15条第 2 項の規定により、必要な措置を命ずること。
- （4） 条例第16条の規定により、公告すること。
- （5） 条例第17条第 1 項の規定により、公示を行うこと。
- （6） 条例第17条第 2 項の規定により、保管した広告物又は掲出物件の一覧簿を作成し、閲覧させること。
- （7） 条例第19条の規定により、価額の評価を行うこと。
- （8） 条例第20条の規定により、保管した広告物又は掲出物件の売却等を行うこと。
- （9） 条例第22条の規定により、保管した広告物又は掲出物件（屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第 8 条第 3 項の規定により売却した代金を含む。）を返還すること。
- （10） 条例第23条第 1 項の規定により、必要な報告を求め、並びに職員に土地等に立ち入り、広告物又は掲出物件を検査させ、及び関係者に質問させること。
- （11） 条例第41条の規定により、景観形成指針に適合するよう指導及び助言すること。
- （12） 条例第43条の規定により、景観を形成するために必要な措置をとるよう指導及び助言すること。

全部改正〔平成10年規則56号〕、一部改正〔平成11年規則13号・12年103号・13年15号・14年26号・15年74号・16年 4 号・17年76号・146号・18年69号・101号・20年33号・21年78号・23年15号・58号・25年 9 号・令和 4 年 8 号・5 年17号〕

第 2 章 広告物等の制限

追加〔平成23年規則58号〕

(適用除外の広告物等)

第2条 条例第6条第1項第1号に規定する表示又は設置を容認されたものは、選挙運動のためのはり札及びポスターの類とする。

2 条例第6条第1項第2号に規定する案内図その他公衆の利便に供するものは、次のものとする。

- (1) 国及び地方公共団体の公報資料及び広報資料
- (2) 国及び地方公共団体の案内板及び揭示板
- (3) 災害、伝染病の発生等における緊急な事項を告示するもの
- (4) 案内及び誘導のために条例第3条第1項第5号に掲げる地域のうち自然公園法施行規則（昭和32年厚生省令第41号）第9条の12第1号に掲げる第一種特別地域及び自然公園法（昭和32年法律第161号）第21条第1項の規定により指定された特別保護地区を除く地域並びに条例第3条第1項第6号に掲げる地域のうち神奈川県立自然公園条例施行規則（昭和34年神奈川県規則第69号）第11条第1号に掲げる第一種特別地域を除く地域に表示し、又は設置するもの（第2号に掲げるものを除く。）で、次のいずれにも該当するもの

ア 店舗、事務所、営業所、住宅、別荘若しくは保養所等又は事業若しくは営業を行っている土地（以下「店舗等」という。）へ案内及び誘導をするためのものであつて、地理的条件に照らして必要であると認められるもの

イ 一の広告物の表示面積が1平方メートル以下（自然公園法第5条第1項により指定された国立公園のうち自然公園法施行規則第9条の12第2号に掲げる第二種特別地域及び同条第3号に掲げる第三種特別地域内にあつては、5平方メートル以下）であり、かつ、複数の広告物を統合するものにあつては10平方メートル以下のもの

ウ 高さが地上5メートル以下のもの

エ 光源を用いるものにあつては、動光又は点滅を伴わないもの

- (5) その他知事が前各号に掲げるものに類するものと認めるもの

3 条例第6条第1項第3号に規定する祭典用及びその他慣例上使用されるものは、次のものとする。

- (1) 社寺、教会等の礼式並びに冠婚葬祭の際掲出されるもの
- (2) 地方の年中行事のため表示又は設置されるもの
- (3) その他知事が前2号に掲げるものに類すると認めるもの

4 条例第6条第1項第5号に規定する電車又は自動車に表示する広告物は、次のものとする。

- (1) 電車の車体に所有者の氏名、名称若しくは商標又は所有者の事業若しくは営業の内容を表示するもの
- (2) 自動車の車体に所有者若しくは管理者の氏名、名称、店名若しくは商標又は所有者若しくは管理者の事業若しくは営業の内容を表示するもの
- (3) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に基づく登録を受けた自動車で使用の本拠の位置（当該登録に係るものをいう。）が他の都道府県の区域（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）、同法第252条の22第1項の中核市（以下「中核市」という。）及び屋外広告物法第28条に規定する事務を処理する景観行政団体である市町村（以下「市町村」という。）の区域を除く。）又は指定都市、中核市若しくは市町村の区域内に存するものに表示される広告物であつて、当該広告物について適用される他の都道府県、指定都市、中核市又は市町村の広告物に関する条例の規定に従つて表示されるもの

5 条例第6条第1項第6号に規定する自己の氏名等を表示するため、表示し、又は設置するものは、自己の住宅又はその敷地内に自己の住所、氏名等を表示するもの及び自己の店

舗、営業所、事業所又はこれらの敷地内に自己の所在、名称、屋号、商標、営業内容（自己の営業に係る特定の商品名等を表示するもので、その表示面積が全体の表示面積の2分の1以下であるものを含む。）等を表示するもので、次に掲げるものとする。

- (1) 表示面積の合計が10平方メートル（条例第3条第1項各号に規定する地域若しくは場所又は知事が条例第39条第1項の規定により指定した広告景観形成地区の区域にあつては、5平方メートル）以下のもの（次号に掲げるものを除く。）で、建築物の上部に突出するものにあつては、次に掲げるものとする。

ア 別表第1に定める自然系許可地域及び住居系許可地域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項の規定により定められた用途地域（以下「用途地域」という。）のうち第一種住居地域を除く。）においては、当該建築物の屋根の最高部を超えないもの

イ 用途地域のうち第一種住居地域並びに別表第1に定める工業系許可地域、沿道系許可地域及び商業系許可地域においては当該建築物の屋根からの高さが4メートル以下のもの

- (2) 海水浴場開設期間中の海水浴場の区域内における更衣休憩所、食堂、売店等の海水浴客の利便に供する専用施設に表示するものにあつては、表示面積の合計が35平方メートル以下のもの（建築物の上部に突出するもので、別表第1に定める自然系許可地域及び住居系許可地域（用途地域のうち第一種住居地域を除く。）においては、屋根の最高部から高さが2メートルを超えないもの）

- 6 条例第6条第1項第7号に規定する自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示し、又は設置するものは、表示面積の合計が1平方メートル以下で、地上からの高さが2メートル以下のものとする。

- 7 条例第6条第1項第8号に規定する国又は地方公共団体が設置し、又は保有する施設又は物件に寄附者名等を表示するものは、次の各号のいずれにも該当するものとし、その表示数は、1施設又は1物件当たり1個とする。

(1) 表示面積が、広告物を正面から見た場合における当該施設又は物件の外郭線内を1平面とみなしたものの面積の20分の1以下で、かつ、0.5平方メートル以下であるもの

(2) 表示される者が寄附者であることが分かるもの

- 8 条例第6条第2項第1号に規定する営利を目的としないはり紙、はり札その他これに類する広告物は、表示面積が1平方メートル以下で、次のものとする。

(1) 政治団体、労働組合等の宣伝の用に供するもの

(2) その他営利を目的としないと認められる会合及び催物類の掲示をするもの

全部改正〔平成10年規則56号〕、一部改正〔平成13年規則15号・20年33号・22年60号・23年15号・54号・58号・24年4号・31年4号・令和4年41号〕

（適用除外の広告物等の除却）

第3条 条例第6条第1項第3号に規定する広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者は、行事の終了した日から1週間以内に当該広告物又は当該掲出物件を除去しなければならない。

- 2 条例第6条第2項第1号に規定する広告物を表示する者又はこれを管理する者は、当該広告物に責任者の住所、氏名を記載し、き損又は汚損した場合は、直ちに除去しなければならない。

全部改正〔平成10年規則56号〕、一部改正〔平成17年規則76号〕

（広告物の併用等）

第4条 条例第6条の規定に該当する広告物であつても、同条の規定に該当しない広告物を

併せて表示したときは、同条の規定は適用しない。

追加〔平成10年規則56号〕

（表示の位置等の基準）

第5条 条例第6条第2項及び第7条第1項の規定による基準は、次のとおりとする。

（1）建築物の壁面を利用するもの、建築物から突出するもの又は広告塔若しくは広告板の表示又は設置の位置、形状、規模、色調等についての基準は、別表第1に掲げる許可地域区分に従い、別表第2のとおりとする。

（2）前号に規定する広告物又は掲出物件以外の広告物又は掲出物件の表示又は設置の位置、形状、規模、色調等についての基準は、別表第3のとおりとする。

全部改正〔昭和53年規則72号〕、一部改正〔平成10年規則56号・13年124号・17年76号〕

（広告景観形成地区における表示の位置等の基準）

第6条 条例第7条第2項の規定による基準は、別表第4のとおりとする。

追加〔平成13年規則124号〕、一部改正〔平成23年規則58号〕

（許可の申請等）

第7条 条例第2条第1項の規定により許可を受けようとする者は、屋外広告物（表示、設置、継続）許可申請書（第1号様式）を当該広告物を表示し、又は当該掲出物件を設置する場所を管轄する所長（当該広告物を表示し、又は当該掲出物件を設置する場所が逗子市、厚木市、海老名市、南足柄市、綾瀬市、葉山町、大磯町、中井町、山北町、開成町、真鶴町、湯河原町、愛川町又は清川村の区域である場合には、知事。以下「所管の所長等」という。）に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、許可期限後更に継続して広告物を表示し、又は掲出物件を設置するために当該申請をする場合にあつては、第1号及び第4号に掲げる書類の添付を要しない。

（1）広告物又は掲出物件の形状、寸法、構造、材質及び色彩に関する図面その他これらの事項を確認できる書類

（2）広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場所の付近の見取図

（3）広告物を表示する物件又は掲出物件を設置する場所が他人の所有又は管理に属するときは、当該所有者又は管理者の承諾書又は許可書

（4）建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第138条第1項第3号に該当する広告物又は掲出物件については、建築基準法（昭和25年法律第201号）第88条第1項において準用する同法第6条第1項、第6条の2第1項若しくは第18条第3項若しくは第4項に規定する確認済証の写し又はこれに代わる書類

（5）許可期限後更に継続して許可を受けようとする者にあつては、次条第1項に規定する広告物又は掲出物件に係る点検報告書

3 第1項の規定は、条例第8条第2項の規定により申請する場合に準用する。

4 条例第2条第1項の規定により許可を受けた広告物若しくは掲出物件を設置する者（以下「設置者」という。）、これを管理する者（以下「管理者」という。）又は特定屋外広告物安全管理者に変更があつたときは、設置者又は管理者は、速やかに屋外広告物設置者等変更届（第2号様式）により所管の所長等に届け出なければならない。

5 設置者、管理者又は特定屋外広告物安全管理者は、その住所若しくは事務所の所在地、氏名若しくは名称又は特定屋外広告物安全管理者にあつては、資格（条例第32条第1項第1号に掲げる試験に合格していること、同項第2号若しくは第3号に掲げる講習会の課程

を修了していること、同項第4号に掲げる職業訓練指導員免許を受け、技能検定に合格し、若しくは職業訓練を修了していること又は同項第5号の規定により同項第1号から第4号までに掲げる者と同等以上の知識を有するものとして知事がした認定を受けていることをいう。）を変更したときは、速やかに屋外広告物設置者等住所、氏名等変更届（第3号様式）により所管の所長等に届け出なければならない。

- 6 条例第2条第1項の規定により許可を受けた広告物又は掲出物件を許可期限の満了前に除却し、又は滅失したときは、設置者又は管理者は、速やかに屋外広告物除却（滅失）届（第4号様式）により所管の所長等に届け出なければならない。

全部改正〔昭和40年規則112号〕、一部改正〔昭和42年規則71号・48年6号・53年72号・平成10年56号・11年13号・12年103号・13年15号・14年26号・15年74号・16年4号・17年76号・146号・18年69号・101号・20年33号・21年78号・23年15号・58号・25年9号・29年17号・令和4年8号・5年17号・7年5号〕

（点検報告及び補修結果報告）

第7条の2 許可期限後更に継続して許可を受けようとする者は、申請日前30日以内に広告物又は掲出物件の変形、腐食その他の劣化の状況の点検を行い、又は行わせ、広告物又は掲出物件ごとに屋外広告物点検報告書（第4号様式の2）を所管の所長等に提出しなければならない。この場合において、広告塔、広告板（建築物の壁面に直接表示するものを除く。）、アーケードに設置するもの、案内板、アーチ又は広告幕のうち表示面が固定されているものの点検は、次の各号のいずれかに該当する者が行わなければならない。

- （1）条例第32条第1項各号に掲げる者
- （2）建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する一級建築士又は同条第3項に規定する二級建築士である者
- （3）広告物又は掲出物件の点検に関し必要な知識を修得させることを目的とする講習会で別に定めるものの課程を修了した者

2 前項の屋外広告物点検報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- （1）点検状況を撮影した写真
- （2）点検後の広告物又は掲出物件の写真
- （3）前項後段の場合にあつては、点検を行つた者が同項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面の写し

3 第1項の屋外広告物点検報告書を提出した者は、点検時に補修を要する箇所があつたときは、速やかに必要な補修を行い、遅滞なく広告物又は掲出物件ごとに屋外広告物補修結果報告書（第4号様式の3）を所管の所長等に提出しなければならない。

4 前項の屋外広告物補修結果報告書には、補修後の広告物又は掲出物件の写真を添付しなければならない。

追加〔平成29年規則17号〕、一部改正〔令和4年規則17号〕

（許可期間）

第7条の3 条例第9条に規定する許可の期間の上限は、別表第5のとおりとする。

2 許可期間の終期は、各月のいずれかの末日とする。ただし、許可期間が1月以内又は3月以内の広告物又は掲出物件については、この限りでない。

追加〔平成29年規則17号〕

（標識票等）

第8条 条例第10条に規定する標識票は、第5号様式とする。

2 はり紙、はり札等の広告物については、標識票に代え、第6号様式による許可印を押す

ものとする。

- 3 前項の許可印を押すことが困難と認められるものについては、所管の所長等が指定する記号をもつてこれに代えることができる。

一部改正〔昭和25年規則48号・33年25号・40年112号・42年71号・平成10年56号・23年58号〕

（許可申請の特例）

- 第9条** 次の各号のいずれかに該当するときは、許可の期間内（第2号の場合にあつては、許可期間の始期から起算して1年以内）に限り、内容変更の許可手続を要しない。

- （1）建築物の壁面を利用して懸垂装置により広告物を掲出するとき。
- （2）常設興行場その他で一定の場所を定めて物件を設置し、これに表示し、又は貼り付けるとき。

全部改正〔平成29年規則17号〕

（特定屋外広告物安全管理者の設置基準等）

- 第10条** 条例第13条に規定する基準は、次の各号に掲げる広告物の種類等に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- （1）建築物の上部に突出するもの 高さが建築物の上端から4メートル
- （2）広告塔及び広告板 高さが地上4メートル

- 2 特定屋外広告物安全管理者は、条例第32条第1項各号のいずれかに該当する者をもつて充てなければならない。

追加〔平成10年規則56号〕、一部改正〔平成23年規則58号〕

第3章 監督

追加〔平成23年規則58号〕

（広告物又は掲出物件を保管した場合の公示の方法等）

- 第11条** 条例第17条第1項第1号に規定する規則で定める場所は、所管の所長等が指定する場所とする。

- 2 条例第17条第2項に規定する保管した広告物又は掲出物件の一覧簿に記載する事項は、次に掲げる事項とする。

- （1）保管した広告物又は掲出物件の名称又は種類及び数量
- （2）保管した広告物又は掲出物件の放置されていた場所及び除却し、又は除却させた日
- （3）その広告物又は掲出物件の保管を開始した日及び保管の場所
- （4）その他所管の所長等が必要と認める事項

追加〔平成17年規則76号〕、一部改正〔平成23年規則58号〕

（保管した広告物又は掲出物件の売却の方法）

- 第12条** 条例第20条に規定する保管した広告物又は掲出物件の売却の方法は、不用の決定がされた物品の売払いの例による。

追加〔平成17年規則76号〕、一部改正〔平成23年規則58号〕

（身分証明書）

- 第13条** 条例第23条第2項に規定する身分を示す証明書は、第7号様式とする。

追加〔平成10年規則56号〕、一部改正〔平成17年規則76号・23年58号〕

第4章 屋外広告業の登録等
追加〔平成23年規則58号〕

（更新の登録の申請期間）

- 第14条 条例第24条第3項の規定により同項の更新の登録を受けようとする者は、同条第2項の有効期間の満了の日の90日前から30日前までの間に屋外広告業登録申請書（第8号様式）を提出しなければならない。
全部改正〔平成23年規則58号〕

（登録申請書等）

- 第15条 条例第25条第1項に規定する登録申請書は、屋外広告業登録申請書とする。
- 2 条例第25条第2項（条例第28条第3項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する登録申請者（条例第25条第1項に規定する登録申請者をいう。次項各号において同じ。）が条例第27条第1項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面は、誓約書（第9号様式）とする。
- 3 条例第25条第2項に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。
- （1） 登録申請者が法人である場合にあっては、登記事項証明書
 - （2） 登録申請者が個人である場合にあっては、住民票の写し又はこれに代わる書面
 - （3） 登録申請者が屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合にあっては、その法定代理人の住民票の写し又はこれに代わる書面（法人にあっては、登記事項証明書）及び当該登録申請者の法定代理人であることを証する書面
 - （4） 登録申請者が選任した業務主任者の住民票の写し又はこれに代わる書面及び当該業務主任者が条例第32条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面
- 追加〔平成23年規則58号〕、一部改正〔平成24年規則50号〕

（屋外広告業者登録簿）

- 第16条 条例第26条第1項に規定する屋外広告業者登録簿は、第10号様式とする。
追加〔平成23年規則58号〕

（屋外広告業者登録簿の閲覧）

- 第17条 条例第26条第3項の規定により屋外広告業者登録簿を一般の閲覧に供する場所は、県土整備局都市部都市整備課（第3項及び第24条第1項において「都市整備課」という。）内とする。
- 2 屋外広告業者登録簿を閲覧しようとする者は、閲覧票に氏名、住所その他必要な事項を記入しなければならない。
- 3 屋外広告業者登録簿を閲覧する者（次項において「閲覧者」という。）は、都市整備課内において閲覧し、屋外広告業者登録簿を外部に持ち出してはならない。
- 4 閲覧者は、係員の指示に従って閲覧し、屋外広告業者登録簿は丁寧に扱わなければならない。
- 5 知事は、次の各号のいずれかに該当する者の閲覧を停止し、又は禁止することができる。
- （1） 前2項の規定に違反した者
 - （2） 屋外広告業者登録簿を破り、汚し、若しくは加筆した者又はそのおそれのある者
 - （3） 屋外広告業者登録簿の閲覧に際して他人に迷惑を及ぼした者又はそのおそれのある者
- 追加〔平成23年規則58号〕、一部改正〔平成25年規則42号〕

（登録事項の変更の届出）

第18条 条例第28条第1項の規定による届出は、屋外広告業登録事項変更届出書（第11号様式）により行うものとする。

2 屋外広告業登録事項変更届出書には、次の各号に掲げる変更の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

（1） 条例第25条第1項第1号に掲げる事項の変更 屋外広告業者が法人である場合にあっては登記事項証明書、個人である場合にあっては住民票の写し又はこれに代わる書面

（2） 条例第25条第1項第2号に掲げる事項の変更（商業登記の変更を必要とする場合に限る。）及び同項第3号に掲げる事項の変更 登記事項証明書

（3） 条例第25条第1項第4号に掲げる事項の変更 第15条第3項第3号に掲げる書面

（4） 条例第25条第1項第5号に掲げる事項の変更 第15条第3項第4号に掲げる書面
追加〔平成23年規則58号〕

（廃業等の届出）

第19条 条例第29条の規定による届出は、屋外広告業廃業等届出書（第12号様式）により行うものとする。

追加〔平成23年規則58号〕

（業務主任者の資格の認定等）

第20条 条例第32条第1項第5号の規定による認定を受けようとする者は、業務主任者資格認定申請書（第13号様式）に、次項第1号に該当する者であることを証する書面及び同項第2号に該当する者であることを誓約する書面を添えて、知事に申請しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請が次の各号のいずれにも該当すると認めるときでなければ、条例第32条第1項第5号の規定による認定をしてはならない。

（1） 申請者が営業所において広告物の表示又は掲出物件の設置の責任者として5年以上の経験を有する者であること。

（2） 申請者が屋外広告物法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反した日から5年を経過しない者でないこと。

3 知事は、条例第32条第1項第5号の規定による認定をしたときは、その申請をした者に業務主任者資格認定証（第14号様式）を交付するものとする。

4 条例第32条第1項第5号の規定による認定を受けた者が業務主任者資格認定証を紛失し、損傷し、又は汚損したことにより業務主任者資格認定証の再交付を受けようとするときは、再交付申請書（第15号様式）に業務主任者資格認定証を添えて（紛失した場合を除く。）、知事に申請しなければならない。

5 業務主任者資格認定証の再交付を受けた者が紛失した業務主任者資格認定証を発見したときは、速やかに再交付を受けた業務主任者資格認定証を知事に返還しなければならない。

追加〔平成23年規則58号〕

（標識の掲示）

第21条 条例第33条の規定による標識の掲示は、屋外広告業者登録票（第16号様式）により行うものとする。

2 条例第33条に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

（1） 法人にあっては、その代表者の氏名

- (2) 登録年月日
 - (3) 営業所の名称
 - (4) 業務主任者の氏名
- 追加〔平成23年規則58号〕

(帳簿の備付け等)

第22条 条例第34条第1項の帳簿（同条第3項の規定による作成が行われた電磁的記録を含む。次項において同じ。）は、広告物の表示又は掲出物件の設置の契約ごとに作成しなければならない。

- 2 屋外広告業者は、条例第34条第1項の帳簿を当該帳簿に係る契約の期間の満了の日の属する事業年度の末日をもって閉鎖するものとし、閉鎖後5年間当該帳簿を保存しなければならない。
- 3 条例第34条第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 注文者の氏名又は名称及び住所
 - (2) 広告物の表示又は掲出物件の設置の場所
 - (3) 表示した広告物又は設置した掲出物件の名称又は種類及び数量
 - (4) 広告物の表示又は掲出物件の設置の年月日
 - (5) 請負金額
 - (6) 契約の期間

4 条例第34条第2項の規定による電磁的記録の備付け又は保存は、次に掲げるいずれかの方法により行わなければならない。

- (1) 作成された電磁的記録を当該備付け又は保存を行う屋外広告業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクその他これに記録する方法に準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下この条において「磁気ディスク等」という。）をもって調製するファイルにより備え、又は保存する方法
 - (2) 帳簿に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取つてできた電磁的記録を、当該備付け又は保存を行う屋外広告業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより備え、又は保存する方法
- 5 屋外広告業者が、条例第34条第2項に規定する電磁的記録の備付け又は保存を行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式で当該屋外広告業者の使用に係る電子計算機その他の機器に表示及び書類の作成をすることができなければならない。
- 6 条例第34条第3項の規定による電磁的記録の作成は、当該屋外広告業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法により行わなければならない。

追加〔平成23年規則58号〕

(屋外広告業者監督処分簿)

第23条 条例第37条第1項に規定する屋外広告業者監督処分簿は、第17号様式とする。

追加〔平成23年規則58号〕

(屋外広告業者監督処分簿の閲覧)

第24条 条例第37条第1項に規定する規則で定める閲覧所は、都市整備課内とする。

- 2 第17条第2項から第5項までの規定は、屋外広告業者監督処分簿の閲覧について準用する。この場合において、これらの規定中「屋外広告業者登録簿」とあるのは、「屋外広告

業者監督処分簿」と読み替えるものとする。

追加〔平成23年規則58号〕

（屋外広告業者監督処分簿に記載する事項）

第25条 条例第37条第2項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- （1） 処分を受けた屋外広告業者の商号、名称又は氏名及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- （2） 登録年月日及び登録番号
- （3） 処分を受けた屋外広告業者の営業所の名称及び所在地
- （4） 処分の根拠となる条例の条項
- （5） 処分の原因となつた事実
- （6） その他参考となる事項

追加〔平成23年規則58号〕

（身分証明書）

第26条 条例第38条第2項において準用する条例第23条第2項に規定する身分を示す証明書は、第18号様式とする。

追加〔平成23年規則58号〕

第5章 地区基本方針の案等の公告

追加〔平成23年規則58号〕

第27条 条例第40条第4項の規定により公告する事項は、次に掲げる事項とする。

- （1） 地区基本方針（条例第40条第1項に規定する地区基本方針をいう。次号において同じ。）の案
- （2） 地区基本方針の案の縦覧場所
- （3） 条例第40条第5項の規定による住民等の意見を記載した書面の提出場所及び提出期限

2 条例第42条第3項の規定により公告する事項は、次に掲げる事項とする。

- （1） 広告協定地区の名称
- （2） 広告協定地区の区域
- （3） 広告協定地区に係る広告協定の縦覧場所

3 前2項の規定による公告は、神奈川県公報をもつて行う。

追加〔平成23年規則58号〕

第6章 講習会

追加〔平成23年規則58号〕

（講習会）

第28条 条例第48条第1項の規定による講習会（以下この章において「講習会」という。）は、次に掲げる事項について行うものとする。

- （1） 広告物に関する法令
- （2） 広告物の表示の方法
- （3） 広告物の施工

2 講習会の開催の日時及び場所その他講習会の開催に関し必要な事項は、インターネットの利用その他の方法により公告する。

追加〔昭和49年規則103号〕、一部改正〔昭和51年規則8号・平成10年56号・17年76号・23年58号・令和5年14号〕

（受講の申込み）

第29条 講習会を受講しようとする者は、屋外広告物講習会受講申込書（第19号様式）に写真（申込み前3月以内に撮影した正面向き、無帽、上半身像で、縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルのもの）を添えて知事に申し込まなければならない。

追加〔昭和49年規則103号〕、一部改正〔昭和51年規則8号・平成10年56号・23年58号〕

（受講の特例）

第30条 知事は、講習会を受講しようとする者が次の各号のいずれかに該当する者である場合には、第28条第1項第3号に掲げる事項を受講したものとして取り扱うことができる。

- （1） 建築士法第2条第1項に規定する建築士である者
- （2） 電気工事士法（昭和35年法律第139号）第3条に規定する電気工事士である者
- （3） 電気事業法（昭和39年法律第170号）第44条第1項に規定する第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状又は第三種電気主任技術者免状の交付を受けている者
- （4） 帆布製品製造に関し、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づき、職業訓練指導員免許を受けた者、技能検定に合格した者又は職業訓練の修了証書の交付を受けた者

2 前項の取扱いを受けようとする者は、屋外広告物講習会受講申込書に同項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面の写しを添えて、知事に申し出なければならない。

追加〔平成23年規則58号〕、一部改正〔令和4年規則17号〕

（屋外広告物講習会修了証）

第31条 知事は、講習会の課程を修了した者に対し、屋外広告物講習会修了証（第20号様式）を交付する。

2 第20条第4項及び第5項の規定は、屋外広告物講習会修了証の再交付について準用する。この場合において、これらの規定中「業務主任者資格認定証」とあるのは「屋外広告物講習会修了証」と、同条第4項中「条例第32条第1項第5号の規定による認定を受けた者」とあるのは「講習会の課程を修了した者」と読み替えるものとする。

追加〔昭和49年規則103号〕、一部改正〔昭和51年規則8号・平成10年56号・23年58号〕

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和25年6月22日規則第48号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和27年4月1日規則第14号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則施行の際、現に存在する看板、標札の類にして広告面積の合計が7平方メートルをこえるものは、6箇月以内に知事の許可を受けなければならない。

附 則（昭和28年3月31日規則第25号）

この規則は、昭和28年4月1日から施行する。

附 則（昭和29年4月2日規則第16号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和29年4月1日から適用する。

附 則（昭和30年1月25日規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和30年12月6日規則第83号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和31年7月13日規則第45号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和31年10月12日規則第73号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和33年3月31日規則第25号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に許可を受けている広告物については、その許可期間に限り従前の例による。

附 則（昭和38年12月31日規則第113号）

- 1 この規則は、昭和39年1月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の規則（以下「改正前の規則」という。）に定める様式に基づいて調整した用紙は、当該用紙が残存する間、なお、従前の例により使用することができる。
- 3 改正前の規則の規定による証票等でこの規則施行の際現に効力を有するものは、この規則による改正後の規則による証票等とみなす。

附 則（昭和39年10月1日規則第137号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際、神奈川県屋外広告物条例（昭和24年神奈川県条例第62号。以下「条例」という。）第2条の規定による許可を受けて設置された広告物で現に存するものは、その許可の残存期間に限り、この規則による改正後の神奈川県屋外広告物条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第4条の規定によつて設置されたものとみなす。
- 3 条例第2条第1項及び第2項に規定する地域以外の地域のうち、条例第3条に規定する地域、場所又は物件以外のところにこの規則による改正前の神奈川県屋外広告物条例施行規則第4条の規定によつて設置された広告物でこの規則施行の際現に存するものは、この規則施行の日以後1年間は、改正後の規則第4条の規定によつて設置されたものとみなす。

附 則（昭和40年3月19日規則第18号）

この規則は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則（昭和40年12月24日規則第112号抄）

- 1 この規則は、昭和41年1月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際、国定公園内に現に存する看板、標札の類で神奈川県屋外広告物条例（昭和24年神奈川県条例第62号）第2条第2項の規定により新たに知事の許可を要すべきものについては、この規則施行の日から起算して3箇月以内に許可の申請をしなければならない。

附 則（昭和42年5月9日規則第38号）

- 1 この規則は、昭和42年6月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際、現に存する自己の住宅、店舗、営業所又は事業所に特定の商品名を表示した看板、標札の類（特定の商品名を誇張して表示したものを除く。）で、同一方向の広告表示面積の合計が15平方メートル（国立公園及び国定公園の区域内においては5平方メートル）以下のもの（以下「特定商品看板等」という。）に係る神奈川県屋外広告物条例（昭和24年神奈川県条例第62号。以下「条例」という。）第2条の規定による許可に

については、この規則施行の日から起算して6箇月以内に許可の申請をしなければならない。

- 3 この規則施行の際、現に存する特定商品看板等については、条例第3条及び第7条の規定は、この規則施行の日から起算して6箇月間は適用しない。

附 則（昭和42年9月20日規則第71号）

- 1 この規則は、昭和42年10月1日から施行し、同日以後に行なわれる申請、届出その他の手続及び許可、認可その他の処分について適用する。
- 2 この規則施行前になされた申請、催告その他の手続又は行為でこの規則施行の際まだその処理がされていないもの又はその処理が継続中のものについては、なお従前の例による。

附 則（昭和43年4月19日規則第42号）

この規則は、公布の日から施行し、同日以後に行なわれる広告物の許可申請から適用する。

附 則（昭和43年6月4日規則第56号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際、神奈川県屋外広告物条例（昭和24年神奈川県条例第62号）第2条の規定により許可を受けて設置されている広告物については、その許可期間中に限り、なお従前の例による。

附 則（昭和48年3月2日規則第6号）

- 1 この規則は、昭和48年4月1日から施行し、改正後の第4条第3項及び第5条第2項ただし書の規定は、同日以後に行なわれる許可申請から適用する。
- 2 この規則の施行の際現に建築基準法の一部を改正する法律（昭和45年法律第109号）附則第13項の規定による改正前の都市計画法第2章の規定による都市計画において定められている次の表の左欄に掲げる地域及び地区については、建築基準法の一部を改正する法律附則第13項の規定による改正後の都市計画法第8条第1項に規定する同表の当該右欄に掲げる地域とみなして、改正後の第4条第2項第1号の規定を適用する。ただし、昭和49年1月1日（その日前に建築基準法の一部を改正する法律附則第13項の規定による改正後の都市計画法第2章の規定により、用途地域に関する都市計画が決定された都市計画区域にあつては、同法第20条第1項の規定による告示があつた日）以後については、この限りでない。

商業地域	商業地域
住居専用地区及び空地地区	第1種住居専用地域及び第2種住居専用地域

附 則（昭和49年8月1日規則第77号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和49年10月16日規則第103号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、本則に7条を加える改正規定（第14条から第16条までに係る部分を除く。）、第1号様式の改正規定（「第1号様式」及び「手数料受領印」を改める部分を除く。）及び様式に8様式を加える改正規定（第11号様式及び第12号様式に係る部分を除く。）は、昭和50年2月1日から施行する。

附 則（昭和50年3月4日規則第13号）

- 1 この規則は、昭和50年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、神奈川県屋外広告物条例（昭和24年神奈川県条例第62号）第2条の規定により許可を受けて表示されている広告物については、その許可期間中に限り、なお従前の例による。

附 則（昭和51年3月9日規則第8号）

この規則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（昭和52年10月28日規則第80号）

この規則は、昭和52年11月 1 日から施行する。

附 則（昭和53年 9 月26日規則第72号）

- 1 この規則は、昭和53年10月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に存するこの規則による改正前の神奈川県屋外広告物条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）第 1 条の 2 第 3 号に規定する看板、標札の類で、この規則による改正後の神奈川県屋外広告物条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第 1 条の 2 第 3 号に規定する看板、標札の類に該当しなくなったものの規準については、当分の間、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、現に存する屋外広告物又はこれを掲出する物件のうち、神奈川県屋外広告物条例の一部を改正する条例（昭和53年神奈川県条例第27号。以下「改正条例」という。）による改正前の神奈川県屋外広告物条例（昭和24年神奈川県条例第62号）第 2 条第 1 項若しくは第 2 項の規定により許可を受けている屋外広告物若しくはこれを掲出する物件又は改正条例による改正後の神奈川県屋外広告物条例第 2 条第 1 項の規定により新たに許可を要すべき屋外広告物若しくはこれを掲出する物件で、改正後の規則第 4 条に規定する規格に満たないものに係る規格は、当分の間、なお従前の例による。
- 4 この規則による改正前の規則に定める様式に基づいて調製した用紙は、当該用紙が残存する間、なお従前の例により使用することができる。
- 5 改正前の規則の規定による屋外広告物検査員証でこの規則施行の際現に効力を有するものは、改正後の規則による屋外広告物検査員証とみなす。

附 則（昭和55年 4 月28日規則第65号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和56年 5 月12日規則第100号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年 8 月27日規則第72号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和60年12月23日規則第93号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和61年10月28日規則第78号）

- 1 この規則は、昭和62年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に申請書を受受理しているものに係る広告物の表示の許可又は昭和62年 3 月31 日以前に許可の期間が開始する広告物の表示の許可に係る内容変更の許可手続を要しない期間については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 2 年12月21日規則第76号）

- 1 この規則は、平成 3 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に神奈川県屋外広告物条例第 2 条の規定による許可を受けて表示しているはり紙又ははり札で、その規格が改正後の別表第 3 の規定に適合しないものの規格については、当該許可の期間が満了するまでの間、なお従前の例による。
- 3 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、当該用紙が残存する間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成 3 年 5 月31日規則第38号抄）

- 1 この規則は、平成 3 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 5 年 7 月 6 日規則第73号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 6 年 3 月29日規則第45号）

- 1 この規則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の各規則に定める様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、使用することができる。
- 3 この規則の施行の際現に存する第1条の規定による改正前の神奈川県屋外広告物条例施行規則の規定による証票等は、同条の規定による改正後の神奈川県屋外広告物条例施行規則による証票等とみなす。

附 則（平成7年3月31日規則第58号）

- 1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の各規則に定める様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成8年4月9日規則第84号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成4年法律第82号）第1条の規定による改正前の都市計画法の規定により定められている都市計画区域内の用途地域に関しては、平成8年6月24日（同日前に同条の規定による改正後の都市計画法第2章の規定により、当該都市計画区域について、用途地域に関する都市計画が決定されたときは、当該都市計画の決定に係る都市計画法第20条第1項（同法第22条第1項において読み替える場合を含む。）の規定による告示があった日。以下「効力発生日」という。）までの間は、改正前の別表1の規定は、なおその効力を有する。
- 3 効力発生日において現に神奈川県屋外広告物条例（昭和24年神奈川県条例第62号）第2条第1項の規定による許可を受けて表示し、又は設置している屋外広告物又はこれを掲出する物件で、その規格が神奈川県屋外広告物条例施行規則別表第2の規定に適合しないこととなるものの規格については、当分の間、なお従前の例による。
- 4 効力発生日前になされた申請で効力発生日において当該申請に対する処分が行われていないもののうち、当該申請に係る規格が神奈川県屋外広告物条例施行規則別表第2の規定に適合しないこととなるものの規格については、なお従前の例による。

附 則（平成10年5月8日規則第56号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成10年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に存する屋外広告物（以下「広告物」という。）又はこれを掲出する物件のうち、神奈川県屋外広告物条例の一部を改正する条例（平成10年神奈川県条例第21号）による改正前の神奈川県屋外広告物条例（昭和24年神奈川県条例第62号）第2条第1項若しくは第2項の規定により許可を受けている広告物若しくは広告物を掲出する物件で、改正後の第5条に規定する基準に満たないものに係る基準は、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行前にされた申請その他の手続又は行為でこの規則施行の際まだその処理がなされていないものについては、なお従前の例による。
- 4 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成11年3月19日規則第13号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前にされた申請その他の手続又は行為でこの規則の施行の際まだその処理がされていないものについては、この規則による改正後の各規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 都市計画法（昭和43年法律第100号）第52条の2第1項、第53条第1項及び第65条第1項の規定による土木事務所長の許可を受けた平塚市、小田原市及び茅ヶ崎市の区域内における行為（平塚市の区域にあっては同法第52条の2第1項の規定によるものを、茅ヶ崎市の区域にあっては同法第52条の2第1項及び第65条第1項の規定によるものを除く。）に係る第4条の規定による改正後の都市計画法施行細則（以下「新都市計画法施行細則」という。）第2条第1項第5号から第9号までに掲げる事務並びに新都市計画法施行細則第11条及び第12条の規定による届出を受理する事務については、新都市計画法施行細則第2条第1項、第11条及び第12条の規定にかかわらず、当分の間、当該土木事務所長（新都市計画法施行細則第2条第1項第7号及び第9号に掲げる事務にあっては、知事）が行う。

附 則（平成11年12月28日規則第93号）

1 この規則は、平成12年1月1日から施行する。

2 この規則による改正前の各規則に定める様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成12年3月31日規則第103号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

（港湾区域及び港湾隣接地域における占用等の許可手続等に関する規則の廃止）

2 港湾区域及び港湾隣接地域における占用等の許可手続等に関する規則（昭和39年神奈川県規則第145号。以下「旧規則」という。）は、廃止する。

5 この規則による改正前の各規則に定める様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成13年3月23日規則第15号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成13年11月30日規則第124号）

（施行期日）

1 この規則は、平成14年3月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に大井町酒匂縦貫道路沿道広告景観形成地区に存する屋外広告物（以下「広告物」という。）又は広告物を掲出する物件のうち、神奈川県屋外広告物条例（昭和24年神奈川県条例第62号）第2条第1項の規定により許可を受けている広告物又は広告物を掲出する物件で、改正後の第5条の2に規定する基準に満たないものに係る基準は、なお従前の例による。

3 この規則の施行前にされた申請その他の手続又は行為でこの規則の施行の際まだその処理がされていないものについては、なお従前の例による。

4 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成14年3月15日規則第26号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成14年12月24日規則第101号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年3月28日規則第74号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年2月6日規則第4号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月29日規則第76号）

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成17年9月9日規則第146号）

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日規則第69号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年9月29日規則第101号）

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日規則第33号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年10月16日規則第78号）

この規則は、平成22年5月1日から施行する。

附 則（平成22年3月30日規則第60号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月22日規則第15号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第2条第2項第4号及び同号イの改正規定は公布の日から、別表第1自然系許可地域の項1及び住居系許可地域の項2の改正規定は同年7月1日から施行する。

附 則（平成23年6月28日規則第54号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成23年7月1日から施行する。

附 則（平成23年7月19日規則第58号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成23年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 神奈川県屋外広告物条例の一部を改正する条例（平成22年神奈川県条例第87号。以下「改正条例」という。）附則第2項の規定により改正条例による改正後の神奈川県屋外広告物条例（昭和24年神奈川県条例第62号。以下「新条例」という。）第24条第1項の登録を受けないで引き続き屋外広告業を営む者が新条例第2条第1項の規定による申請をする場合における改正後の第1号様式の規定の適用については、同様式中「屋外広告業の登録」とあるのは、「屋外広告業の届出」とする。
- 3 改正条例附則第3項の規定により、新条例第24条第1項の登録を受けた屋外広告業者とみなされる者が新条例第28条第1項又は第29条の規定により届出を行う場合における改正後の第11号様式及び第12号様式の規定の適用については、これらの様式中「登録番号」とあるのは「届出番号」と、「神奈川県屋外広告業登録第 号」とあるのは「第 号」と、「登録年月日」とあるのは「届出年月日」とする。
- 4 この規則の施行の際現に改正前の第7号様式により交付されている身分を示す証明書は、改正後の第7号様式により交付された身分を示す証明書とみなす。
- 5 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成24年1月27日規則第4号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日規則第50号）

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成25年2月26日規則第9号）

この規則は、平成25年7月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日規則第42号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月17日規則第17号）

- 1 この規則は、平成29年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前にされた申請その他の手続又は行為でこの規則の施行の際まだその処理がされていないものについては、なお従前の例による。
- 3 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成30年8月7日規則第66号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年3月1日規則第4号）

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に大山バイパス周辺広告景観形成地区内に存する屋外広告物又は屋外広告物を掲出する物件（神奈川県屋外広告物条例（昭和24年神奈川県条例第62号）第2条第1項の規定による許可を受けたものに限る。）及びこの規則の施行の日以後に同日前に申請をした同項の規定による許可に基づき表示し、又は設置する屋外広告物又は屋外広告物を掲出する物件に係る同条例第7条第2項の規定による基準は、平成40年3月31日までの間は、改正後の別表第4の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和元年6月25日規則第15号）

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和元年12月10日規則第51号）

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前にされた申請その他の手続又は行為でこの規則の施行の際まだその処理がされていないものについては、なお従前の例による。

附 則（令和3年2月22日規則第12号）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前にされた申請その他の手続又は行為でこの規則の施行の際まだその処理がされていないものについては、なお従前の例による。

附 則（令和3年9月28日規則第80号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の各規則に定める様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（令和4年2月18日規則第8号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月15日規則第17号）

- 1 この規則は、令和4年9月1日から施行する。
- 2 改正後の第7条の2及び第4号様式の2の規定は、この規則の施行の日以後に広告物又は掲出物件の変形、腐食その他の劣化の状況の点検を行い、又は行わせた場合について適用し、同日前に広告物又は掲出物件の変形、腐食その他の劣化の状況の点検を行い、又は行わせた場合については、なお従前の例による。

附 則（令和４年５月10日規則第41号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和５年３月10日規則第14号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和５年３月17日規則第17号）

この規則は、令和５年４月１日から施行する。

附 則（令和５年12月26日規則第87号）

- 1 この規則は、令和６年４月１日から施行する。
- 2 この規則の施行前にされた申請その他の手続又は行為でこの規則の施行の際まだその処理がされていないものについては、なお従前の例による。

附 則（令和７年１月31日規則第５号）

- 1 この規則は、令和７年４月１日から施行する。ただし、第７条第２項第４号の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

別表第1（第2条、第5条関係）

許可地域区分	該当地域
自然系許可地域	1 自然公園法第33条第1項に規定する普通地域、神奈川県立自然公園条例（昭和34年神奈川県条例第6号）第21条第1項に規定する普通地域、都市計画法第8条第1項の規定により定められた風致地区（以下「風致地区」という。）及び首都圏近郊緑地保全法（昭和41年法律第101号）第3条第1項の規定により指定された近郊緑地保全区域（以下「近郊緑地保全区域」という。）（用途地域のうち第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域を除く。） 2 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和41年法律第1号）第4条第1項の規定により指定された歴史的風土保存区域 3 1及び2のほか用途地域のうち第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び田園住居地域
住居系許可地域	1 条例第3条第1項第5号の規定による国立公園の特別地域内の用途地域のうち近隣商業地域及び商業地域として定められている地域 2 城ヶ島、自然公園法第33条第1項に規定する普通地域、神奈川県立自然公園条例第21条第1項に規定する普通地域、風致地区及び近郊緑地保全区域（用途地域のうち第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域に限る。） 3 1及び2のほか自然系許可地域、工業系許可地域、沿道系許可地域及び商業系許可地域以外の地域
工業系許可地域	1 用途地域のうち準工業地域、工業地域及び工業専用地域（沿道系許可地域に含まれる地域を除く。）
沿道系許可地域	1 用途地域のうち第二種住居地域及び準住居地域 2 用途地域のうち道路法（昭和27年法律第180号）第3条の一般国道及び都道府県道（知事が指定する地域を除く。）の両外側30メートル以内にある第一種住居地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域
商業系許可地域	1 用途地域のうち近隣商業地域及び商業地域

全部改正〔平成10年規則56号〕、一部改正〔平成20年規則33号・22年60号・23年15号・30年66号〕

別表第2（第5条関係）

広告物の種類等	許可地域区分	基準
建築物の壁面を利用するもの	貼り紙等	1 1枚1平方メートル以内とすること。 2 同一のものを連続して表示しないこと。 3 容易に除却できる方法によること。
	壁面に直接表示し、又は物件を設置するもの	1 一の建築物の一の壁面についての表示面積は、5平方メートル以内とし、掲出する壁面を4面以下とすること。 2 高さは、地上5メートル以下とすること。ただし、建築物、施設若しくは団体の名称のうち一つ又はシンボル・マークその他これに類するもののうち一つを立体的に加工した文字等を壁面に直接取り付けることによつて表示する場合は、この限りでない。 3 壁面からはみ出さないこと。
	住居系許可地域	1 一の建築物の一の壁面についての表示面積は、10平方メートル以内又は当該壁面の面積の20分の1以内とし、掲出する壁面を4面以下とすること。ただし、10平方メートルを超える場合は、建築物の上部から突出する広告塔又は広告板を設置しないこと。 2 高さは、地上5メートル以下とすること。ただし、建築物、施設若しくは団体の名称のうち一つ又はシンボル・マークその他これに類するもののうち一つを立体的に加工した文字等を壁面に直接取り付けることによつて表示する場合は、この限りでない。 3 壁面からはみ出さないこと。
	工業系許可地域	1 一の建築物の一の壁面についての表示面積は、20平方メートル以内又は当該壁面の面積の10分の1以内とし、掲出する壁面を4面以下とすること。 2 高さは、地上10メートル以下とすること。ただし、建築物の壁面を利用して懸垂装置により掲出する場合又は建築物、施設若しくは団体の名称のうち一つ若しくはシンボル・マークその他これに類するもののうち一つを立体的に加工した文字等を壁面に直接取り付けることによつて表示する場合は、この限りでない。 3 壁面からはみ出さないこと。
	沿道系許可地域及び商業系許可地域	1 一の建築物の一の壁面についての表示面積は、30平方メートル以内又は当該壁面の面積の10分の1以内とし、掲出する壁面を4面以下とすること。 2 高さは、地上10メートル以下とすること。ただし、建築物の壁面を利用して懸垂装置により掲出する場合又は建築物、施設若しくは団体の名称のうち一つ若しくはシンボル・マークその他これに類するもののうち一つを立体的に加工した文字等を壁面に直接取り付けることによつて表示する場合は、この限りでない。 3 壁面からはみ出さないこと。
	壁面に投影	1 表示できない。

建築物から突出するもの	して表示するもの	工業系 許可地域	1 一の建築物の一の壁面についての表示面積は、20平方メートル以内又は当該壁面の面積の10分の1以内とし、表示する壁面を4面以下とすること。 2 高さは、地上10メートル以下とすること。 3 壁面からはみ出さないこと。
		沿道系 許可地域 及び 商業系 許可地域	1 一の建築物の一の壁面についての表示面積は、30平方メートル以内又は当該壁面の面積の10分の1以内とし、表示する壁面を4面以下とすること。 2 高さは、地上10メートル以下とすること。 3 壁面からはみ出さないこと。
	建築物の壁面から突出するもの	自然系 許可地域 及び 住居系 許可地域	1 一の建築物についての表示面積の合計は、17平方メートル以内とすること。 2 高さは、地上10メートル以下とし、かつ壁面の上端を超えないこと。 3 下端は、地上3メートル以上とし、車道上に突出する場合は、4.7メートル以上とすること。 4 出幅は、建築物から1.2メートル以下とし、道路上に突出する場合は、路端から1メートル以下とすること。
		工業系 許可地域 及び 沿道系 許可地域	1 一の建築物についての表示面積の合計は、30平方メートル以内とすること。 2 高さは、地上15メートル以下とし、かつ壁面の上端を超えないこと。 3 下端は、地上3メートル以上とし、車道上に突出する場合は、4.7メートル以上とすること。 4 出幅は、建築物から1.2メートル以下とし、道路上に突出する場合は、路端から1メートル以下とすること。
建築物の上部から突出するもの		商業系 許可地域	1 一の建築物についての表示面積の合計は、50平方メートル以内とすること。 2 高さは、地上15メートル以下とし、かつ壁面の上端を超えないこと。 3 下端は、地上3メートル以上とし、車道上に突出する場合は、4.7メートル以上とすること。 4 出幅は、建築物から1.2メートル以下とし、道路上に突出する場合は、路端から1メートル以下とすること。
	建築物の上部から突出するもの	自然系 許可地域	1 表示又は掲出できない。
		住居系 許可地域	1 一の建築物についての表示面積（広告塔にあつては、最大断面積をいう。以下この表において同じ。）の合計は、5平方メートル以内とすること。 2 高さは、建築物の屋根の最高部分を超えないこと。 3 形状については、縦の長さを横の長さで除した数値が1以下であること。 4 建築物から横にはみ出さないこと。 5 屋上の物見塔その他これに類する工作物には設置しないこと。

	工業系 許可地域	1 一の建築物についての表示面積の合計は、30平方メートル以内とすること。 2 高さは、建築物の高さの3分の1以下とし、かつ建築物の上端から3メートル以下とすること。 3 形状については、縦の長さを横の長さで除した数値が1以下であること。 4 建築物から横にはみ出さないこと。 5 屋上の物見塔その他これに類する工作物には設置しないこと。
	沿道系 許可地域	1 一の建築物についての表示面積の合計は、50平方メートル以内とすること。 2 高さは、建築物の高さの3分の1以下とし、かつ建築物の上端から5メートル以下とすること。 3 形状については、縦の長さを横の長さで除した数値が1以下であること。 4 建築物から横にはみ出さないこと。 5 屋上の物見塔その他これに類する工作物には設置しないこと。
	商業系 許可地域	1 一の建築物についての表示面積の合計は、70平方メートル以内とすること。 2 高さは、建築物の高さの3分の1以下とし、かつ建築物の上端から7メートル以下とすること。 3 形状については、縦の長さを横の長さで除した数値が1以下であること。 4 建築物から横にはみ出さないこと。 5 屋上の物見塔その他これに類する工作物には設置しないこと。
広告塔及び 広告板	自然系 許可地域	1 表示面積は、5平方メートル以内とすること。 2 高さは、地上3メートル以下とすること。 3 道路上に突出しないこと。
	住居系 許可地域	1 表示面積は、15平方メートル以内とすること。 2 高さは、地上5メートル以下とすること。 3 道路上に突出する場合は、その出幅は路端から1メートル以下とし、その突出部分の下端は、地上4.7メートル（歩道上にあつては、地上3メートル）以上とすること。
	工業系 許可地域	1 表示面積は、20平方メートル以内とすること。 2 高さは、地上10メートル以下とすること。 3 道路上に突出する場合は、その出幅は路端から1メートル以下とし、その突出部分の下端は、地上4.7メートル（歩道上にあつては、地上3メートル）以上とすること。
	沿道系 許可地域 及び 商業系 許可地域	1 表示面積は、30平方メートル以内とすること。 2 高さは、地上10メートル以下とすること。 3 道路上に突出する場合は、その出幅は路端から1メートル以下とし、その突出部分の下端は、地上4.7メートル（歩道上にあつては、地上3メートル）以上とすること。

備考 1 この表における基準のほか、一の店舗、営業所又は事業所当たりのこれらの広告物の表示面積の合計は、自然系許可地域にあつては27平方メートル以内とし、住居系許可地域にあつては47平方メートル以内とする。

- 2 ネオン照明、点滅照明、動光及び電光表示装置等の映像を映し出す装置は、自然系許可地域及び住居系許可地域にあつては設置できない。
 全部改正〔平成10年規則56号〕、一部改正〔平成29年規則17号・令和5年87号〕

別表第3（第5条関係）

広告物の種類等	基準
電柱及び街灯柱を利用するもの	1 巻付け看板又は添架看板に限る。 2 1柱につき、巻付け看板及び添架看板は、それぞれ1件以内とすること。 3 信号機が設置されている電柱には、表示できない。 4 巻付け看板の高さは、地上1.2メートル以上3メートル以下とすること。 5 添架看板は、縦1.2メートル以下、横0.5メートル以下とし、電柱及び街灯柱からの出幅は、0.6メートル以下とすること。 6 添架看板の設置場所が歩道の上空となる場合は、その下端は地上3メートル以上とすること。 7 添架看板の設置場所が道路（歩道を除く。）の上空となる場合は、その下端は地上4.7メートル以上とすること。
電車の外面を利用するもの	次に掲げる基準のいずれかによるものとする。 1（1） 前面又は後面に表示するものは、縦0.6メートル以下、横1メートル以下で、それぞれ1件以内とすること。 （2） 側面に表示するものは、1件縦0.6メートル以下、横3メートル以下とし、一の側面についての表示面積の合計は1.8平方メートル以下とすること。 2（1） 一の外面に表示する広告物の面積の合計は、当該外面の面積の10分の1以下であること。 （2） 車両の窓、ドア等のガラス部分、屋根及び底面には表示しないこと。 （3） 発光し、蛍光素材を使用し、又は反射効果を有する広告物は表示しないこと。 （4） 電光表示装置等の映像を映し出す装置は設置しないこと。 （5） 色彩、意匠その他の表示の方法が走行する地域の景観に調和したものであること。 （6） 知事が指定する区域を走行しないものであること。
路線バスの外面を利用するもの	次に掲げる基準のいずれかによるものとする。 1（1） 表示の位置は、前面以外とすること。 （2） 側面に表示するものは、1件縦0.6メートル以下、横3メートル以下とし、一の側面についての表示面積の合計は1.8平方メートル以下とすること。 （3） 後面に表示するものは、縦0.6メートル以下、横1メートル以下で1件以内とすること。 2（1） 表示の位置は、前面以外とすること。 （2） 車両の窓の上端から上部には文字等を表示せず、広告物の地色1色とすること。 （3） 車両の窓、ドア等のガラス部分には表示しないこと。 （4） 発光し、蛍光素材を使用し、又は反射効果を有する広告物は表示しないこと。 （5） 電光表示装置等の映像を映し出す装置は設置しないこと。

	(6) 色彩、意匠その他の表示の方法が走行する地域の景観に調和したものであること。 (7) 知事が指定する区域を走行しないものであること。
電車、路線バス以外の自動車等の外面を利用するもの	1 表示の位置は、前面以外とすること。 2 側面に表示するものは、1件縦0.6メートル以下、横3メートル以下とし、一の側面についての表示面積の合計は1.8平方メートル以下とすること。 3 後面に表示するものは、縦0.6メートル以下、横1メートル以下で1件以内とすること。 4 広告車に表示する場合は、1から3までの基準は適用しない。
広告塔及び広告板に類するもの	1 アーケードに設置する場合は、その下端は地上3メートル以上、その面積は0.5平方メートル以内とすること。 2 道路を横断して設置する場合は、その下端は地上4.7メートル以上とすること。 3 アドバルーンは、直径3メートル以下のものとし、掲揚する場合は、高度45メートル以下とし、常時2人以上の監視人を置くこと。雨、雪又は毎秒5メートル以上の風のときは、掲揚しないこと。これに設置する広告物は、長さ15メートル以下、幅1.5メートル以下とし、主綱に緊結すること。 4 立看板及びのぼり旗は、地上3.6メートル以下、面積5平方メートル以内とすること。 5 案内板は、地上2メートル以下とし、広告塔に類するものにあつては幅0.3メートル以下、広告板に類するものにあつては縦0.5メートル以下、横1メートル以下とする。ただし、同一場所に2以上のものを設置する場合は、総合案内板とし、一のものについて表示する面積は、縦（横）0.3メートル以下、横（縦）1.5メートル以下とすること。
標識柱（道路標識を除く。）を利用するもの	1 縦0.4メートル以下、横0.8メートル以下で蛍光塗料、発光塗料及び反射塗料を使用していないものとし、一の標識柱につき1件とすること。

全部改正〔令和元年規則51号〕

別表第4（第6条関係）

1 大井町酒匂縦貫道路沿道広告景観形成地区

広告物の種類等		基準
建築物の壁面を利用するもの	貼り紙等	1 1枚1平方メートル以内とすること。 2 同一のものを連続して表示しないこと。 3 容易に除却できる方法によること。
	壁面に直接表示し、又は物件を設置するもの	1 一の建築物の一の壁面についての表示面積は、5平方メートル以内とし、掲出する壁面を4面（西側地区にあつては、3面）以下とすること。 2 高さは、地上5メートル以下とし、かつ建築物の2階窓下以下とすること。 3 壁面からはみ出さないこと。 4 西側地区にあつては、西側に向いた壁面には表示又は掲出できない。
	壁面に投影して表示するもの	1 表示できない。
建築物から突出するもの	建築物の壁面から突出するもの	1 一の建築物についての表示面積の合計は、17平方メートル以内とすること。 2 高さは、地上10メートル以下とし、かつ壁面の上端を超えないこと。 3 下端は、地上3メートル以上とすること。 4 出幅は、建築物から1.2メートル以下とすること。 5 道路上に突出しないこと。
	建築物の上部から突出するもの	1 表示又は掲出できない。
広告塔及び広告板		1 表示又は掲出できない。
電柱及び街灯柱を利用するもの		1 表示又は掲出できない。
自動車等の外面を利用するもの		1 表示の位置は、前面以外とすること。 2 側面に表示するものは、1件縦0.6メートル以下、横3メートル以下とし、一の側面についての表示面積の合計は1.8平方メートル以下とすること。 3 後面に表示するものは、縦0.6メートル以下、横1メートル以下で1件以内とすること。 4 広告車に表示する場合は、1から3までの基準は適用しない。
広告塔及び広告板に類するもの		1 アーケードに設置する場合は、その下端は地上3メートル以上、その面積は0.5平方メートル以内とすること。 2 アドバルーンは、直径3メートル以下のものとし、掲揚する場合は、高度45メートル以下とし、常時2人以上の監視人を置くこと。雨、雪又は毎秒5メートル以上の風のときは、掲揚しないこと。これに設置する広告物は、長さ15メートル以下、幅1.5メートル以下とし、主綱に緊結すること。 3 アーチ、立看板、のぼり旗及び案内板は、表示又は掲出できない。

標識柱（道路標識を除く。）を利用するもの	1 表示又は掲出できない。
広告幕	1 表示又は掲出できない。

- 備考 1 この表における基準のほか、一の店舗、営業所又は事業所当たりのこれらの広告物（自動車等の外面を利用するもの及びアドバルーンを除く。）の表示面積の合計は、27平方メートル以内とする。
- 2 ネオン照明、点滅照明、動光及び電光表示装置等の映像を映し出す装置は、設置できない。
- 3 一の広告物の表示面積の3分の1を超えて用いる色彩は、彩度（日本産業規格Z8721に定める彩度をいう。以下同じ。）8以下とする。ただし、自動車等の外面を利用するものは、この限りでない。
- 4 西側地区とは、県道小田原松田の西側路端以西の区域をいう。

2 大山バイパス周辺広告景観形成地区

広告物の種類等		基準
建築物の壁面を利用するもの	貼り紙等	1 1枚1平方メートル以内とすること。 2 同一のものを連続して表示しないこと。 3 容易に除却できる方法によること。
	壁面に直接表示し、又は物件を設置するもの	1 一の建築物の一の壁面についての表示面積は、5平方メートル以内とし、掲出する壁面を4面以下とすること。 2 高さは、地上5メートル以下とすること。 3 壁面からはみ出さないこと。
	壁面に投影して表示するもの	1 表示できない。
建築物から突出するもの	建築物の壁面から突出するもの	1 一の建築物についての表示面積の合計は、17平方メートル以内とすること。 2 高さは、地上10メートル以下とし、かつ壁面の上端を超えないこと。 3 下端は、地上3メートル以上とすること。 4 出幅は、建築物から1.2メートル以下とすること。 5 道路上に突出しないこと。
	建築物の上部から突出するもの	1 表示又は掲出できない。
広告塔及び広告板		1 次に掲げる広告物及び掲出物件以外は、表示又は掲出できない。 （1）店舗等へ案内及び誘導をするための広告物であつて、当該案内及び誘導をする店舗等との距離が2キロメートル以内のもの （2）国、公共団体、公益法人その他これに類する団体が表示し、又は設置するもので公益上必要と認められるもの

3 神奈川県屋外広告物条例施行規則

	2 表示面積は、5平方メートル以内とすること。 3 高さは、地上3メートル以下とすること。 4 道路上に突出しないこと。
電柱及び街灯柱を利用するもの	1 巻付け看板に限る。 2 1柱につき、1件以内とすること。 3 信号機が設置されている電柱には、表示できない。 4 高さは地上1.2メートル以上3メートル以下とすること。
路線バスの外面を利用するもの	次に掲げる基準のいずれかによるものとする。 1 (1) 表示の位置は、前面以外とすること。 (2) 側面に表示するものは、1件縦0.6メートル以下、横3メートル以下とし、一の側面についての表示面積の合計は1.8平方メートル以下とすること。 (3) 後面に表示するものは、縦0.6メートル以下、横1メートル以下で1件以内とすること。 2 (1) 表示の位置は、前面以外とすること。 (2) 車両の窓の上端から上部には文字等を表示せず、広告物の地色1色とすること。 (3) 車両の窓、ドア等のガラス部分には表示しないこと。 (4) 発光し、蛍光素材を使用し、又は反射効果を有する広告物は表示しないこと。 (5) 電光表示装置等の映像を映し出す装置は設置しないこと。 (6) 色彩、意匠その他の表示の方法が走行する地域の景観に調和したものであること。
路線バス以外の自動車等の外面を利用するもの	1 表示の位置は、前面以外とすること。 2 側面に表示するものは、1件縦0.6メートル以下、横3メートル以下とし、一の側面についての表示面積の合計は1.8平方メートル以下とすること。 3 後面に表示するものは、縦0.6メートル以下、横1メートル以下で1件以内とすること。 4 広告車に表示する場合は、1から3までの基準は適用しない。
広告塔及び広告板に類するもの	1 表示又は掲出できない。
標識柱（道路標識を除く。）を利用するもの	1 表示又は掲出できない。
広告幕	1 表示又は掲出できない。

- 備考 1 この表における基準のほか、一の店舗、営業所又は事業所当たりのこれらの広告物（自動車等の外面を利用するものを除く。）の表示面積の合計は、27平方メートル以内とする。
- 2 内部照明、ネオン照明、点滅照明、動光及び電光表示装置等の映像を映し出す装置は、設置できない。
- 3 一の広告物のうち、写真、図画等の部分の表示面積は、全体の表示面積の3分の1以下とする。ただし、自動車等の外面を利用するものは、この限りでない。
- 4 写真、図画等及び文字以外の部分に用いる色彩は、彩度3以下（日本産業規格Z8721に定める色相R、Y R及びYにあつては、彩度6以下）とする。ただし、

3 神奈川県屋外広告物条例施行規則

自動車等の外面を利用するものは、この限りでない。
 全部改正〔平成31年規則4号〕、一部改正〔令和元年規則15号・3年12号・5年87号〕

別表第5（第7条の3関係）

区分	許可期間の上限
貼り紙	1 月
アドバルーン	
立看板	3 月
のぼり旗	
広告幕のうち表示面が固定されていないもの	
貼り札	1 年
建築物の壁面を利用して懸垂装置により掲出するもの	
電車、自動車等の外面を利用するもの	
電柱又は街灯柱を利用するもの	3 年
広告塔、広告板、アーケードに設置するもの及び案内板	
アーチ	
広告幕のうち表示面が固定されているもの	
標識柱を利用するもの	

追加〔平成29年規則17号〕

第1号様式（第7条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）（平10規則56・全部改正、平11規則93・平13規則124・平23規則58・平29規則17・令元規則15・令3規則80・令7規則5・一部改正）

屋外広告物（表示、設置、継続）許可申請書

年 月 日

殿

申請者 郵便番号
住所又は所在地
氏名又は法人名
及び代表者氏名
電話番号

神奈川県屋外広告物条例第2条第1項の規定により、次のとおり申請します。

当該広告物又は掲出物件については、公衆に対して危害を及ぼすことのないよう、補修その他必要な管理を行い、良好な状態に保持します。

1 表示（設置）場所	（移動又は多数のものは その範囲）	8 種類、規模、数量及び広告景観形成地区にあっては、マンセル色票系に規定する彩度	
2 広告物管理者	住 所 氏 名 電話番号		
3 特定屋外広告物安全管理者	住 所 氏 名 電話番号 資 格		
4 工事施工者	住 所 氏 名 電話番号		
5 屋外広告業の登録	年 月 日第 号	9 工事完成予定日	年 月 日
6 広告物表示（設置） 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	10 他の許可等	
7 前回許可	年 月 日 第 号	11 照明装置	有 無
		12 点滅装置	有 無

備考 1 この申請書には、神奈川県屋外広告物条例施行規則第7条第2項に規定する書類を添付してください。

2 3の特定屋外広告物安全管理者の欄は、神奈川県屋外広告物条例施行規則第10条第1項で定める基準を超える広告物又は広告物を掲出する物件を表示し、又は設置する場合に記入してください。

第2号様式（第7条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）（平10規則56・追加、平11規則93・平23規則58・平29規則17・令元規則15・一部改正）

屋外広告物設置者等変更届

年 月 日

殿

届出者 郵便番号
住所又は所在地
氏名又は法人名
及び代表者氏名
電話番号

屋外広告物の設置者（管理者、特定屋外広告物安全管理者）を変更したので、神奈川県屋外広告物条例施行規則第7条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

許可		年 月 日		第 号	
広告物の表示内容					
表示、設置場所					
変更年月日		年 月 日			
変更事項	設置者	住所 (所在地)	新		
			旧		
		氏名 (名称、代表者の氏名)	新		
			旧		
		電話番号	新		
			旧		
	管理者	住所 (所在地)	新		
			旧		
		氏名 (名称、代表者の氏名)	新		
			旧		
		電話番号	新		
			旧		
	特定屋外 広告物安全 管理者	住所 (所在地)	新		
			旧		
		氏名 (名称、代表者の氏名)	新		
			旧		
電話番号		新			
		旧			
資格		新			
		旧			

第3号様式（第7条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）（昭53規則72・追加、平6規則45・平7規則58・平10規則56・平11規則93・平23規則58・平29規則17・令元規則15・一部改正）

屋外広告物設置者等住所、氏名等変更届

年 月 日

殿

届出者 郵便番号
住所又は所在地
氏名又は法人名
及び代表者氏名
電話番号

屋外広告物の設置者（管理者、特定屋外広告物安全管理者）の住所（所在地）、氏名（名称）、資格を変更したので、神奈川県屋外広告物条例施行規則第7条第5項の規定により、次のとおり届け出ます。

許 可	年 月 日 第 号	
広 告 物 の 表 示 内 容		
表 示、 設 置 場 所		
変 更 年 月 日	年 月 日	
変 更 事 項 (住所、所在地、氏名、名称、資格)	新	
	旧	

第4号様式（第7条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）（昭53規則72・追加、平6規則45・平7規則58・平10規則56・平11規則93・平23規則58・平29規則17・令元規則15・一部改正）

屋外広告物除却（滅失）届

年 月 日

殿

届出者 郵便番号
住所又は所在地
氏名又は法人名
及び代表者氏名
電話番号

屋外広告物を除却（滅失）したので、神奈川県屋外広告物条例施行規則第7条第6項の規定により、次のとおり届け出ます。

許 可	年 月 日 第 号
広 告 物 の 表 示 内 容	
表 示、 設 置 場 所	
除 却（滅失）年月日	年 月 日
除 却（滅失）理 由	

第4号様式の3（第7条の2関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）（平28規則17・追加、令元規則15・令3規則80・一部改正）

屋外広告物補修結果報告書

年 月 日

殿

報告者 郵便番号
住所又は所在地
氏名又は法人名
及び代表者氏名
電話番号

次の広告物又は掲出物件について補修を行ったので報告します。

対象物件	広告物又は掲出物件の種類	
	前回許可の年月日及び番号	年 月 日 第 号
	表示（設置）場所	
補修について	補修をした者	郵便番号 住所又は所在地 氏名又は法人名 及び代表者氏名 電話番号
	補修をした年月日	年 月 日
	補修内容	

- 備考 1 広告物を表示し、又は掲出物件を設置している者が報告してください。
- 2 補修後の広告物又は掲出物件の写真を添付してください。
- 3 屋外広告物補修結果報告書は、広告物又は掲出物件ごとに提出してください。

第5号様式（第8条関係）（昭33規則25・追加、昭49規則103・平2規則76・平10規則56・平12規則103・平14規則26・平17規則76・平17規則146・平18規則69・平18規則101・平20規則33・平21規則78・平23規則15・平23規則58・平25規則9・令4規則8・令5規則17・一部改正）



- 備考 1 直径は、13センチメートル又は3.7センチメートルとする。
- 2 逗子市、厚木市、海老名市、南足柄市、綾瀬市、葉山町、大磯町、中井町、山北町、開成町、真鶴町、湯河原町、愛川町又は清川村の区域内にあつては、「神奈川県」を「〇〇市（町又は村）」と記載する。

第6号様式（第8条関係）（昭33規則25・追加、昭49規則103・平2規則76・平10規則56・平12規則103・平14規則26・平17規則76・平成17規則146・平成18規則69・平成18規則101・平20規則33・平21規則78・平23規則15・平23規則58・平25規則9・令4規則8・令5規則17・一部改正）



- 備考 1 直径は、3.7センチメートルとする。
- 2 逗子市、厚木市、海老名市、南足柄市、綾瀬市、葉山町、大磯町、中井町、山北町、開成町、真鶴町、湯河原町、愛川町又は清川村の区域内にあつては、「神奈川県」を「〇〇市（町又は村）」と記載する。

第7号様式（第13条関係）（表）（縦6センチメートル 横8センチメートル）（平10規則56・追加、平12規則103・平17規則76・平23規則58・一部改正、平23規則58・全部改正）

第	号		
身 分 証 明 書 所 属 職 氏 名			
上記の者は、神奈川県屋外広告物条例第23条第1項の規定による立入検査及び質問を行う職員であることを証明します。			
年 月 日 神奈川県知事 （神奈川県 土木事務所長） 印			

（裏）

神奈川県屋外広告物条例（抜粋）
（報告及び立入検査） 第23条 知事は、第2条から前条までの規定の施行に必要な限度において、広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者若しくはこれらを管理する者に対し、必要な報告を求め、又はその職員に、広告物若しくは掲出物件の存する土地若しくは建物に立ち入り、広告物若しくは掲出物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第8号様式（第14条、第15条関係）（表）（用紙 日本産業規格A4縦長型）（平23規則58・全部改正、平24規則50・平29規則17・令元規則15・令3規則80・令7規則5・一部改正）

屋外広告業登録申請書

年 月 日

神奈川県知事殿

申請者 郵便番号
住所又は所在地
氏名又は法人名
及び代表者氏名
電話番号

神奈川県屋外広告物条例第24条第1項（第3項）の規定による登録（更新の登録）を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

登録の種類		※ 登録番号 神奈川県屋外広告業登録 第 号	
1 新規 2 更新		※ 登録年月日 年 月 日	
法人・個人の別		1 法人 2 個人	
ふりがな			
商号、名称又は氏名及び法人にあつては、その代表者の氏名			
住所又は所在地		郵便番号	
県の区域内において営業を行う営業所の名称及び所在地並びに当該営業所の業務主任者の氏名	営業所	名 称	
		所 在 地	郵便番号
		電 話 番 号	
		業務主任者の氏名	
	営業所	名 称	
		所 在 地	郵便番号
		電 話 番 号	
		業務主任者の氏名	
	営業所	名 称	
		所 在 地	郵便番号
		電 話 番 号	
		業務主任者の氏名	

(裏)

役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者）の氏名	()	
法定代理人の氏名又は法人名及び代表者の氏名並びに住所又は所在地	氏名又は法人名及び代表者の氏名	
	住所又は所在地	郵便番号
	電話番号	
法定代理人が法人である場合のその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者）の氏名	()	

- 備考 1 ※印欄は、更新の登録の申請の場合に記入してください。
- 2 登録の種類欄及び法人・個人の別の欄は、該当する数字を○で囲んでください。
- 3 営業所の欄は、県の区域（横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市の区域を除きます。）内で屋外広告業を行う営業所を全て記載してください。
- 4 役員の氏名の欄は、申請者が法人である場合に記入してください。また、括弧内には、役員の職名を記入してください。
- 5 法定代理人の氏名及び住所の欄は、申請者が未成年者（屋外広告業に関し成年者同一の能力を有する者を除きます。）である場合に記入してください。
- 6 法定代理人が法人である場合のその役員の氏名の欄は、法定代理人が法人である場合に記入してください。また、括弧内には、役員の職名を記入してください。
- 7 書ききれない場合は、別紙により添付してください。

第9号様式（第15条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）（平23規則58・全部改正、平29規則17・令元規則15・令3規則80・一部改正）

誓 約 書

年 月 日

神奈川県知事殿

神奈川県屋外広告物条例第27条第1項各号に該当しない者であることを誓約します。

氏名又は法人名
及び代表者氏名

第 10 号様式（第 16 条関係）（表）（用紙 日本産業規格 A 4 縦長型）（平 23 規則 58・全部改正、平 24 規則 50・平 29 規則 17・令元規則 15・一部改正）

屋 外 広 告 業 者 登 録 簿

登 録 番 号	神奈川県屋外広告業登録 第 号		
登 録 年 月 日	年 月 日		
有 効 期 限	年 月 日		
初 回 登 録 日	年 月 日		
法人・個人の別			
ふ り が な 商号、名称又は氏 名及び法人にあつ ては、その代表者 の氏名			
住所又は所在地	郵便番号		
電 話 番 号			
県の区域内に おいて営業を 行う営業所の 名称及び所在 地並びに当該 営業所の業務 主任者の氏名	営 業 所	名 称	
		所 在 地	郵便番号
		電 話 番 号	
		業務主任者 の 氏 名	
	営 業 所	名 称	
		所 在 地	郵便番号
		電 話 番 号	
		業務主任者 の 氏 名	
	営 業 所	名 称	
		所 在 地	郵便番号
		電 話 番 号	
		業務主任者 の 氏 名	

(裏)

[illegible]

第 11 号様式（第 18 条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦長型）（平 23 規則 58・全部改正、平 29 規則 17・令元規則 15・令 3 規則 80・一部改正）

屋外広告業登録事項変更届出書

年 月 日

神奈川県知事殿

届出者 郵便番号
住所又は所在地
氏名又は法人名
及び代表者氏名
電話番号

神奈川県屋外広告物条例第 28 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

登 録 番 号	神奈川県屋外広告業登録 第 号		
登 録 年 月 日	年 月 日		
法人・個人の別	1 法人 2 個人		
変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日

- 備考 1 法人・個人の別の欄は、該当する数字を○で囲んでください。
2 書ききれない場合は、別紙により添付してください。

第 12 号様式（第 19 条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦長型）（平 23 規則 58・全部改正、平 29 規則 17・令元規則 15・令 3 規則 80・一部改正）

屋外広告業廃業等届出書

年 月 日

神奈川県知事殿

届出者 郵便番号
住所又は所在地
氏名又は法人名
及び代表者氏名
電話番号

神奈川県屋外広告物条例第 29 条の規定により、次のとおり届け出ます。

登 録 番 号	神奈川県屋外広告業登録 第 号
登 録 年 月 日	年 月 日
法人・個人の別	1 法人 2 個人
ふ り が な	
商号、名称又は氏名及び 法人にあつては、その代 表者の氏名	
住所又は所在地	郵便番号
届 出 の 理 由	1 死亡 2 合併による消滅 3 破産手続開始の決定 4 2 及び 3 以外の理由による解散 5 廃止
届出の理由が生じた日	年 月 日
屋外広告業者と 届出人との関係	1 相続人 2 元代表役員 3 破産管財人 4 清算人 5 本人

備考 法人・個人の別の欄、届出の理由の欄及び屋外広告業者と届出者との関係の欄は、該当する数字を○で囲んでください。

第 13 号様式（第 20 条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦長型）（平 23 規則 58・全部改正、令元規則 15・令 3 規則 80・一部改正）

業務主任者資格認定申請書

年 月 日

神奈川県知事殿

申請者 郵便番号
住 所
ふりがな
氏 名
電話番号

神奈川県屋外広告物条例第 32 条第 1 項第 5 号の規定により、同項第 1 号から第 4 号までに掲げる者と同等以上の知識を有する者であることの認定を受けたいので、次のとおり申請します。

生 年 月 日		年 月 日
勤 務 先	名 称	
	所 在 地	
備 考		

備考 営業所において広告物の表示又は掲出物件の設置の責任者として 5 年以上の経験を有する者であることを証する書面及び屋外広告物法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反した日から 5 年を経過しない者でないことを誓約する書面を添付してください。

第 14 号様式（第 20 条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦長型）（平 23 規則 58・追加、令元規則 15・一部改正）

第 号

業務主任者資格認定証

氏 名

生年月日

上記の者は、神奈川県屋外広告物条例第 32 条第 1 項第 5 号の規定により、同項第 1 号から第 4 号までに掲げる者と同等以上の知識を有する者として認定します。

年 月 日

神奈川県知事



第 15 号様式（第 20 条、第 31 条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦長型）（平 23 規則 58・追加、
令元規則 15・令 3 規則 80・一部改正）

再交付申請書

年 月 日

神奈川県知事殿

申請者 郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

神奈川県屋外広告物条例施行規則第 20 条第 4 項（第 31 条第 2 項において準用する第 20 条第 4 項）の規定により、業務主任者資格認定証（屋外広告物講習会修了証）の再交付を受けたいので、次のとおり申請します。

再 交 付 申 請 の 理 由	1 紛失 2 損傷 3 汚損
認定（修了）年 月 日 及び 番 号	年 月 日 第 号

- 備考 1 再交付申請の理由の欄は、該当する数字を○で囲んでください。
2 損傷又は汚損の場合は、損傷し、又は汚損した書面を添付してください。

第16号様式（第21条関係）（規格 縦35センチメートル以上 横40センチメートル以上）（平
23規則58・追加）

屋外広告業者登録票	
商号、名称又は氏名	
代表者の氏名 (法人の場合)	
営業所の名称	
この営業所に置かれて いる業務主任者の氏名	
登録年月日 及び登録番号	年 月 日 神奈川県屋外広告業登録 第 号

第 17 号様式（第 23 条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦長型）（平 23 規則 58・追加、平 29 規則 17・
令元規則 15・一部改正）

屋外広告業者監督処分簿

登 録 番 号		神奈川県屋外広告業登録 第 号	
登 録 年 月 日		年 月 日	
法人・個人の別			
処分を受けた屋外広告業者に関する事項	ふ り が な		
	商号、名称又は氏名及び法人にあつては、その代表者の氏名		
	住所又は所在地	郵便番号	
	電 話 番 号		
	県の区域内において営業を行う営業所の名称及び所在地	名 称	
		所 在 地	郵便番号
		電話番号	
		名 称	
		所 在 地	郵便番号
		電話番号	
		名 称	
		所 在 地	郵便番号
電話番号			
処分に関する事項	処 分 年 月 日	年 月 日	
	根 拠 条 文		
	処 分 の 内 容		
	処分の原因となつた事実		
	そ の 他 参 考 となる 事 項		

第18号様式（第26条関係）（表）（縦6センチメートル 横8センチメートル）（平23規則58・追加）

第	号	身 分 証 明 書	
		所 属	
		職	
		氏 名	
上記の者は、神奈川県屋外広告物条例第38条第1項の規定による立入検査及び質問を行う職員であることを証明します。 年 月 日 神奈川県知事 印			

（裏）

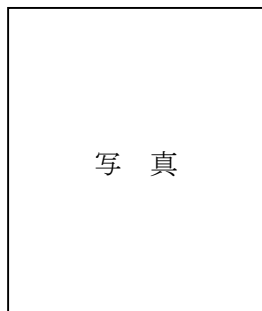
神奈川県屋外広告物条例（抜粋） （報告及び立入検査） 第23条 （略） 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。 （報告及び立入検査） 第38条 知事は、第24条から前条までの規定の施行に必要な限度において、屋外広告業を営む者に対し、必要な報告を求め、又はその職員に、営業所その他営業に関係のある場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。 2 第23条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。
--

第 19 号様式（第 29 条、第 30 条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦長型）（昭 49 規則 103・追加、昭 51 規則 8・平 2 規則 76・平 6 規則 45・平 10 規則 56・平 17 規則 76・平 23 規則 58・令元規則 15・一部改正）

屋外広告物講習会受講申込書

年 月 日

神奈川県知事殿



申込者 郵便番号
住 所
ふりがな
氏 名
電話番号

神奈川県屋外広告物条例第 48 条第 1 項の規定による屋外広告物講習会を受けたいので、次のとおり申し込みます。

生 年 月 日		年 月 日
勤 務 先	名 称	
	所 在 地	
受講の特例の取扱いの希望の有無及び希望をする場合は、その該当する資格		有 { 資格名 } ・ 無
備 考		

備考 受講の特例の取扱いを受けようとする場合は、神奈川県屋外広告物条例施行規則第 30 条第 1 項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面の写しを添えてください。

第 20 号様式（第 31 条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦長型）（昭 49 規則 103・追加、昭 51 規則 8・平 2 規則 76・平 6 規則 45・平 10 規則 56・平 17 規則 76 条・平 23 規則 58・令元規則 15・一部改正）

第 号

屋外広告物講習会修了証

住 所
氏 名
生年月日

神奈川県屋外広告物条例（昭和 24 年神奈川県条例第 62 号）第 48 条第 1 項の規定による屋外広告物に関する講習会の課程を修了したことを証します。

年 月 日

神奈川県知事



神奈川県屋外広告物条例による地域の指定

(昭和53年9月26日告示第751号)

神奈川県屋外広告物条例（昭和24年神奈川県条例第62号。以下「条例」という。）第3条第1項第11号、第13号及び第14号並びに神奈川県屋外広告物条例の一部を改正する条例（平成25年神奈川県条例第73号）附則第2項の規定に基づき、次のとおりその地域を指定し、昭和53年10月1日から施行する。

神奈川県屋外広告物条例等に基づく地域等の指定（昭和38年神奈川県告示第168号）は、昭和53年9月30日限り廃止する。

1 条例第3条第1項第11号の規定により知事が指定する地域

- (1) 三浦市風致地区条例（平成26年三浦市条例第15号）第6条第1項（同条例第7条において準用する場合を含む。）の規定により指定された第1種風致地区
- (2) 三浦市風致地区条例附則第2項の規定により、同条例第6条の規定により指定された第1種風致地区とみなされる風致地区条例を廃止する条例（平成24年神奈川県条例第34号）による廃止前の風致地区条例（昭和45年神奈川県条例第5号。以下「旧風致地区条例」という。）第4条第2項の規定により指定された第1種風致地区
- (3) 葉山町風致地区条例（平成26年葉山町条例第19号）附則第2項の規定により、同条例第6条の規定により指定された第1種風致地区とみなされる旧風致地区条例第4条第2項の規定により指定された第1種風致地区
- (4) 二宮町風致地区条例（平成26年二宮町条例第14号）附則第2項の規定により、同条例第6条の規定により指定された第1種風致地区とみなされる旧風致地区条例第4条第2項の規定により指定された第1種風致地区
- (5) 湯河原町風致地区条例（平成26年湯河原町条例第29号）附則第2項の規定により、同条例第6条第1項の規定により指定された第1種風致地区とみなされる旧風致地区条例第4条第2項の規定により指定された第1種風致地区

2 条例第3条第1項第13号の規定により知事が指定する地域

次に掲げる道路及び鉄道の線路用地並びにこれらの両外側500メートル以内の地域とする。ただし、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項の規定により定められた用途地域（以下「用途地域」という。）のうち第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域を除き、(1)、(4)及び(5)に掲げる道路については、平成27年4月30日までに供用が開始されたものに限る。

- (1) 高速自動車国道第一東海自動車道（(2)に係るものを除く。）
- (2) 高速自動車国道第一東海自動車道（海老名市門沢橋字新田1,438番から同市社家字湘築4,338番12までの区間に限る。）
- (3) 高速自動車国道第二東海自動車道横浜名古屋線（海老名南ジャンクションから伊勢原市と秦野市との境界までの区間に限る。）
- (4) 一般国道16号のうち横浜横須賀道路
- (5) 一般国道271号のうち小田原厚木道路
- (6) 一般国道468号（海老名市中新田字二番河原3,289番94から厚木市上依知字鬼ヶ谷762番34地先までの区間に限る。）
- (7) 一般国道468号（茅ヶ崎市西久保字上ノ町1,569番1から高座郡寒川町宮山4,767番15までの区間に限る。）

- (8) 一般国道468号（厚木市上依知字鬼ヶ谷2,874番1から愛甲郡愛川町と相模原市との境界までの区間に限る。）
- (9) 一般国道468号（高座郡寒川町宮山4,488番5から海老名市門沢橋字新田1,480番3までの区間に限る。）
- (10) 東海道新幹線

3 条例第3条第1項第14号の規定により知事が指定する地域

- (1) 河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項に規定する河川区域。ただし、相模川の河川区域にあつては、用途地域のうち第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域で別図1から別図8までに掲げる地域を除く。
- (2) 城ヶ島。ただし、用途地域のうち第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域を除く。
- (3) 海岸線（測量法（昭和24年法律第188号）第11条第1項第1号にいう平均海面による水際線）から100メートル以内の地域及び海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により指定された海岸保全区域。ただし、用途地域のうち第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域並びに海水浴場開設期間中の海水浴場の区域を除く。

4 神奈川県屋外広告物条例の一部を改正する条例附則第2項の規定により知事が指定する地域

逗子市風致地区条例（平成24年逗子市条例第33号）附則第2項の規定により、同条例第6条の規定により指定された第1種風致地区とみなされる旧風致地区条例第4条第2項の規定により指定された第1種風致地区

前 文（抄）（昭和61年3月4日告示第170号）

昭和61年4月1日から施行する。ただし、この告示施行の際現に許可を受けている広告物又は広告物を掲出する物件のうち、改正後の神奈川県屋外広告物条例に基づく地域の指定2条例第3条第1項第10号の規定により知事が指定する地域の項(3)及び(4)に定める地域に表示され、又は設置されているものにあつては、この告示の施行の日から起算して3年間は、なお従前の例による。

前 文（抄）（昭和62年3月27日告示第263号）

昭和62年4月1日から施行する。

前 文（抄）（平成2年3月16日告示第254号）

平成2年3月29日から施行する。ただし、この告示の施行の際、神奈川県屋外広告物条例（昭和24年神奈川県条例第62号）第2条第1項の許可を受け、又は同条例第6条第1項若しくは第2項の規定により、現に表示され、又は設置されている広告物又は広告物を掲出する物件のうち、改正後の神奈川県屋外広告物条例による地域の指定の2条例第3条第1項第10号の規定により知事が指定する地域の項(3)に定める地域に表示され、又は設置されているものにあつては、この告示の施行の日から起算して3年間は、なお従前の例による。

前 文（抄）（平成2年12月21日告示第1073号）

平成2年12月21日から施行する。

前 文（抄）（平成10年5月8日告示第421号）

平成10年10月1日から施行する。

前 文（抄）（平成13年3月23日告示第207号）

平成13年4月1日から施行する。

前 文（抄）（平成19年2月6日告示第45号）

平成19年3月11日から施行する。

前 文（抄）（平成20年3月31日告示第221号）

平成20年4月1日から施行する。

前 文（抄）（平成21年10月16日告示第582号）

平成22年5月1日から施行する。

前 文（抄）（平成22年3月26日告示第225号）

改正後の神奈川県屋外広告物条例による地域の指定（以下「改正後の告示」という。）の1 条例第3条第1項第13号の規定により知事が指定する地域の項(2)に定める高速自動車国道第一東海自動車道の供用が開始された際、神奈川県屋外広告物条例（昭和24年神奈川県条例第62号）第2条第1項の許可を受け、又は同条例第6条第1項若しくは第2項の規定により、現に表示され、又は設置されている広告物又は広告物を掲出する物件のうち、改正後の告示の1 条例第3条第1項第13号の規定により知事が指定する地域の項(2)に定める地域に表示され、又は設置されているものにあつては、当該供用の開始の日から起算して3年間は、なお従前の例による。

前 文（抄）（平成25年3月29日告示第209号）

平成25年4月1日から施行する。

前 文（抄）（平成25年5月10日告示第270号）

平成25年6月10日から施行する。ただし、この告示の施行の際、神奈川県屋外広告物条例（昭和24年神奈川県条例第62号）第2条第1項の許可を受け、又は同条例第6条第1項若しくは第2項の規定により、現に表示され、又は設置されている広告物又は広告物を掲出する物件のうち、改正後の神奈川県屋外広告物条例による地域の指定の1 条例第3条第1項第13号の規定により知事が指定する地域の項(5)に定める地域に表示され、又は設置されているものにあつては、この告示の施行の日から起算して9年間は、なお従前の例による。

前 文（抄）（平成25年5月14日告示第274号）

平成25年6月14日から施行する。ただし、この告示の施行の際、神奈川県屋外広告物条例（昭和24年神奈川県条例第62号）第2条第1項の許可を受け、又は同条例第6条第1項若しくは第2項の規定により、現に表示され、又は設置されている広告物又は広告物を掲出する物件のうち、改正後の神奈川県屋外広告物条例による地域の指定の1 条例第3条第1項第13号の規定により知事が指定する地域の項(6)に定める地域に表示され、又は設置されているものにあつては、この告示の施行の日から起算して9年間は、なお従前の例による。

前 文（抄）（平成26年7月11日告示第379号）

平成26年8月11日から施行する。ただし、この告示の施行の際、神奈川県屋外広告物条例（昭和24年神奈川県条例第62号）第2条第1項の許可を受け、又は同条例第6条第1項若しくは第2項の規定により、現に表示され、又は設置されている広告物又は広告物を掲出する物件のうち、改正後の神奈川県屋外広告物条例による地域の指定の1 条例第3条第1項第13号の規定により知事が指定する地域の項(7)に定める地域に表示され、又は設置されているものにあつては、この告示の施行の日から起算して9年間は、なお従前の例による。

前 文（抄）（平成27年3月31日告示第167号）

平成27年4月1日から施行する。

前 文（抄）（平成27年3月31日告示第168号）

平成27年4月2日から施行する。

前 文（抄）（平成27年3月31日告示第169号）

平成27年4月30日から施行する。ただし、この告示の施行の際、神奈川県屋外広告物条例（昭和24年神奈川県条例第62号）第2条第1項の許可を受け、又は同条例第6条第1項若しくは第2項の規定により、現に表示され、又は設置されている広告物又は広告物を掲出する

物件のうち、改正後の神奈川県屋外広告物条例による地域の指定の2の項(2)及び(8)に定める地域に表示され、又は設置されているものにあつては、この告示の施行の日から起算して9年間は、なお従前の例による。

前 文（抄）（平成30年6月1日告示第284号）

平成30年7月1日から施行する。ただし、この告示の施行の際、神奈川県屋外広告物条例（昭和24年神奈川県条例第62号）第2条第1項の許可を受け、又は同条例第6条第1項若しくは第2項の規定により、現に表示され、又は設置されている広告物又は広告物を掲出する物件のうち、改正後の2(3)に定める地域に表示され、又は設置されているものにあつては、この告示の施行の日から起算して9年間は、なお従前の例による。

前 文（抄）（令和元年8月13日告示第142号）

令和元年9月13日から施行する。ただし、この告示の施行の際、神奈川県屋外広告物条例（昭和24年神奈川県条例第62号）第2条第1項の許可を受け、又は同条例第6条第1項若しくは第2項の規定により、現に表示され、又は設置されている広告物又は広告物を掲出する物件のうち、改正後の2(3)に定める地域（厚木南インターチェンジから伊勢原ジャンクションまでの区間に係る部分に限る。）に表示され、又は設置されているものにあつては、この告示の施行の日から起算して9年間は、なお従前の例による。

前 文（抄）（令和2年8月28日告示第348号）

令和2年9月28日から施行する。ただし、この告示の施行の際、神奈川県屋外広告物条例（昭和24年神奈川県条例第62号）第2条第1項の許可を受け、又は同条例第6条第1項若しくは第2項の規定により、現に表示され、又は設置されている広告物又は広告物を掲出する物件のうち、改正後の2(3)に定める地域（伊勢原ジャンクションから伊勢原大山インターチェンジまでの区間に係る部分に限る。）に表示され、又は設置されているものにあつては、この告示の施行の日から起算して9年間は、なお従前の例による。

前 文（抄）（令和4年5月10日告示第218号）

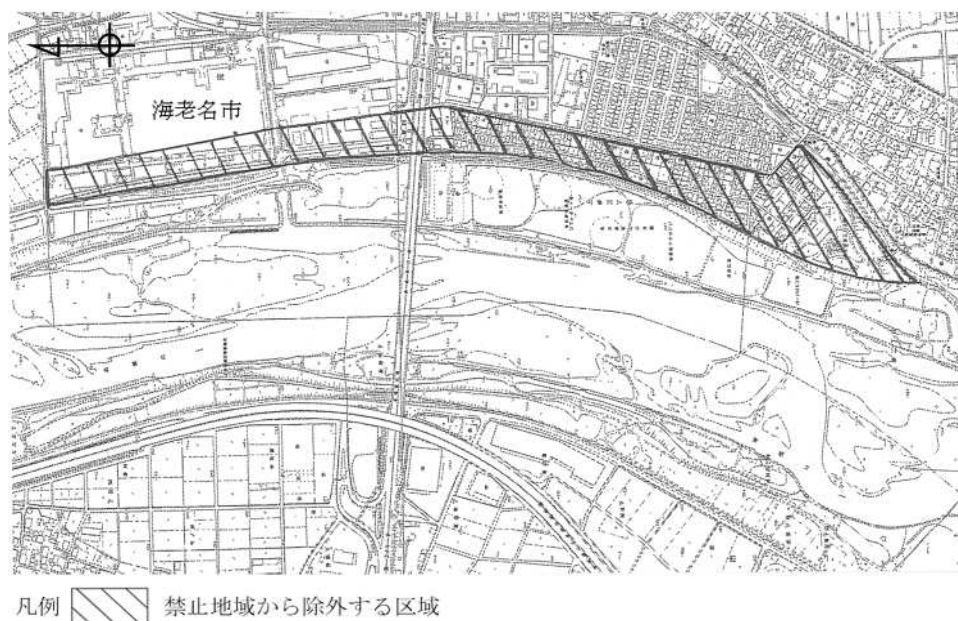
令和4年6月10日から施行する。ただし、この告示の施行の際、神奈川県屋外広告物条例（昭和24年神奈川県条例第62号）第2条第1項の許可を受け、又は同条例第6条第1項若しくは第2項の規定により、現に表示され、又は設置されている広告物又は広告物を掲出する物件のうち、改正後の2(3)に定める地域（伊勢原大山インターチェンジから伊勢原市と秦野市との境界までの区間に係る部分に限る。）に表示され、又は設置されているものにあつては、この告示の施行の日から起算して9年間は、なお従前の例による。

前 文（抄）（令和4年7月29日告示第329号）

令和4年7月30日から施行する。

3の項（1）別図

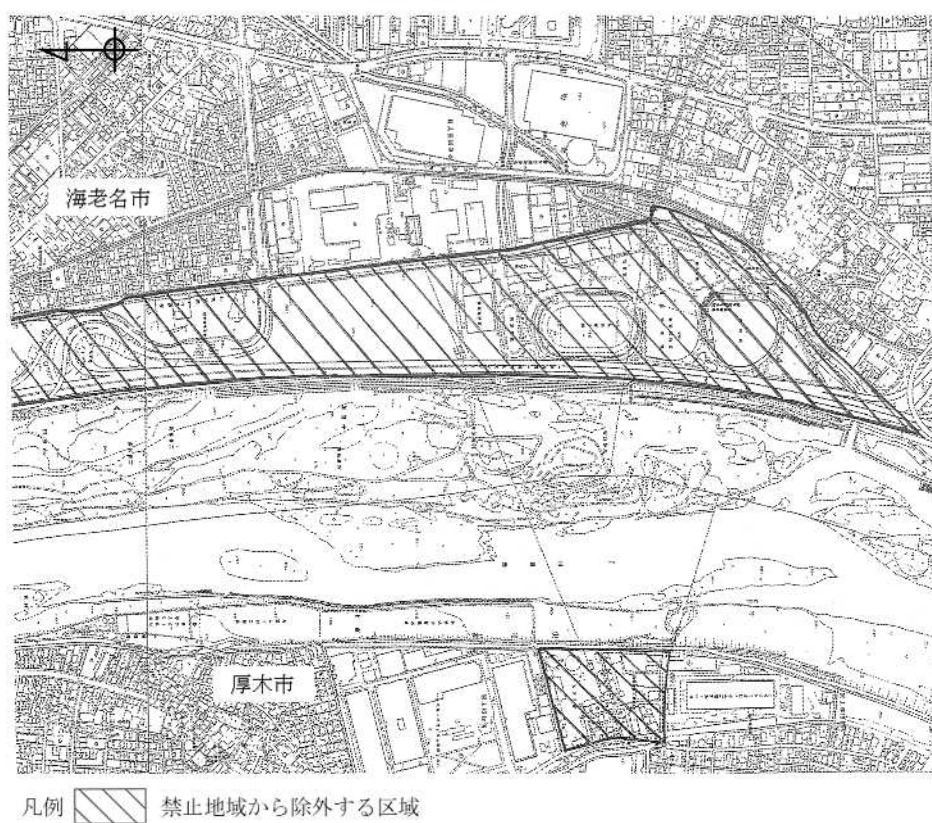
別 図 1



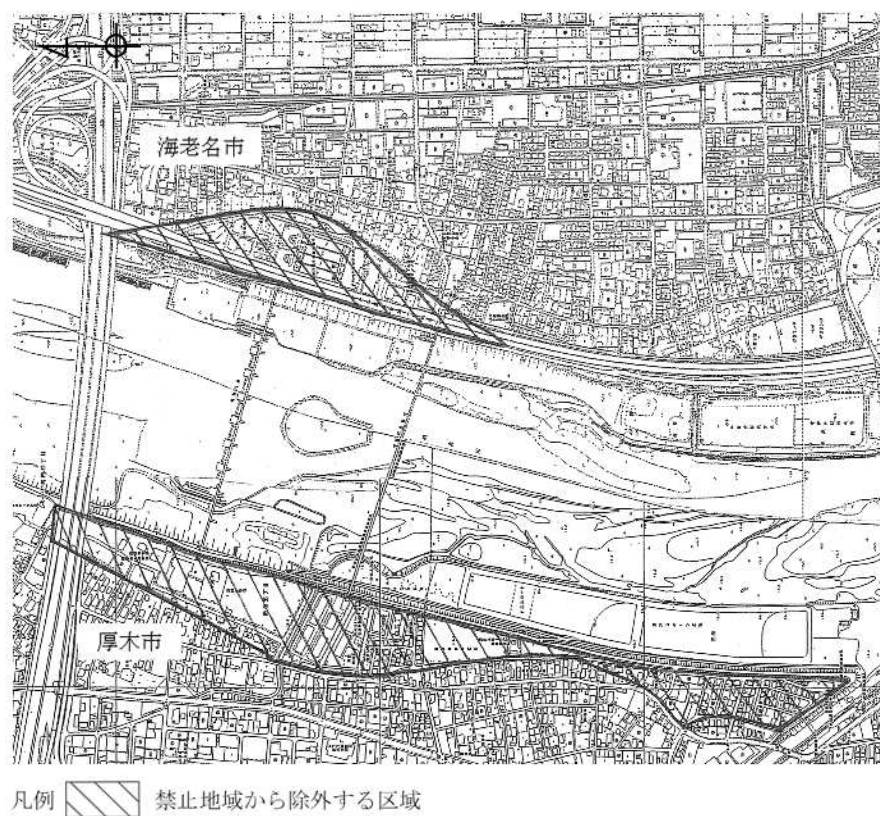
別 図 2



別 図 3

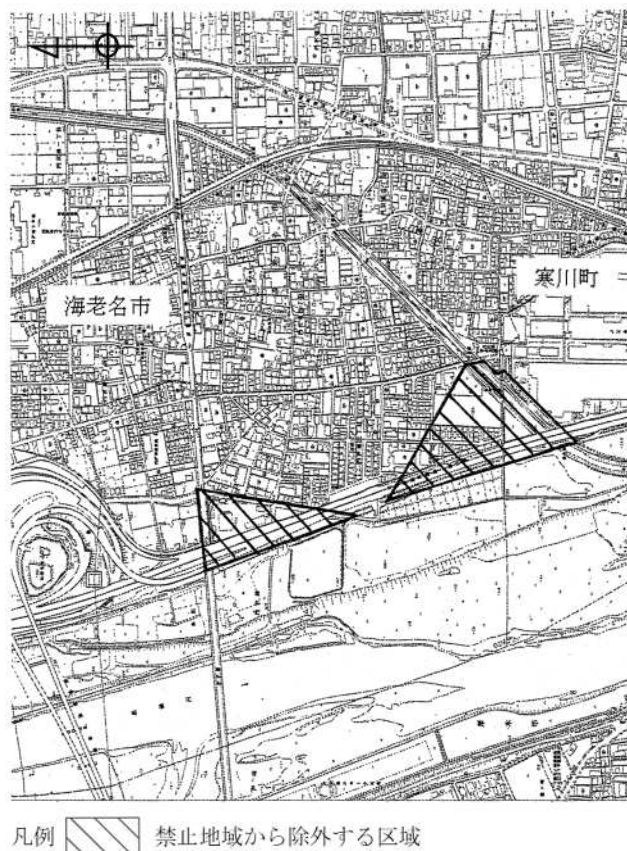


別 図 4



4 神奈川県屋外広告物条例による地域の指定

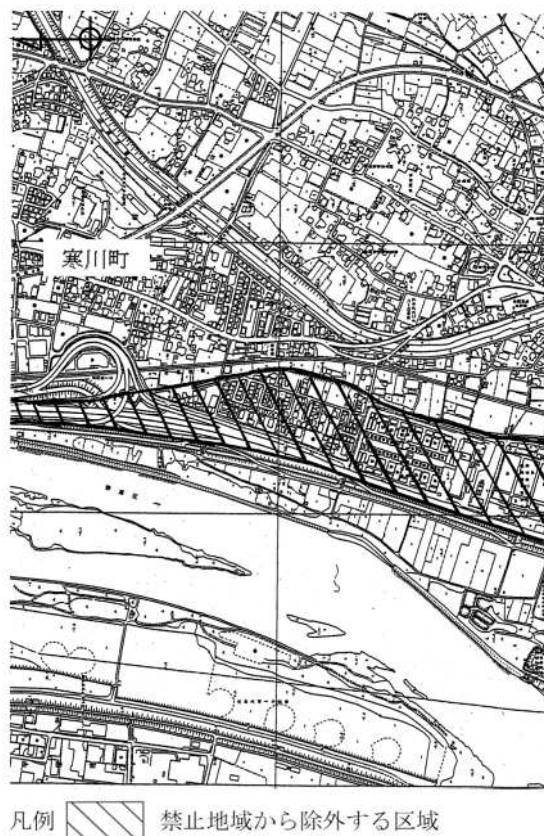
別 図 5



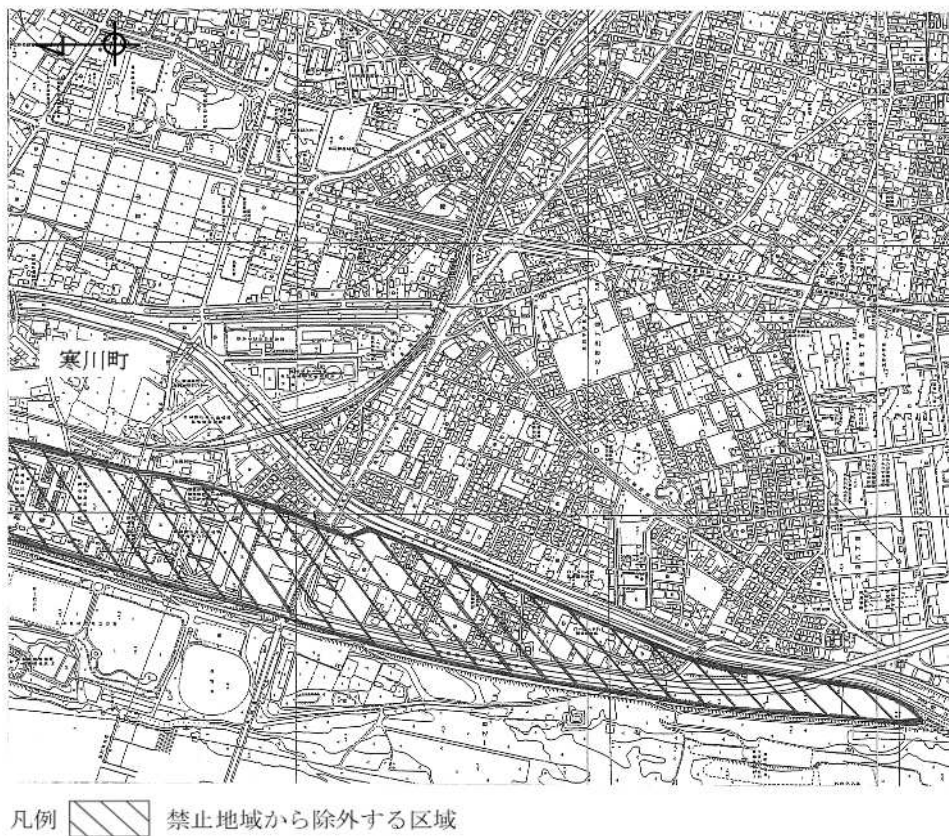
別 図 6



別 図 7



別 図 8



参 考 資 料

神奈川県屋外広告物条例による地域の指定(昭和53年9月26日神奈川県告示第751号)による経過措置期間終了日

告示の施行の日から起算して9年間は経過措置期間となっている。
参考資料として、指定する地域ごとの経過措置期間終了日を次の表で示す。

令和7年9月1日現在

道路	指定する地域	経過措置期間 終了日
新 東 名 高 速 道 路	高速自動車国道第二東海自動車道横浜名古屋線 (海老名南ジャンクションから厚木南インターチェンジまでの区間に 限る。)	令和9年6月30日 (2027年)
	高速自動車国道第二東海自動車道横浜名古屋線 (厚木南インターチェンジから伊勢原ジャンクションまでの区間に 限る。)	令和10年9月12日 (2028年)
	高速自動車国道第二東海自動車道横浜名古屋線 (伊勢原ジャンクションから伊勢原大山インターチェンジまでの区間 に限る。)	令和11年9月27日 (2029年)
	高速自動車国道第二東海自動車道横浜名古屋線 (伊勢原大山インターチェンジから伊勢原市と秦野市との境界までの 区間に限る。)	令和13年6月9日 (2031年)

神奈川県屋外広告物条例による広告景観形成地区の指定

（平成 13 年 11 月 30 日神奈川県告示第 844 号）

神奈川県屋外広告物条例（昭和 24 年神奈川県条例第 62 号）第 39 第 1 項の規定により広告景観形成地区を次のとおり指定し、平成 14 年 3 月 1 日から施行する。

その関係図書は、神奈川県県土整備局都市部都市整備課、神奈川県県西土木事務所及び大井町都市整備課において縦覧に供する。

1 広告景観形成地区の名称

大井町酒匂縦貫道路沿道広告景観形成地区

2 広告景観形成地区の区域

足柄上郡大井町の区域のうち、県道小田原松田線の区域（同町西大井字下河原 573 番 5 地先から同町金手 8 番 2 地先までの延長 2, 794 メートルの区間に限る。以下「大井町酒匂縦貫道路」という。）並びに大井町酒匂縦貫道路の東側路端から 50 メートル以内の区域（次に掲げるア、イ、ウ及びアを順次直線で結んだ線によって囲まれた区域を含む。）及び大井町酒匂縦貫道路の西側路端以西の区域。ただし、酒匂川の河川区域（河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 6 条第 1 項に規定する河川区域をいう。）及び都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項の規定により定められた用途地域のうち第一種住居地域を除く。

ア 大井町酒匂縦貫道路の東側路端と足柄上郡大井町と小田原市との境界線との交点

イ アから足柄上郡大井町と小田原市との境界線に沿って東に 57. 8 メートルの地点

ウ アから大井町酒匂縦貫道路の東側路端に対して北東に直角の方向に 50 メートルの地点

前 文（抄）（平成 22 年 3 月 30 日告示第 281 号）

平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

前 文（抄）（平成 23 年 7 月 19 日告示第 423 号）

平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

前 文（抄）（平成 24 年 3 月 13 日告示第 128 号）

平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

前 文（抄）（平成 25 年 3 月 29 日告示第 214 号）

平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

神奈川県屋外広告物条例による広告景観形成地区の指定

（平成 31 年 3 月 1 日神奈川県告示第 99 号）

神奈川県屋外広告物条例（昭和 24 年神奈川県条例第 62 号）第 39 第 1 項の規定により広告景観形成地区を次のとおり指定し、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

なお、その関係図書は、神奈川県県土整備局都市部都市整備課、神奈川県平塚土木事務所及び伊勢原市都市部都市政策課において縦覧に供する。

1 広告景観形成地区の名称

大山バイパス周辺広告景観形成地区

2 広告景観形成地区の区域

伊勢原市大山字新町の一部並びに子易字霞川原、字梅原、字二ツ橋、字スワウラ、字上ノ畑、字滝川原、字笛竹、字ヤクスベ、字町家裏、字仁ヶ久保、字白ハヅ、字中川原及び字南澤の各一部

神奈川県屋外広告物条例施行規則別表第3に基づく区域の指定

(平成14年12月24日神奈川県告示第773号)

神奈川県屋外広告物条例施行規則(昭和24年神奈川県規則第87号)別表第3電車の外面を利用するものの項2(6)及び路線バスの外面を利用するものの項2(7)に規定する区域を次のとおり指定する。

- 1 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(昭和41年法律第1号)第6条第1項の規定により定められた歴史的風土特別保存地区及び同地区に接する道路(同地区に接する区間に限る。)の区域
- 2 神奈川県屋外広告物条例による地域の指定(昭和53年神奈川県告示第751号)2(1)から(10)までに掲げる道路及び鉄道の線路用地の区域
- 3 神奈川県屋外広告物条例による広告景観形成地区の指定(平成13年神奈川県告示第844号)により指定された大井町酒匂縦貫道路沿道広告景観形成地区の区域

前 文(抄)(平成25年5月10日告示第271号)

平成25年6月10日から施行する。

前 文(抄)(平成25年5月14日告示第275号)

平成25年6月14日から施行する。

前 文(抄)(平成26年7月11日告示第380号)

平成26年8月11日から施行する。

前 文(抄)(平成27年3月31日告示第170号)

平成27年4月1日から施行する。

前 文(抄)(平成27年3月31日告示第171号)

平成27年4月30日から施行する。

前 文(抄)(平成30年6月1日告示第285号)

平成30年7月1日から施行する。

前 文(抄)(令和2年1月24日告示第21号)

令和2年4月1日から施行する。

附属機関の設置に関する条例（抄）

（昭和 28 年 3 月 28 日神奈川県条例第 5 号）

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年 4 月法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定による附属機関の設置に関しては、この条例に定めるところによる。

第 2 条 執行機関の附属機関として、別表に掲げるものを置く。

第 3 条 前条に規定する機関の組織、所掌事項及び委員その他の構成員並びにその運営に
関して必要な事項は、法令に特別の定があるものを除くほか、規則で定める。

別表（第 2 条関係）

附属機関 の属する 執行機関	附属機関	設置目的	委員の数
知事	神奈川県 屋外広告 物審議会	屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号）に基づく広告物の掲出等につき知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議すること。	18 人 以内

神奈川県屋外広告物審議会規則

(昭和 24 年 9 月 22 日神奈川県規則第 73 号)

第 1 条 神奈川県屋外広告物審議会（以下「審議会」という。）は、次に掲げる者のうちから知事が委嘱する委員をもつて組織する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 神奈川県議会議員
- (3) 神奈川県教育委員会委員
- (4) 関係地方公共団体の職員
- (5) 経済団体関係者
- (6) 広告業者
- (7) 消費者団体関係者

2 審議会は、必要に応じて臨時委員を置くことができる。ただし、その数は 5 人を超えることができない。

3 前項の臨時委員は、当該審議事項に関係のある者のうちから知事が委嘱する。

(昭 27 規則 15・昭 31 規則 74・昭 62 規則 23・平 10 規則 55・令規則 75・一部改正)

第 2 条 審議会に会長を置き、委員の互選により選出する。

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。但し、再任を妨げない。

2 補欠委員は、前任者の残任期間在任する。

3 委員は、非常勤とする。

第 4 条 委員が次の各号のいずれかに該当する場合は、知事は、前条の規定にかかわらず、審議会の同意を得てこれを解嘱することができる。

- (1) 職務の遂行に支障があり又はこれに堪えない場合
 - (2) 職務を怠り又は職務上の義務に反した場合
- (平 10 規則 55・一部改正)

第 5 条 知事又は審議会において必要があると認めるときは、関係市町村長を審議会に参加させ、意見を述べさせることができる。

(昭 27 規則 15・一部改正)

第 6 条 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

2 会長に事故があるときは、会長のあらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(昭 27 規則 15・一部改正)

第 7 条 審議会は、必要のつど会長が招集する。

- 2 会長は、審議会開会の日の少くとも3日前に、会議の期日、場所及び審議事項を委員に通知しなければならない。但し、臨時急施を要する場合はこの限りではない。

(昭27規則15・一部改正)

第8条 会長は、会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。
- 3 議事は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 前項の場合議長は、委員として議決に加わる権利を有しない。
- 5 第2項及び第3項の場合において臨時委員は、委員としての権利を有しない。

(昭27規則15・一部改正)

第9条 審議会に、幹事5人以内及び書記3人以内を置き、知事がこれを命ずる。

- 2 幹事は、会長の命を受け、会務を整理し、審議会の所掌事務について委員を助ける。
- 3 書記は、上司の命を受けて庶務に従事する。

(昭27規則15・一部改正)

第10条 この規則に定めるものの外、審議会について必要な事項は審議会の議決を経て会長が定める。

(昭27規則15・一部改正)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和27年4月1日規則第15号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和31年10月12日規則第74号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和62年3月27日規則第23号)

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則(平成10年5月8日規則第55号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年10月6日規則第75号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

神奈川県事務委任規則（抄）

（昭和 35 年 7 月 23 日神奈川県規則第 60 号）

（趣旨）

第 1 条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第 1 項及び第 2 項の規定その他法令の規定により知事の権限に属する事務の委任について必要な事項を定める。

（昭42規則70・一部改正）

（委任事務）

第 2 条 所長（神奈川県職員の職の設置等に関する規則（昭和33年神奈川県規則第53号。以下本条において「規則」という。）第 5 条第 1 項に規定する所長をいう。次条において同じ。）及び支所長（規則第 6 条第 1 項に規定する支所長をいう。次条において同じ。）に別表に定める事務を委任する。

（昭42規則70・平12規則24・一部改正）

（重要又は異例の委任事務の処理）

第 3 条 この規則又は別に定めるところにより委任を受けた所長及び支所長は、委任された事務のうち重要又は異例と認められる事項については、知事の指示を受けて処理しなければならない。

（昭 42 規則 70 ・ 一部改正）

附 則（昭和 42 年 9 月 20 日規則第 70 号）

- 1 この規則は、昭和 42 年 10 月 1 日から施行し、同日以後に行なわれる申請、届出その他の手続及び許可、認可その他の処分について適用する。
- 2 この規則施行前になされた申請、催告その他の手続又は行為でこの規則施行の際まだその処理がされていないもの又はその処理が継続中のものについては、なお従前の例による。

附 則（平成 12 年 3 月 31 日規則第 24 号）

この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 31 日規則第 61 号）

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 29 日規則第 45 号）

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第2条関係）（平22規則61・平25規則45・一部改正）

土木事務所長	（県土整備局都市部都市整備課及び県土整備局都市部都市公園課関係） 4 屋外広告物法（昭和24年法律第189号）に基づく次の事務（事務処理の特例に関する条例第3条の規定に基づき鎌倉市長等の権限に属するものとされる事務を除く。） （1）第7条第2項の規定により、違反広告物の除却等の措置（以下この項において「措置」という。）を行い、及び行わせること。 （2）第7条第3項の規定により、措置を行い、及び行わせ、その費用を徴収すること。 （3）第7条第4項の規定により、違反に係るはり紙等を除却し、及び除却させること。 （4）第8条第1項の規定により、広告物又は掲出物件を保管すること。 （5）第8条第4項の規定により、広告物又は掲出物件を廃棄すること。 5・6 （略）
--------	---

事務処理の特例に関する条例（抄）

（平成 11 年 12 月 24 日神奈川県条例第 41 号）

（目的）

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 17 の 2 第 1 項の規定に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとすることに関し必要な事項を定め、もって市町村が処理する事務の範囲等の拡大を図ることを目的とする。

（市町村との調整）

第 2 条 県は、知事の権限に属する事務について調査及び検討し、市町村が処理することが適当と認められる場合には、その事務をできる限り市町村が処理することとするよう市町村との調整に努めるものとする。

2 市町村の長から県に対し、当該市町村が処理することとするよう要請があった知事の権限に属する事務についても、前項と同様とする。

（市町村が処理する事務の範囲等）

第 3 条 別表の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村が処理することとする。

附 則

1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

2 この条例の施行の際別表の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例又は規則（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては同表の右欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

附 則（平成 17 年 3 月 29 日条例第 28 号）

この条例は平成 17 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表 129 の項の改正規定（「茅ヶ崎市」の次に「、逗子市」を加える部分に限る。）、同表 158 の項の改正規定（「茅ヶ崎市」の次に「、逗子市」を加える部分に限る。）同表 159 の項の改正規定は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 31 日条例第 16 号）

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表 129 の項、158 の項及び 159 の項の改正規定は、同年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 31 日条例第 39 号）

この条例は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。ただし、別表 158 の項及び 159 の項の改正規定は、公布の日から起算して 2 年を超えない範囲内において規則で定める日から施行

する。

（平成 21 年 10 月規則第 76 号で、同 22 年 5 月 1 日から施行）

附 則（令和 4 年 12 月 23 日条例第 69 号抄）

（施行期日）

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

6 この条例の施行の際別表 158 の項の左欄に掲げる事務に係る神奈川県屋外広告物条例（昭和 24 年神奈川県条例第 62 号）の規定により知事がした処分その他の行為のうち、現にその効力を有するもので、施行日以後においては町長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における同条例の適用については、当該町長のした処分その他の行為とみなす。

7 施行日前にされた神奈川県屋外広告物条例第 2 条第 1 項に規定する許可の申請で、この条例の施行の際許可又は不許可の処分がされていないものに係る同項の規定による事務については、改正後の別表 158 の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

8 前項の申請に対して知事がした処分は、当該処分後における神奈川県屋外広告物条例の適用については、町長のした処分とみなす。

別表（第 3 条関係）

129 屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号。以下この項において「法」という。）に基づく次の事務	平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、秦野市、厚木市、大和市、海老名市、南足柄市、綾瀬市、葉山町、大磯町、中井町、山北町、開成町、真鶴町、湯河原町、愛川町及び清川村
（1）法第 7 条第 2 項の規定により、違反広告物等の除却等の措置を自ら行い、及びその命じた者又は委任した者に行わせること。	
（2）法第 7 条第 3 項の規定により、違反広告物等の除却等の措置を自ら行い、及びその命じた者又は委任した者に行わせ、その費用を徴収すること。	
（3）法第 7 条第 4 項の規定により、違反に係るはり紙等を自ら除却し、及びその命じた者又は委任した者に除却させること。	
（4）法第 8 条第 1 項の規定により、広告物及び掲出物件を保管すること。	
（5）法第 8 条第 4 項の規定により、広告物又は掲出物件を廃棄すること。	

158 神奈川県屋外広告物条例（昭和 24 年神奈川県条例第 62 号。以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく次の事務 （１） 条例第 2 条第 1 項の規定により、広告物の表示及び広告物を掲出する物件の設置を許可すること。 （２） 条例第 15 条第 1 項の規定により、許可を取り消し、及び必要な措置を命ずること。 （３） 条例第 15 条第 2 項の規定により、必要な措置を命ずること。 （４） 条例第 16 条の規定により、公告すること。 （５） 条例第 17 条第 1 項の規定により、公示を行うこと。 （６） 条例第 17 条第 2 項の規定により、保管した広告物又は掲出物件の一覧簿を作成し、閲覧させること。 （７） 条例第 19 条の規定により、価額の評価を行うこと。 （８） 条例第 20 条の規定により、保管した広告物又は掲出物件の売却等を行うこと。 （９） 条例第 22 条の規定により、保管した広告物又は掲出物件を返還すること。 （10） 条例第 23 条第 1 項の規定により、必要な報告を求め、並びに職員に土地等に立ち入り、広告物等を検査させ、及び関係者に質問させること。 （11） 条例第 41 条の規定により、景観形成指針に適合するよう指導及び助言すること。 （12） 条例第 43 条の規定により、景観を形成するために必要な措置をとるよう指導及び助言すること。 （13） （１）から（12）までに掲げるもののほか条例の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務で別に規則で定めるもの	逗子市、厚木市、海老名市、南足柄市、綾瀬市、葉山町、大磯町、中井町、山北町、開成町、真鶴町、湯河原町、愛川町、及び清川村
159 神奈川県屋外広告物条例（以下この項において「条例」という。）に基づく次の事務 （１） 条例第 8 条第 2 項の規定により、知事に提出する書類を受理し、及び知事に送付すること。	逗子市、厚木市、海老名市、南足柄市、綾瀬市、葉山町、大磯町、中井町、山北町、開成町、真鶴町、湯河原町、愛川町、及び清川村

事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（抄）

（平成 12 年 3 月 31 日規則第 39 号）

（市町村が処理する事務）

第 1 条 事務処理の特例に関する条例（平成 11 年神奈川県条例第 41 号。以下「特例条例」という。）別表の規則で定める事務（特例条例別表 4 の 2 の項の規則で定める事務を除く。）は、別表の左欄に掲げる事務ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

66 特例条例別表 158 の項 (13) に掲 げる事務	神奈川県屋外広告物条例施行規則（昭和 24 年神奈川県規則第 87 号。以下この項において「規則」という。）に基づく次の事務 （1） 規則第 7 条第 1 項の規定により、同項において定める屋外広告物（表示、設置、継続）許可申請書を受理すること。 （2） 規則第 7 条第 2 項の規定により、同項各号に掲げる書類を受理すること。 （3） 規則第 7 条第 4 項の規定により、屋外広告物設置者等変更届を受理すること。 （4） 規則第 7 条第 5 項の規定により、屋外広告物設置者等住所、氏名等変更届を受理すること。 （5） 規則第 7 条第 6 項の規定により、屋外広告物除却（滅失）届を受理すること。 （6） 規則第 7 条の 2 第 2 項の規定により、同項各号に掲げる書類を受理すること。 （7） 規則第 7 条の 2 第 3 項の規定により、同項において定める屋外広告物補修結果報告書を受理すること。 （8） 規則第 7 条の 2 第 4 項の規定により、補修後の広告物又は掲出物件の写真を受理すること。 （9） 規則第 8 条第 1 項の規定により、同項において定める様式を神奈川県屋外広告物条例（昭和 24 年神奈川県条例第 62 号。以下この項において「条例」という。）第 10 条に規定する標識票として、条例に基づく事務を処理すること。 （10） 規則第 8 条第 2 項の規定により、同項において定める許可印の押印により条例第 10 条に規定する標識票に代えることとして、条例に基づく事務を処理すること。 （11） 規則第 8 条第 3 項の規定により、同条第 2 項の許可印の押印に代える記号を指定すること。 （12） 規則第 13 条の規定により、同条において定める様式を条例第 23 条第 2 項に規定する身分を示す証明書として、条例に基づく事務を処理すること。
--	---

神奈川県行政手続条例

(平成7年3月14日条例第1号)

目次

- 第1章 総則（第1条～第4条）
- 第2章 申請に対する処分（第5条～第11条）
- 第3章 不利益処分
 - 第1節 通則（第12条～第14条）
 - 第2節 聴聞（第15条～第26条）
 - 第3節 弁明の機会の付与（第27条～第29条）
- 第4章 行政指導（第30条～第36条）
- 第5章 処分等の求め（第37条）
- 第6章 届出（第38条）
- 第7章 雑則（第39条）
- 附則

第1章 総則

（目的等）

- 第1条 この条例は、行政手続法（平成5年法律第88号）第46条の規定の趣旨にのっとり、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事項を定めることにより、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって県民の権利利益の保護に資することを目的とする。
- 2 処分、行政指導及び届出に関する手続に関しこの条例に規定する事項について、他の条例に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。
- 一部改正〔平成18年条例39号〕

（定義）

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 法令 法律、法律に基づく命令（告示を含む。）及び条例等をいう。
 - (2) 条例等 条例及び規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程を含む。以下同じ。）をいう。
 - (3) 処分 条例等に基づく行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。
 - (4) 申請 条例等に基づき、行政庁の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分（以下「許認可等」という。）を求める行為であって、当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきこととされているものをいう。
 - (5) 不利益処分 行政庁が、条例等に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

ア 事実上の行為及び事実上の行為をするに当たりその範囲、時期等を明らかにするために条例等上必要とされている手続としての処分

イ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を名あて人としてされる処分

ウ 名あて人となるべき者の同意の下にすることとされている処分

エ 許認可等の効力を失わせる処分であって、当該許認可等の基礎となった事実が消滅した旨の届出があったことを理由としてされるもの

(6) 県の機関 地方自治法第2編第7章に基づいて設置される神奈川県の執行機関、神奈川県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年神奈川県条例第50号）第3条第1項に規定する公営企業の管理者、神奈川県警察本部（警察署を含む。）若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であって法令上独立に権限を行使することを認められたものをいう。

(7) 行政指導 県の機関が、その任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であって行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為に該当しないものをいう。

(8) 届出 行政庁に対し一定の事項の通知をする行為（申請に該当するものを除く。）であって、条例等により直接に当該通知が義務付けられているもの（自己の期待する一定の条例等上の効果を発生させるためには当該通知をすべきこととされているものを含む。）をいう。

2 前項の規定にかかわらず、同項第3号に掲げる用語の意義は第32条及び第33条第2項において同号中「条例等に基づく行政庁」とあるのは「行政庁」と、前項第4号に掲げる用語の意義は第31条において同号中「条例等」とあるのは「法令」とする。

一部改正〔平成16年条例80号・19年33号・21年89号・27年13号〕

（適用除外）

第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第5章までの規定は、適用しない。

(1) 刑事事件に関する法令に基づいて司法警察職員がする処分及び行政指導

(2) 地方税の犯則事件に関する法令に基づいて県税事務所若しくは神奈川県自動車税管理事務所の長又は徴税吏員がする処分及び行政指導

(3) 学校、総合職業技術校、教育センターその他の施設において、教育、講習、訓練又は研修の目的を達成するために、学生、生徒、児童若しくは幼児若しくはこれらの保護者、講習生、訓練生又は研修生に対してされる処分及び行政指導

(4) 留置施設において、収容の目的を達成するためにされる処分及び行政指導

(5) 公務員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。以下同じ。）又は公務員であった者に対してその職務又は身分に関してされる処分及び行政指導

(6) 専ら人の学識技能に関する試験又は検定の結果についての処分

- (7) 相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として法令の規定に基づいてされる裁定その他の処分（その双方を名宛人とするものに限る。）及び行政指導
- (8) 公衆衛生、環境保全、防疫、保安その他の公益に関わる事象が発生し又は発生する可能性のある現場において警察職員又はこれらの公益を確保するために行使すべき権限を法律若しくは条例上直接に与えられたその他の職員によってされる処分及び行政指導
- (9) 報告又は物件の提出を命ずる処分その他その職務の遂行上必要な情報の収集を直接の目的としてされる処分及び行政指導
- (10) 第3章に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続において法令に基づいてされる処分及び行政指導
- (11) 補助金等（補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号）第2条第1項に規定する補助金等をいう。）の交付の決定その他の処分
一部改正〔平成19年条例33号・25年34号・27年13号〕

（国の機関等に対する処分等の適用除外）

第4条 国の機関又は地方公共団体若しくはその機関に対する処分（これらの機関又は団体がその固有の資格において当該処分の名あて人となるものに限る。）及び行政指導並びにこれらの機関又は団体がする届出（これらの機関又は団体がその固有の資格においてすべきこととされているものに限る。）については、この条例の規定は、適用しない。

第2章 申請に対する処分

（審査基準）

- 第5条** 行政庁は、申請により求められた許認可等をするかどうかをその条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準（以下「審査基準」という。）を定めるものとする。
- 2 行政庁は、審査基準を定めるに当たっては、当該許認可等の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。
 - 3 行政庁は、行政上特別の支障があるときを除き、条例等により当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により審査基準を公にしておかなければならない。

（標準処理期間）

第6条 行政庁は、申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間（条例等により当該行政庁と異なる機関が当該申請の提出先とされている場合は、併せて、当該申請が当該提出先とされている機関の事務所に到達してから当該行政庁の事務所に到達するまでに通常要すべき標準的な期間）を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、これらの当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければ

ばならない。

（申請に対する審査及び応答）

第7条 行政庁は、申請がその事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならない。かつ、申請書の記載事項に不備がないこと、申請書に必要な書類が添付されていること、申請をすることができる期間内にされたものであることその他の条例等に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、申請をした者（以下「申請者」という。）に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、又は当該申請により求められた許認可等を拒否しなければならない。

（理由の提示）

第8条 行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない。ただし、条例等に定められた許認可等の要件又は公にされた審査基準が数量的指標その他の客観的指標により明確に定められている場合であつて、当該申請がこれらに適合しないことが申請書の記載又は添付書類その他の申請の内容から明らかであるときは、申請者の求めがあつたときにこれを示せば足りる。

2 前項本文に規定する処分を書面でするときは、同項の理由は、書面により示さなければならない。

一部改正〔平成17年条例8号〕

（情報の提供）

第9条 行政庁は、申請者の求めに応じ、当該申請に係る審査の進行状況及び当該申請に対する処分の時期の見通しを示すよう努めなければならない。

2 行政庁は、申請をしようとする者又は申請者の求めに応じ、申請書の記載及び添付書類に関する事項その他の申請に必要な情報の提供に努めなければならない。

（公聴会の開催等）

第10条 行政庁は、申請に対する処分であつて、申請者以外の者の利害を考慮すべきことが当該条例等において許認可等の要件とされているものを行う場合には、必要に応じ、公聴会の開催その他の適当な方法により当該申請者以外の者の意見を聴く機会を設けるよう努めなければならない。

（複数の行政庁が関与する処分）

第11条 行政庁は、申請の処理をするに当たり、他の行政庁において同一の申請者からされた関連する申請が審査中であることをもって自らすべき許認可等をするかどうかについての審査又は判断を殊更に遅延させるようなことをしてはならない。

2 一の申請又は同一の申請者からされた相互に関連する複数の申請に対する処分について複数の行政庁が関与する場合においては、当該複数の行政庁は、必要に応じ、相互に連絡をとり、当該申請者からの説明の聴取を共同して行う等により審査の促進

に努めるものとする。

第3章 不利益処分

第1節 通則

(処分の基準)

- 第12条** 行政庁は、不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分とするかについてその条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準（次項において「処分基準」という。）を定め、かつ、これを公にしておくよう努めなければならない。
- 2 行政庁は、処分基準を定めるに当たっては、当該不利益処分の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。

(不利益処分をしようとする場合の手続)

- 第13条** 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。
- (1) 次のいずれかに該当するとき 聴聞
- ア 許認可等を取り消す不利益処分をしようとするとき。
- イ アに規定するもののほか、名あて人の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとするとき。
- ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合であって行政庁が相当と認めるとき。
- (2) 前号アからウまでのいずれにも該当しないとき 弁明の機会の付与
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。
- (1) 公益上、緊急に不利益処分をする必要があるため、前項に規定する意見陳述のための手続を執ることができないとき。
- (2) 条例等上必要とされる資格がなかったこと又は失われるに至ったことが判明した場合に必ずすることとされている不利益処分であって、その資格の不存在又は喪失の事実が裁判所の判決書又は決定書、一定の職に就いたことを証する当該任命権者の書類その他の客観的な資料により直接証明されたものをしようとするとき。
- (3) 施設若しくは設備の設置、維持若しくは管理又は物の製造、販売その他の取扱いについて遵守すべき事項が条例等において技術的な基準をもって明確にされている場合において、専ら当該基準が充足されていないことを理由として当該基準に従うべきことを命ずる不利益処分であってその不充足の事実が計測、実験その他客観的な認定方法によって確認されたものをしようとするとき。
- (4) 納付すべき金銭の額を確定し、一定の額の金銭の納付を命じ、又は金銭の給付の決定の取消しその他の金銭の給付を制限する不利益処分をしようとするとき。
- (5) 当該不利益処分の性質上、それによって課される義務の内容が著しく軽微なものであるため名あて人となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして規則で定める処分をしようとするとき。

（不利益処分の理由の提示）

第14条 行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

- 2 行政庁は、前項ただし書の場合においては、当該名あて人の所在が判明しなくなったときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由を示さなければならない。
- 3 不利益処分を書面でするときは、前2項の理由は、書面により示さなければならない。

第2節 聴聞

（聴聞の通知の方式）

第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 予定される不利益処分の内容及び根拠となる条例等の条項
- (2) 不利益処分の原因となる事実
- (3) 聴聞の期日及び場所
- (4) 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地
- 2 前項の書面においては、次に掲げる事項を教示しなければならない。
 - (1) 聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができること。
 - (2) 聴聞が終結する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができること。
- 3 行政庁は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

（代理人）

第16条 前条第1項の通知を受けた者（同条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。

- 2 代理人は、各自、当事者のために、聴聞に関する一切の行為をすることができる。
- 3 代理人の資格は、書面で証明しなければならない。
- 4 代理人がその資格を失ったときは、当該代理人を選任した当事者は、書面でその旨

を行政庁に届け出なければならない。

(参加人)

第17条 第19条の規定により聴聞を主宰する者（以下「主宰者」という。）は、必要があると認めるときは、当事者以外の者であつて当該不利益処分の根拠となる条例等に照らし当該不利益処分につき利害関係を有するものと認められる者（同条第2項第6号において「関係人」という。）に対し、当該聴聞に関する手続に参加することを求め、又は当該聴聞に関する手続に参加することを許可することができる。

2 前項の規定により当該聴聞に関する手続に参加する者（以下「参加人」という。）は、代理人を選任することができる。

3 前条第2項から第4項までの規定は、前項の代理人について準用する。この場合において、同条第2項及び第4項中「当事者」とあるのは、「参加人」と読み替えるものとする。

(文書等の閲覧)

第18条 当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人（以下「当事者等」という。）は、聴聞の通知があつた時から聴聞が終結する時までの間、行政庁に対し、当該事案についてした調査の結果に係る調書その他の当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができる。この場合において、行政庁は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

2 前項の規定は、当事者等が聴聞の期日における審理の進行に応じて必要となった資料の閲覧を更に求めることを妨げない。

3 行政庁は、前2項の閲覧について日時及び場所を指定することができる。

(聴聞の主宰)

第19条 聴聞は、行政庁が指名する職員が主宰する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、聴聞を主宰することができない。

- (1) 当該聴聞の当事者又は参加人
- (2) 前号に規定する者の配偶者、4親等内の親族又は同居の親族
- (3) 第1号に規定する者の代理人又は次条第3項に規定する補佐人
- (4) 前3号に規定する者であつた者
- (5) 第1号に規定する者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人
- (6) 参加人以外の関係人

一部改正〔平成12年条例37号・28年20号〕

(聴聞の期日における審理の方式)

第20条 主宰者は、最初の聴聞の期日の冒頭において、行政庁の職員に、予定される不利益処分内容及び根拠となる条例等の条項並びにその原因となる事実を聴聞の期

日に出頭した者に対し説明させなければならない。

- 2 当事者又は参加人は、聴聞の期日に出頭して、意見を述べ、及び証拠書類等を提出し、並びに主宰者の許可を得て行政庁の職員に対し質問を発することができる。
- 3 前項の場合において、当事者又は参加人は、主宰者の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。
- 4 主宰者は、聴聞の期日において必要があると認めるときは、当事者若しくは参加人に対し質問を発し、意見の陳述若しくは証拠書類等の提出を促し、又は行政庁の職員に対し説明を求めることができる。
- 5 主宰者は、当事者又は参加人の一部が出頭しないときであっても、聴聞の期日における審理を行うことができる。
- 6 聴聞の期日における審理は、行政庁が公開することを相当と認めるときを除き、公開しない。

(陳述書等の提出)

- 第21条** 当事者又は参加人は、聴聞の期日への出頭に代えて、主宰者に対し、聴聞の期日までに陳述書及び証拠書類等を提出することができる。
- 2 主宰者は、聴聞の期日に出頭した者に対し、その求めに応じて、前項の陳述書及び証拠書類等を示すことができる。

(続行期日の指定)

- 第22条** 主宰者は、聴聞の期日における審理の結果、なお聴聞を続行する必要があると認めるときは、更に新たな期日を定めることができる。
- 2 前項の場合においては、当事者及び参加人に対し、あらかじめ、次回の聴聞の期日及び場所を書面により通知しなければならない。ただし、聴聞の期日に出頭した当事者及び参加人に対しては、当該聴聞の期日においてこれを告知すれば足りる。
 - 3 第15条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の名あて人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から2週間を経過したとき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、掲示を始めた日の翌日）」と読み替えるものとする。

(当事者の不出頭等の場合における聴聞の終結)

- 第23条** 主宰者は、当事者の全部若しくは一部が正当な理由なく聴聞の期日に出頭せず、かつ、第21条第1項に規定する陳述書若しくは証拠書類等を提出しない場合、又は参加人の全部若しくは一部が聴聞の期日に出頭しない場合には、これらの者に対し改めて意見を述べ、及び証拠書類等を提出する機会を与えることなく、聴聞を終結することができる。
- 2 主宰者は、前項に規定する場合のほか、当事者の全部又は一部が聴聞の期日に出頭せず、かつ、第21条第1項に規定する陳述書又は証拠書類等を提出しない場合におい

て、これらの者の聴聞の期日への出頭が相当期間引き続き見込めないときは、これらの者に対し、期限を定めて陳述書及び証拠書類等の提出を求め、当該期限が到来したときに聴聞を終結することとすることができる。

（聴聞調書及び報告書）

第24条 主宰者は、聴聞の審理の経過を記載した調書を作成し、当該調書において、不利益処分の原因となる事実に対する当事者及び参加人の陳述の要旨を明らかにしておかなければならない。

2 前項の調書は、聴聞の期日における審理が行われた場合には各期日ごとに、当該審理が行われなかった場合には聴聞の終結後速やかに作成しなければならない。

3 主宰者は、聴聞の終結後速やかに、不利益処分の原因となる事実に対する当事者等の主張に理由があるかどうかについての意見を記載した報告書を作成し、第1項の調書とともに行政庁に提出しなければならない。

4 当事者又は参加人は、第1項の調書及び前項の報告書の閲覧を求めることができる。

（聴聞の再開）

第25条 行政庁は、聴聞の終結後に生じた事情にかんがみ必要があると認めるときは、主宰者に対し、前条第3項の規定により提出された報告書を返還して聴聞の再開を命ずることができる。第22条第2項本文及び第3項の規定は、この場合について準用する。

（聴聞を経てされる不利益処分の決定）

第26条 行政庁は、不利益処分の決定をするときは、第24条第1項の調書の内容及び同条第3項の報告書に記載された主宰者の意見を十分に参酌してこれをしなければならない。

第3節 弁明の機会の付与

（弁明の機会の付与の方式）

第27条 弁明は、行政庁が口頭であることを認めたときを除き、弁明を記載した書面（以下「弁明書」という。）を提出してするものとする。

2 弁明をするときは、証拠書類等を提出することができる。

（弁明の機会の付与の通知の方式）

第28条 行政庁は、弁明書の提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時）までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

（1） 予定される不利益処分の内容及び根拠となる条例等の条項

（2） 不利益処分の原因となる事実

（3） 弁明書の提出先及び提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、

その旨並びに出頭すべき日時及び場所)

(聴聞に関する手続の準用)

第29条 第15条第3項及び第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、「同項第3号及び第4号」とあるのは「同条第3号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第3項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第3項後段」と読み替えるものとする。

第4章 行政指導

(行政指導の一般原則)

第30条 行政指導にあっては、行政指導に携わる者は、当該県の機関の任務又は所掌事務の範囲を逸脱してはならないこと及び行政指導の内容が相手方の任意の協力によって実現されるものであることに留意しなければならない。

- 2 行政指導に携わる者は、その相手方が行政指導に従わなかったことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。ただし、他の条例で定めるところにより、その相手方に意見を述べる等の機会を与えた上で、行政指導の事実その他当該条例で定める事項を公表することを妨げない。

一部改正〔平成27年条例13号〕

(申請に関連する行政指導)

第31条 申請の取下げ又は内容の変更を求める行政指導にあっては、行政指導に携わる者は、申請者が当該行政指導に従う意思がない旨を明確に表明したにもかかわらず当該行政指導を継続すること等により当該申請者の権利の行使を妨げるようなことをしてはならない。

- 2 前項の規定は、申請者が行政指導に従わないことにより公の利益に著しい障害を生ずるおそれがある場合に、当該行政指導に携わる者が当該行政指導を継続することを妨げない。

(許認可等の権限に関連する行政指導)

第32条 許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を有する県の機関が、当該権限を行使することができない場合又は行使する意思がない場合においてする行政指導にあっては、行政指導に携わる者は、当該権限を行使し得る旨を殊更に示すことにより相手方に当該行政指導に従うことを余儀なくさせるようなことをしてはならない。

(行政指導の方式)

第33条 行政指導に携わる者は、その相手方に対して、当該行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を明確に示さなければならない。

- 2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、県の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。
 - (1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項
 - (2) 前号の条項に規定する要件
 - (3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由
 - 3 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前2項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。
 - 4 前項の規定は、次に掲げる行政指導については、適用しない。
 - (1) 相手方に対しその場において完了する行為を求めるもの
 - (2) 既に文書（前項の書面を含む。）又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）によりその相手方に通知されている事項と同一の内容を求めるもの
- 一部改正〔平成17年条例8号・27年13号〕

（複数の者を対象とする行政指導）

第34条 同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導をしようとするときは、県の機関は、あらかじめ、事案に応じ、これらの行政指導に共通してその内容となるべき事項を定め、かつ、行政上特別の支障がない限り、これを公表しなければならない。

（行政指導の中止等の求め）

- 第35条** 法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした県の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。
- 2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。
 - (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
 - (2) 当該行政指導の内容
 - (3) 当該行政指導がその根拠とする法律又は条例の条項
 - (4) 前号の条項に規定する要件
 - (5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由
 - (6) その他参考となる事項
 - 3 当該県の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

全部改正〔平成27年条例13号〕

（この章の解釈）

第36条 この章の規定は、県の機関が公の利益のために必要な行政指導を行うことを妨げるものと解釈してはならない。

第5章 処分等の求め

追加〔平成27年条例13号〕

第37条 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する県の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- （1） 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- （2） 法令に違反する事実の内容
- （3） 当該処分又は行政指導の内容
- （4） 当該処分又は行政指導の根拠となる法令の条項
- （5） 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由
- （6） その他参考となる事項

3 当該行政庁又は県の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。

追加〔平成27年条例13号〕

第6章 届出

一部改正〔平成27年条例13号〕

第38条 届出が届出書の記載事項に不備がないこと、届出書に必要な書類が添付されていることその他の条例等に定められた届出の形式上の要件に適合している場合は、当該届出が条例等により当該届出の提出先とされている機関の事務所に到達したときに、当該届出をすべき手続上の義務が履行されたものとする。

2 行政庁は、届出をしようとする者又は届出者の求めに応じ、届出書の記載及び添付書類に関する事項その他の届出に必要な情報の提供に努めなければならない。

一部改正〔平成27年条例13号〕

第7章 雑則

一部改正〔平成27年条例13号〕

（写しの交付）

第39条 当事者等は、行政庁（神奈川県情報公開条例（平成12年神奈川県条例第26号）第3条第2項に規定する実施機関（議会及び県が設立した地方独立行政法人を除く。）に限る。以下この条において同じ。）に対し第18条第1項及び第2項の資料（閲覧を拒否されたものを除く。）の写しの交付を求めることができる。

2 当事者又は参加人は、行政庁に対し第24条第1項の調書及び同条第3項の報告書の写しの交付を求めることができる。

3 前2項の規定は、行政手続法第18条第1項及び第2項の資料（閲覧を拒否されたものを除く。）又は同法第24条第1項の調書及び同条第3項の報告書について準用する。

4 前3項の規定による資料、調書及び報告書の写しの交付に要する費用は、これらの写しの交付を求める者の負担とする。

一部改正〔平成12年条例26号・21年89号・27年13号〕

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成7年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前に第15条第1項又は第28条の規定による通知に相当する行為がされた場合においては、当該通知に相当する行為に係る不利益処分の手続に関しては、第3章の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この条例の施行前に、届出その他規則で定める行為（以下「届出等」という。）がされた後一定期間内に限りすることができることとされている不利益処分に係る当該届出等がされた場合においては、当該不利益処分に係る手続に関しては、第3章の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関して必要な経過措置は、規則で定める。

附 則（平成12年3月28日条例第26号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成12年3月28日条例第37号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

（神奈川県行政手続条例の一部改正に伴う経過措置）

2 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）による改正前の民法（明治29年法律第89号）の規定による浪費を原因とする準禁治産の宣告（以下「浪費に係る準禁治産宣告」という。）を受けた準禁治産者（当該宣告が取り消されるまでの間にある者に限る。以下「浪費に係る準禁治産者」という。）の保佐人については、第1条の規定による改正後の神奈川県行政手続条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成16年12月28日条例第80号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成17年3月29日条例第8号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内で規則で定める日から施行する。

（平成17年6月規則第128号で、同17年7月1日から施行）

附 則（平成18年3月31日条例第39号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年6月1日条例第33号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年12月28日条例第89号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、地方独立行政法人神奈川県立病院機構（以下「病院機構」という。）の成立の日から施行する。（後略）

附 則（平成25年1月11日条例第34号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月20日条例第13号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にされた第1条の規定による改正前の神奈川県行政手続条例第35条第1項の規定による苦情の申出でこの条例の施行の際まだその処理がされていないもの又は同条第2項の規定による適切な措置が講じられていないものについては、なお従前の例による。

（職員の退職手当に関する条例の一部改正）

- 3 職員の退職手当に関する条例（昭和29年神奈川県条例第7号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（神奈川県県税条例の一部改正）

- 4 神奈川県県税条例（昭和45年神奈川県条例第26号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（神奈川県消費生活条例の一部改正）

- 5 神奈川県消費生活条例（昭和55年神奈川県条例第1号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成28年3月29日条例第20号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

許認可等事務の標準処理期間に関する規程

(平成 29 年 9 月 29 日訓令第 13 号)

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 6 条及び神奈川県行政手続条例（平成 7 年神奈川県条例第 1 号）第 6 条に規定する標準的な期間に関し必要な事項を定めるものとする。

(処理及び経由の日数)

第 2 条 許可、認可、免許その他の申請者に対し何らかの利益を付与する処分を求める申請に基づいて行う事務（以下「許認可等事務」という。）は、当該申請に対して諾否の応答をすべき行政庁（以下単に「行政庁」という。）が許認可等事務の種類ごとに定めた処理日数及び経由日数の範囲内で処理するものとする。

(日数の算定方法)

第 3 条 前条の処理日数及び経由日数は、次に定めるとおりとする。

- (1) 処理日数は、行政庁において許認可等事務を処理するまでに通常要すべき標準的な日数をいい、その日数の算定については、行政庁の事務所に申請が到達した日の翌日から起算して、当該申請に対する処分をする日までの日数（当該申請が到達した日に処分する場合は、即日）とする。
- (2) 経由日数は、経由所（申請が行政庁と異なる機関を経ることとされている場合における当該機関をいう。以下同じ。）において許認可等事務を処理するまでに通常要すべき標準的な日数をいい、その日数の算定については、経由所に申請が到達した日の翌日から起算して、その経由所から他の経由所又は行政庁に当該申請が到達する日までの日数とする。
- 2 前項の算定においては、次に掲げる日数は算入しないものとする。
 - (1) 神奈川県の休日を定める条例（平成元年神奈川県条例第 12 号）第 1 条第 1 項に規定する県の休日の日数
 - (2) 申請期間を定め、その期間内に申請のあったものを一括して処理する場合における当該申請期間の末日までの日数
 - (3) 申請書の不備等の理由により申請を補正するために必要とする日数（申請者に照会し、及び申請者が審査に必要な新たな書類、資料等を添付するために必要とする日数を含む。）
 - (4) 申請者が自ら申請内容を変更するために必要とする日数
 - (5) 公聴会の開催等申請者以外の者の意見を聴くために必要とする日数
 - (6) 神奈川県土地利用調整条例（平成 8 年神奈川県条例第 10 号）第 3 条第 1 項又は第 8 条第 1 項の規定により協議を要する場合における同条例第 5 条第 1 項に規定する審査結果通知書又は同条例第 8 条第 4 項に規定する再審査結果通知書が交付されるまでの日数

（例外規定）

第4条 処理に異例な事務を必要とし、決裁責任者（神奈川県事務決裁規程（昭和35年神奈川県訓令第17号）第2条に規定する決裁責任者をいう。）が特に処理日数又は経由日数の範囲内で処理することができないと認める事務については、第2条の規定にかかわらず、当該日数を超えて処理することができる。この場合においては、その旨、その理由、審査の進行状況及び処分 of 時期の見通しを申請者に通知するものとする。

（公表）

第5条 処理日数及び経由日数は、政策局政策部政策法務課が所管する情報システムに登録することにより公表するものとする。

附 則

- 1 この訓令は、平成29年10月1日から施行する。
- 2 許認可等事務の標準処理期間に関する規程（平成6年神奈川県訓令第24号）は、廃止する。
- 3 この訓令の施行の日前に到達した申請に係る許認可等事務の処理日数等については、なお従前の例による。

【参考】行政手続情報 閲覧サービスの抜粋（第5条関係）

名称	処 理 室 課 所
屋外広告業者の登録【標準処理期間 14 日】	県土整備局都市整備課
屋外広告業者の登録の更新【標準処理期間 14 日】	県土整備局都市整備課
屋外広告物又は屋外広告物掲出物件に係る許可、禁止及び基準に関する規定の適用除外の決定【標準処理期間 125 日】	県土整備局都市整備課
登録試験期間が行う試験に合格した者等と同等以上の知識を有する者の認定【標準処理期間 6 日】	県土整備局都市整備課
屋外広告物の表示又は屋外広告物掲出物件の設置の許可【標準処理期間 10 日】	県土整備局土木事務所 （都市整備課関係）
屋外広告物の表示又は屋外広告物掲出物件の設置の許可の内容変更等の許可【標準処理期間 7 日】	県土整備局土木事務所 （都市整備課関係）
屋外広告物の表示又は屋外広告物掲出物件の設置の継続の許可【標準処理期間 10 日】	県土整備局土木事務所 （都市整備課関係）

神奈川県屋外広告物関係法令集

令和 7 年度版

神奈川県 県土整備局 都市部 都市整備課
〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通 1
電話 045-210-6201（直通）